

## 第2節 社会的状況

対象道路事業実施区域及びその周囲の社会的状況を既存文献等によりとりまとめました。調査結果の概要は次表に示すとおりです。

項目	対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
人口の状況	平成12年から22年の人口は、大阪府中央区、西区、福島区、北区、鶴見区、都島区、西淀川区、淀川区、城東区、四條畷市、吹田市、大阪市東成区、此花区では増加傾向を示しています。大阪市旭区、東淀川区、寝屋川市、門真市、守口市、大東市、東大阪市、豊中市では減少傾向を示しています。
産業の状況	平成12年から平成22年の就業者数は、大阪府福島区、西区、鶴見区、北区及び中央区では増えていますが、それ以外の市区では、すべて減少しており、就業率はすべての市区において低下しています。また、就業形態としては、すべての市区において第3次産業の就業者が多くなっています。
土地利用の状況	調査区域の土地利用は、東側は住宅と工業用地が混在しており、西側は商業・業務用地が多くなっています。
河川の利用の状況	淀川は、調査区域のすべての河川を水系に含む日本でも有数の河川です。淀川から取水された水は、浄化され調査区域全域に飲料水を供給しています。また、数多くの河川公園が整備され、スポーツ・レクリエーション等に利用されると同時に、植物や動物の生育地としても重要です。 また、調査区域における主要な河川については、神崎川は古くから農業用水や水運に使用されてきました。寝屋川は、昔は水運に使用されてきましたが、過去に大規模な干拓が行われ、中流では天井川となり、高い堤防が連続する結果となっています。大川は淀川の旧流路にあたる河川で遊歩道が整備され、大阪府中心部では数少ない親水空間を提供しています。
地下水の利用の状況	平成25年の地下水（工業用水法第24条の規定に基づく井戸）の採取量は、吹田市が最も多く、次いで豊中市、守口市の順になっています。
交通の状況	調査区域の東側に近畿自動車道が南北方向に走っており、大阪府街地を中心として高速大阪東大阪線、高速大阪守口線、高速大阪池田線等が放射方向に走っています。それら自動車専用道路を補完する形で、一般国道及び主要地方道が走っています。また、鉄道網は、大阪府街地を中心にJR、地下鉄、私鉄が放射方向に整備されています。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	調査区域は、ほぼ全域が市街地化されており、幼稚園や小中学校等の教育施設、病院や老人ホーム等の医療福祉施設が数多く分布しています。また、人口集中(DID)地区は寝屋川市、大東市の一部を除き、ほぼ全域に分布しています。
下水道の整備の状況	調査対象地域の下水道普及率は、門真市以外はほぼ100%となっています。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況は、以下のとおりです。 ・「大気汚染防止法」に規定する硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制基準の適用地域に指定されています。 ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に規定する窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域です。 ・「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区として、今米特別緑地保全地区が指定されています。 ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区等として、淀川鳥獣保護区が指定されています。 ・「文化財保護法」に基づく国指定の特別史跡である大坂城跡をはじめとして、史跡、名勝、天然記念物が存在します。また、対象道路事業実施区域に含まれる建造物及び埋蔵文化財包蔵地として、淀川旧分流施設及び榎並城跡伝承地、長柄西遺跡、京街道、三島街道が存在します。

項目	対象道路事業実施区域及びその周囲の概況
<p>(つづき)</p> <p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>(つづき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市計画法」に基づく風致地区として、大川風致地区が指定されています。</li> <li>・「環境基本法」に基づく騒音の種類は、調査区域のほぼ全域が指定されており、A 類型、B 型及び C 類型の地域が存在します。</li> <li>・「環境基本法」に基づく河川の種類は、淀川が B 類型及び C 類型に、神崎川が B 類型に、寝屋川水域が C 類型及び D 類型に、大川が B 類型に指定されており、その他の河川は B 類型もしくは C 類型に指定されています。</li> <li>・「環境基本法」に基づく公害防止計画として「第 9 次 大阪地域公害防止計画」があり、策定地域の範囲（守口市除く）に含まれます。</li> <li>・「騒音規制法」に基づく自動車騒音の限度に係る地域として、調査区域のほぼ全域が指定されており、a 区域、b 区域及び c 区域の地域が存在します。</li> <li>・「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度に係る区域として、調査区域のほぼ全域が指定されており、第一種区域及び第二種区域の地域が存在します。</li> <li>・「水質汚濁防止法」に基づく「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」に規定された上乘せ排水基準の適用を受けます。</li> <li>・「水質汚濁防止法」に基づく指定地域に該当します。</li> <li>・「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく関係府県の区域に該当します。</li> <li>・調査区域には、「土壌汚染対策法」に基づく「形質変更時要届出区域」の指定が 46 箇所あり、そのうち対象道路事業実施区域内に 1 箇所があります。</li> <li>・調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「指定区域」の指定が 13 箇所あります。</li> <li>・調査対象地域において都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画が策定されています。</li> <li>・「都市計画法」に基づく用途地域は、一部の市街化調整区域を除き、ほぼ全域に指定されています。</li> <li>・「大阪府環境基本条例」が策定されており、調査対象地域の各市においても環境基本条例が策定されています。</li> <li>・「大阪 21 世紀の新環境総合計画」が策定されており、調査対象地域のうち 7 市においても環境基本計画が策定されています。</li> <li>・「大阪府自然環境保全条例」により、「みどりの大阪推進計画」が策定されており、調査区域は、「大阪市地域」、「北大阪地域」、「東大阪地域」に該当します。</li> <li>・「大阪府景観計画」に基づく景観計画区域として、「大阪中央環状線等沿道区域」、「第二京阪道路沿道区域」、「淀川等沿岸区域」、「京街道」が指定されています。</li> <li>・大阪府では生活環境の保全等に関して大阪府の施策や公害の防止のための規制等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を策定しています。</li> <li>・調査区域には「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく要届出管理区域があります。</li> </ul>
<p>その他の事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象地域における公害の苦情受理件数について、大気汚染・騒音に関しての苦情が多くなっています。</li> <li>・建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」により、基本的な枠組みが決められています。</li> <li>・建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正処理を行うこととされています。</li> <li>・原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に従い、再生資源のリサイクル等を行うことが規定されています。</li> <li>・大阪府においては、「大阪府建設リサイクル推進計画 2011」（平成 23 年 3 月、大阪府）を策定し、リサイクル率の目標値を定めています。</li> <li>・大阪府の廃棄物に関する条例については、「大阪府循環型社会形成推進条例」及び「建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」等が定められています。</li> <li>・調査区域には、産業廃棄物中間処理施設が 26 箇所あります。</li> </ul>

## 2.1 人口及び産業の状況

### 1) 人口の状況

調査対象地域の人口の状況は、表 4-2-1 に示すとおりです。

平成 22 年の調査対象地域の人口は、東大阪市が最も多く、次いで豊中市、吹田市、寝屋川市、大阪市東淀川区の順になっています。

人口の経年変化を見ると、大阪市中央区、西区、福島区、北区、鶴見区、都島区、西淀川区、淀川区、城東区、四條畷市、吹田市、大阪市東成区、此花区では平成 12 年から 22 年にかけて増加傾向を示しています。また、大阪市旭区、東淀川区、寝屋川市、門真市、守口市、大東市、東大阪市、豊中市では減少傾向を示しています。

表 4-2-1 人口の状況

市区名	面積(km <sup>2</sup> )	上段：人口(人) 下段：人口密度(人/km <sup>2</sup> )			人口増加率(%)
		平成12年	平成17年	平成22年	
大阪市(全域)	222.47	2,598,774	2,628,811	2,665,314	2.6
		11,681	11,816	11,981	
都島区	6.05	97,253	99,831	102,632	5.5
		16,075	16,501	16,964	
福島区	4.67	55,733	60,959	67,290	20.7
		11,934	13,053	14,409	
此花区	16.41	65,037	63,809	65,569	0.8
		3,963	3,888	3,996	
西区	5.20	63,402	72,591	83,058	31.0
		12,193	13,960	15,973	
西淀川区	14.23	92,465	95,662	97,504	5.4
		6,498	6,723	6,852	
東淀川区	13.25	183,888	178,343	176,585	-4.0
		13,878	13,460	13,327	
東成区	4.55	78,580	78,929	80,231	2.1
		17,270	17,347	17,633	
旭区	6.30	99,231	95,204	92,455	-6.8
		15,751	15,112	14,675	
城東区	8.42	157,936	160,925	165,832	5.0
		18,757	19,112	19,695	
淀川区	12.64	163,370	169,222	172,078	5.3
		12,925	13,388	13,614	
鶴見区	8.16	101,971	107,419	111,182	9.0
		12,496	13,164	13,625	
北区	10.33	91,952	100,385	110,392	20.1
		8,901	9,718	10,687	
中央区	8.88	55,324	66,818	78,687	42.2
		6,230	7,525	8,861	
豊中市	36.38	391,726	386,623	389,341	-0.6
		10,768	10,627	10,702	
吹田市	36.11	347,929	353,885	355,798	2.3
		9,635	9,800	9,853	
守口市	12.73	152,298	147,465	146,697	-3.7
		11,964	11,584	11,524	
寝屋川市	24.73	250,806	241,816	238,204	-5.0
		10,142	9,778	9,632	
大東市	18.27	128,917	126,504	127,534	-1.1
		7,056	6,924	6,981	
門真市	12.28	135,648	131,706	130,282	-4.0
		11,046	10,725	10,609	
東大阪市	61.81	515,094	513,821	509,533	-1.1
		8,334	8,313	8,244	
四條畷市	18.74	55,136	57,342	57,554	4.4
		2,942	3,060	3,071	
大阪府	1,898.47	8,805,081	8,817,166	8,865,245	0.7
		4,638	4,644	4,670	

注1) 平成12年及び平成17年の人口は、平成22年10月1日現在の市区町村の境域に基づいて組み替えた人口を示します。

注2) 面積は、平成22年度大阪府統計年鑑(平成23年3月、大阪府)によります。

注3) 人口増加率(%)は、(H22年-H12年)/H12年で算出しています。

出典：平成22年国勢調査報告(総務省統計局)

平成17年国勢調査報告(総務省統計局)

平成22年度大阪府統計年鑑(平成23年3月、大阪府)



## 2) 産業の状況

調査対象地域の産業人口の状況は、表 4-2-2(1)～(2)に示すとおりです。

平成 12 年から平成 22 年の就業者数は、大阪市福島区、西区、鶴見区、北区及び中央区では増えていますが、それ以外の市区では、すべて減少しており、就業率はすべての市区において低下しています。

就業形態としては、すべての市区において第 3 次産業の就業者が多くなっています。

表 4-2-2(1) 産業人口の状況

市区名	年次	産業別就業者数 (人)				人口 (人)	就業率 (%)
		第 1 次	第 2 次	第 3 次	総数		
大阪市(全域)	H12 年	1,220	358,512	857,683	1,231,235	2,598,774	47
	H17 年	1,052	290,005	846,088	1,159,848	2,628,811	44
	H22 年	995	235,506	786,671	1,143,389	2,665,314	43
都島区	H12 年	19	12,104	32,848	46,402	97,253	48
	H17 年	11	10,386	33,755	45,500	99,831	46
	H22 年	18	8,269	32,832	46,043	102,632	45
福島区	H12 年	14	6,802	21,789	28,802	55,733	52
	H17 年	5	5,534	23,074	29,254	60,959	48
	H22 年	7	5,304	23,472	32,570	67,290	48
此花区	H12 年	26	10,341	19,969	30,585	65,037	47
	H17 年	32	8,552	20,425	29,207	63,809	46
	H22 年	31	6,877	19,307	28,983	65,569	44
西区	H12 年	13	6,255	26,430	32,962	63,402	52
	H17 年	7	5,655	25,918	32,487	72,591	45
	H22 年	12	5,165	26,854	33,948	83,058	41
西淀川区	H12 年	48	16,942	26,960	44,194	92,465	48
	H17 年	28	14,628	28,464	43,766	95,662	46
	H22 年	25	12,518	26,976	42,938	97,504	44
東淀川区	H12 年	88	24,706	59,267	85,747	183,888	47
	H17 年	85	19,534	56,787	78,286	178,343	44
	H22 年	78	15,735	51,460	75,964	176,585	43
東成区	H12 年	23	12,983	25,834	39,050	78,580	50
	H17 年	19	10,745	25,763	37,246	78,929	47
	H22 年	23	8,800	23,946	36,255	80,231	45
旭区	H12 年	26	13,046	32,822	46,481	99,231	47
	H17 年	25	10,190	31,572	42,726	95,204	45
	H22 年	29	8,070	27,812	39,432	92,455	43
城東区	H12 年	50	23,810	53,196	77,565	157,936	49
	H17 年	43	20,588	54,058	75,298	160,925	47
	H22 年	47	16,110	50,735	73,637	165,832	44
淀川区	H12 年	60	23,141	57,116	81,932	163,370	50
	H17 年	58	19,346	59,108	80,275	169,222	47
	H22 年	76	16,281	55,732	79,621	172,078	46
鶴見区	H12 年	81	17,320	29,789	47,446	101,971	47
	H17 年	84	14,845	32,625	48,574	107,419	45
	H22 年	76	12,480	31,836	48,349	111,182	43
北区	H12 年	28	9,434	35,639	45,731	91,952	50
	H17 年	25	7,737	37,189	46,609	100,385	46
	H22 年	20	7,333	37,774	52,090	110,392	47
中央	H12 年	36	4,781	25,655	30,813	55,324	56
	H17 年	23	4,523	24,930	30,328	66,818	45
	H22 年	29	4,507	27,627	38,106	78,687	48

表 4-2-2(2) 産業人口の状況

市区名	年次	産業別就業者数 (人)				人口 (人)	就業率 (%)
		第1次	第2次	第3次	総数		
豊中市	H12年	407	46,439	136,159	187,763	391,726	48
	H17年	389	38,202	134,829	179,550	386,623	46
	H22年	404	33,040	125,838	172,729	389,341	44
吹田市	H12年	226	36,194	126,091	165,865	347,929	48
	H17年	274	30,419	128,776	163,946	353,885	46
	H22年	317	28,052	119,799	159,047	355,798	45
守口市	H12年	91	25,086	44,564	71,736	152,298	47
	H17年	136	20,741	42,437	66,236	147,765	45
	H22年	110	16,087	39,486	62,115	146,697	42
寝屋川市	H12年	323	39,859	79,803	121,861	250,806	49
	H17年	380	33,303	76,556	112,855	241,816	47
	H22年	278	26,117	70,855	104,820	238,204	44
大東市	H12年	119	23,605	36,210	60,601	128,917	47
	H17年	156	20,278	37,813	59,646	126,504	47
	H22年	108	16,872	35,215	55,578	127,534	44
門真市	H12年	176	25,932	40,788	67,278	135,648	50
	H17年	168	20,647	38,632	60,789	131,706	46
	H22年	134	15,791	33,526	54,885	130,282	42
東大阪市	H12年	794	93,360	152,473	251,452	515,094	49
	H17年	672	76,800	147,750	233,713	513,821	45
	H22年	665	63,144	136,962	218,406	509,533	43
四條畷市	H12年	149	9,827	16,383	26,624	55,136	48
	H17年	123	8,006	17,685	26,459	57,342	46
	H22年	106	6,431	15,793	23,404	57,554	41
大阪府	H12年	22,493	1,245,424	2,698,939	4,134,181	8,805,081	47
	H17年	22,861	1,034,592	2,796,504	3,954,211	9,917,166	40
	H22年	19,228	867,157	2,621,746	3,815,052	8,865,245	43

注) 総数には分類不能の産業等についても含みます

出典：平成12年国勢調査報告(総務省統計局ホームページ)

平成17年国勢調査報告(総務省統計局ホームページ)

平成22年国勢調査報告(総務省統計局ホームページ)

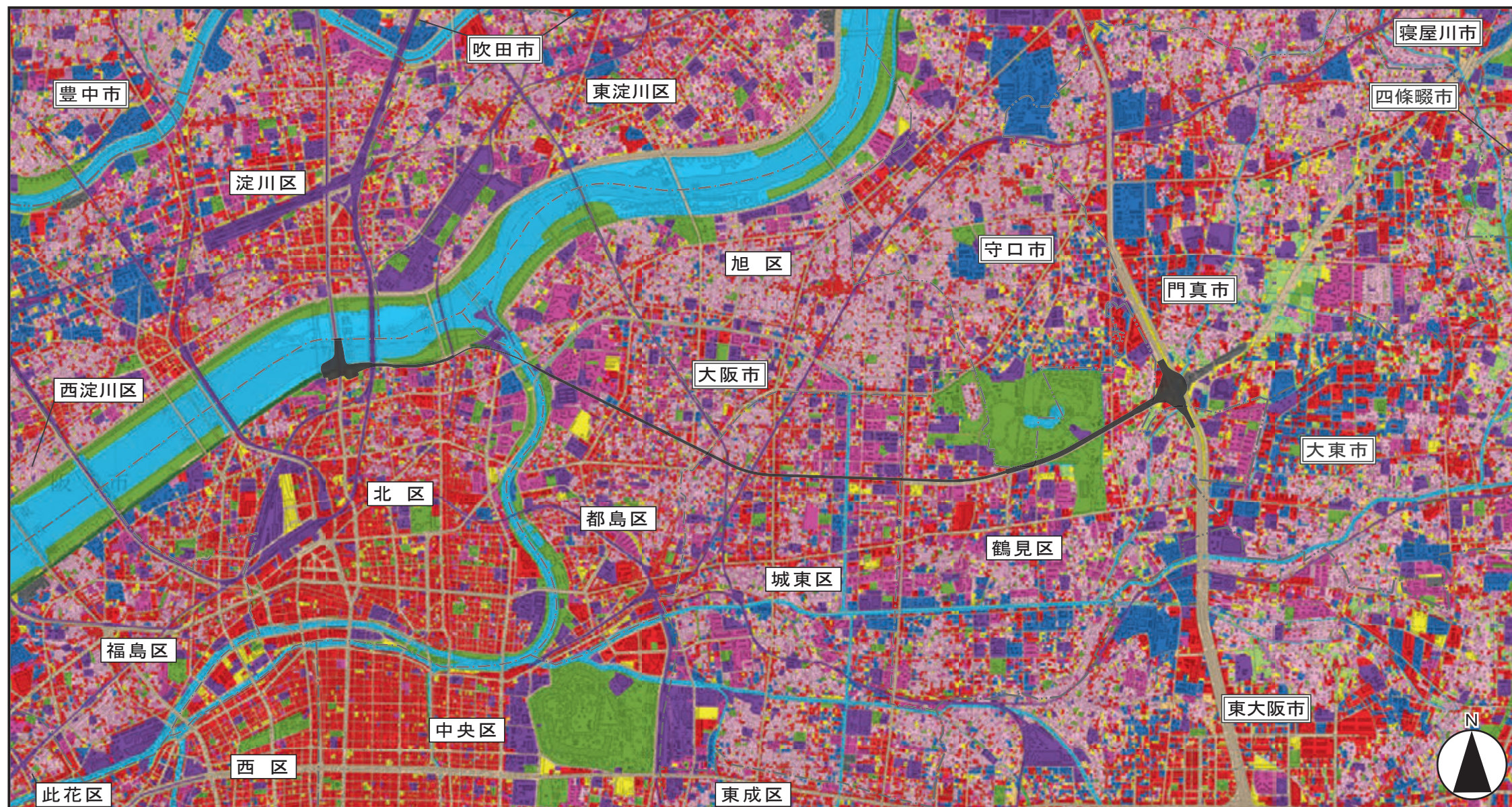
## 2.2 土地利用の状況

調査区域における土地利用の状況は図 4-2-1 に、土地利用基本計画の地域指定状況は図 4-2-2 に示すとおりです。

調査区域の土地利用は、東側は住宅と工業用地が混在しており、西側は商業・業務用地が多くなっています。

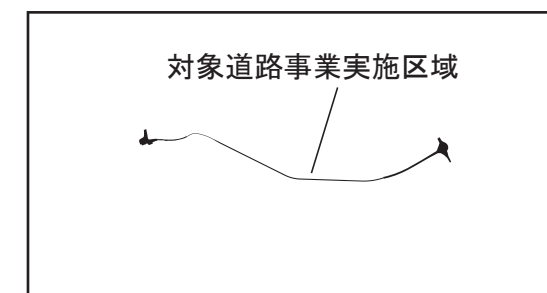
調査区域の土地利用基本計画については、すべて都市地域に指定されています。





凡 例					
記号	名称	記号	名称	記号	名称
	田		一般低層住宅地		道路用地
	畑・その他の用地		密集低層住宅地		公園・緑地等
	造成中地		中高層住宅地		その他の公共施設用地
	空地		商業・業務用地		河川・湖沼等
	工業用地		山林・荒地等		その他

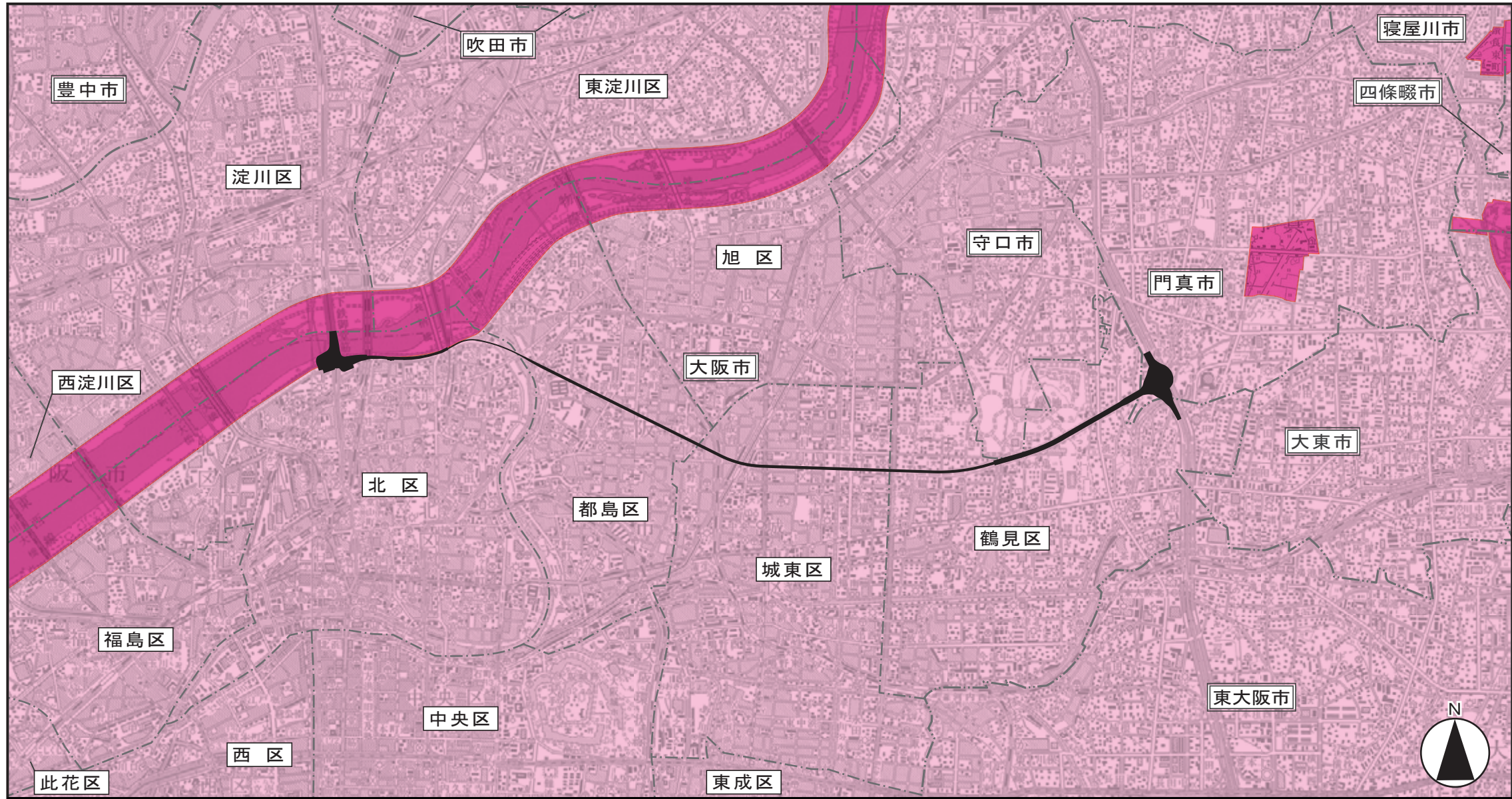
出典：数値地図5000（土地利用）（平成23年11月、財団法人日本地図センター）





図名

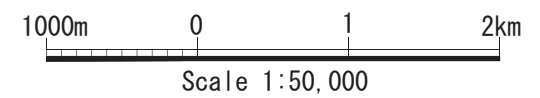
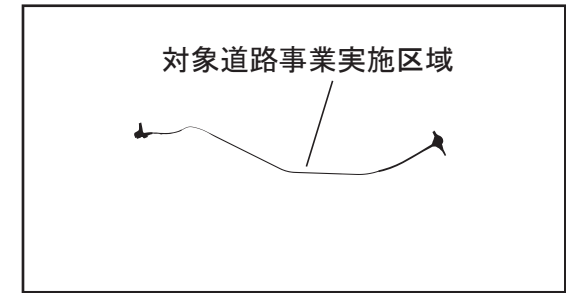
図4-2-1 土地利用状況図





凡 例	
記 号	名 称
大阪府域全域	都市地域
	市街化区域
	市街化調整区域

出典：大阪都市計画図（平成26年12月、大阪市）  
 北部大阪都市計画図（豊中市）（平成26年4月、豊中市ホームページ）  
 北部大阪都市計画図（吹田市）（平成25年8月、吹田市）  
 寝屋川市都市計画図（平成26年1月、寝屋川市）  
 守口市都市計画図（平成26年4月、守口市ホームページ）  
 東部大阪都市計画総括図（門真市）（平成26年4月、門真市）  
 東部大阪都市計画総括図（大東市）（平成23年3月、大東市）  
 東部大阪都市計画（東大阪市）都市計画図（平成26年8月、東大阪市）  
 東部大阪都市計画総括図（四條畷市）（平成26年4月、四條畷市ホームページ）



図名

図4-2-2 土地利用基本計画図



## 2.3 河川の利用並びに地下水の利用の状況

### 1) 河川の利用の状況

調査区域における主要な河川の利用状況は、以下のとおりです。

淀川は、表 4-2-3 に示す河川のすべてを水系を含む日本でも有数の河川です。淀川から取水された水は、浄化され調査区域全域に飲料水を供給しています。また、数多くの河川公園が整備され、スポーツ・レクリエーション等に利用されると同時に、植物や動物の生育地としても重要です。

神崎川は、古くから農業用水や水運に使用されてきました。一時、工業排水等で著しく汚染された時期もありましたが、防潮堤整備や川底の浚渫、下水道の整備などにより、近年では多数の生き物が棲める川になっています。

寝屋川は、昔は「野崎まいり」に歌われたように、水運に使用されてきました。過去に大規模な干拓が行われ、中流では天井川となり、高い堤防が連続する結果となっています。最近では、寝屋川再生ワークショップやそれを母体としたねや川水辺クラブなどの活動で、河川の清掃や生き物調査などが行われています。

大川は淀川の旧流路にあたる河川で遊歩道が整備され、大阪市中心部では数少ない親水空間を提供しています。また、中之島から桜宮に続く堤防には桜が植栽され、開花時期には多くの人でにぎわいます。また、7月末に行われる天神祭は、日本三大祭の一つに数えられ、大阪の夏の風物詩となっています。

調査区域の一級河川の流路延長は表 4-2-3 に示すとおりです。

表 4-2-3 一級河川の流路延長

水域	河川名	流路延長 (m)	水域	河川名	流路延長 (m)
淀川水域	淀川	35,100	寝屋川水域	鍋田川	2,864
				谷田川	2,570
神崎川水域	神崎川	18,592		清滝川	3,073
	天竺川	7,635		讃良川	2,925
寝屋川水域	寝屋川	21,241		岡部川	2,222
	古川	7,400	大阪市内 河川	旧淀川(大川、堂島川 及び安治川を含む)	14,230
	恩智川	15,441		土佐堀川	2,450
	第二寝屋川	11,630		木津川	8,800
	平野川	17,375		城北川	5,615
	平野川分水路	6,651		東横堀川	2,175

出典：大阪府管内河川指定状況調査書（平成19年3月、大阪府都市整備部河川室）

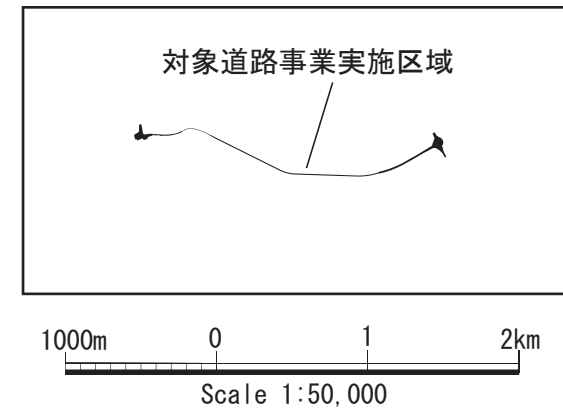
また、調査区域には、淀川水系及びその周辺地域における水道用水、工場用水、農業用水の取水口が、図 4-2-3 に示す通り、18箇所存在しています。





凡 例	
記号	名 称
○	水道用水
●	工業用水
●	農業用水

出典：主要水系調査成果閲覧システム（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）



図名

図4-2-3 取水口位置図



## 2) 地下水の利用の状況

調査対象地域における工業用水法第 24 条の規定に基づく井戸の使用状況は、表 4-2-4 に示すとおりです。

平成 25 年の地下水の採取量は、吹田市が最も多く、次いで豊中市、守口市の順になっています。

表 4-2-4 井戸の使用状況(平成 25 年)

市名	許可件数	井戸本数	1 日平均採取量 (m <sup>3</sup> /日)
大阪市	0	0	0
豊中市	4	6	506
吹田市	5	5	598
寝屋川市	2	2	5
門真市	1	1	100
守口市	1	1	288
大東市	0	0	0
東大阪市	2	2	47
四條畷市	0	0	0

出典：環境省全国地盤環境情報ディレクトリ（平成25年度版）（環境省ホームページ）

また、地下水の利用施設として、業務用（風呂水、掃除等の雑用水等）、農業用（水田、畑）の施設が、表 4-2-5 に示す 17 箇所存在しています。

表 4-2-5 地下水の利用施設数及び利用目的

区市名	地下水の利用施設数	地下水の利用目的		
		農業用	業務用	未使用
大阪市北区	4 箇所	—	4 箇所	—
大阪市都島区	1 箇所	—	1 箇所	—
大阪市城東区	2 箇所	—	1 箇所	1 箇所
大阪市鶴見区	9 箇所	9 箇所	—	—
守口市	0 箇所	—	—	—
門真市	1 箇所	1 箇所	—	—
計	17 箇所	10 箇所	6 箇所	1 箇所



## 2.4 交通の状況

調査区域の道路網及び交通量調査地点は、図 4-2-4(1)に示すとおりです。平成 22 年度の自動車交通量は、表 4-2-6(1)～(5)に示すとおりです。

調査区域の自動車専用道路は、東側に近畿自動車道が南北方向に走っており、大阪市街地を中心として高速大阪東大阪線、高速大阪守口線、高速大阪池田線等が放射方向に走っています。

調査区域の一般道路は、自動車専用道路を補完する形で、一般国道及び主要地方道が走っています。

「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)」(国土交通省)によると、自動車専用道路の平日 24 時間交通量は、近畿自動車道が約 6～11 万台/日、高速大阪東大阪線が約 5～13 万台/日、高速大阪守口線が約 5～8 万台/日となっています。また、一般国道で 5 万台/日を超える路線として、一般国道 1 号、一般国道 25 号、一般国道 308 号、一般国道 423 号があります。

調査区域の鉄道網は、図 4-2-4(2)に示すとおり、大阪市街地を中心に J R、地下鉄、私鉄が放射方向に整備されています。

表 4-2-6(1) 交通量の状況 (一般国道)

道路種別	地域区分	区間番号	路線名	交通量観測地点地名	調査区分	平日交通量	
						12 時間	24 時間
一般国道	大阪市	10010	一般国道 1 号	大阪市旭区森小路 1 丁目【関目 5】	12H	22,945	33,270
		10020	一般国道 1 号	大阪市旭区森小路 1 丁目【関目 5】	12H	21,805	31,617
		10030	一般国道 1 号	大阪市旭区森小路 1 丁目【関目 5】	12H	25,926	37,593
		10040	一般国道 1 号	大阪市北区天満 1 丁目	12H	24,177	35,057
		10050	一般国道 1 号	-	-	30,005	43,507
		10060	一般国道 1 号	-	-	42,593	69,001
		10070	一般国道 2 号	-	-	31,205	44,623
		10080	一般国道 2 号	-	-	23,998	34,797
		10190	一般国道 25 号	大阪府中央区備後町 4 丁目	24H	34,886	51,748
		10280	一般国道 163 号	大阪市旭区森小路 1 丁目	12H	22,202	31,527
		10290	一般国道 163 号	大阪市旭区新森 1 丁目	12H	28,264	40,135
		10300	一般国道 163 号	大阪市旭区新森 1 丁目	12H	28,232	40,089
		10330	一般国道 172 号	大阪市西区西本町 1 丁目	12H	13,315	18,641
		10340	一般国道 176 号	大阪市淀川区新高 1 丁目	24H	20,266	27,983
		10350	一般国道 176 号	大阪市北区中津 7 丁目	12H	25,206	35,288
		10360	一般国道 176 号	大阪市北区芝田 1 丁目	12H	24,120	33,768
		10370	一般国道 176 号	大阪市北区中津 7 丁目	12H	15,055	21,077
		10420	一般国道 308 号	大阪市城東区諏訪 4 丁目	12H	41,050	57,470
		10450	一般国道 423 号	-	-	89,352	125,093
		10460	一般国道 423 号	-	-	89,352	125,093
		10470	一般国道 423 号	大阪市北区豊崎 6 丁目	24H	93,860	135,891
		10480	一般国道 423 号	-	-	89,352	125,093
		10490	一般国道 423 号	大阪市淀川区東三国 6 丁目	24H	17,986	25,219
10500	一般国道 423 号	-	-	89,352	125,093		
10510	一般国道 423 号	大阪市北区豊崎 2 丁目	12H	12,278	17,189		
10520	一般国道 423 号	-	-	11,981	16,773		

注 1) 調査区分は、12H：12 時間観測地点、24H：24 時間観測地点、—：非観測区間を示します。

注 2) 調査区分が 12 時間の地点については、12 時間交通量に昼夜率を乗じて 24 時間交通量を算出しています。

注 3) 調査区分が非観測区間である地点の交通量は、交通量を観測した区間の結果と平成 17 年度交通量を用いた推定値を示しています。

出典：平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)(国土交通省)

表 4-2-6(2) 交通量の状況（一般国道、高速自動車国道、都市高速道路）

道路種別	地域区分	区間番号	路線名	交通量観測地点地名	調査区分	平日交通量	
						12時間	24時間
一般国道	大阪市	10530	一般国道 423 号	大阪市淀川区宮原 1 丁目	12H	13,109	18,353
		10540	一般国道 423 号	-	-	14,996	20,994
		10550	一般国道 479 号	大阪市旭区太子橋 2 丁目	12H	25,694	35,972
		10560	一般国道 479 号	大阪市旭区新森 1 丁目	12H	21,831	30,563
		10570	一般国道 479 号	大阪市城東区古市 2 丁目	24H	21,390	29,976
		10580	一般国道 479 号	大阪市界境	12H	25,712	35,997
		10590	一般国道 479 号	大阪市鶴見区鶴見 3 丁目	12H	24,395	34,153
	大阪府	10070	一般国道 1 号	守口市大日町 2 丁目	24H	39,525	57,452
		10180	一般国道 1 号(第二京阪道路)	寝屋川南 IC~門真 IC	24H	28,300	39,503
		10190	一般国道 1 号(第二京阪道路)	門真 IC~門真 JCT	24H	21,446	29,696
		10290	一般国道 1 号	門真市島頭	24H	20,441	28,883
		10300	一般国道 1 号	門真市葺島	24H	28,559	40,033
		10520	一般国道 163 号	守口市大宮通 4 丁目	12H	22,253	31,822
		10530	一般国道 163 号	門真市堂山町	12H	31,999	45,759
		10540	一般国道 163 号	門真市堂山町	12H	33,612	48,065
		10550	一般国道 163 号	門真市下島町	12H	26,973	38,302
		10560	一般国道 163 号	-	-	29,661	42,119
		10570	一般国道 163 号	寝屋川市堀溝 1 丁目	24H	24,116	34,304
		11210	一般国道 176 号	豊中市三国 2 丁目	24H	23,981	33,741
		11280	一般国道 308 号	東大阪市長田中 2 丁目	12H	41,045	57,463
11290	一般国道 308 号	東大阪市荒本北	24H	26,884	40,026		
11650	一般国道 479 号	守口市梅園町	12H	18,516	25,922		
高速自動車国道	大阪市	10	近畿自動車道	門真 JCT~大東鶴見 IC	24H	46,619	63,225
		20	近畿自動車道	大東鶴見 IC~東大阪北 IC	24H	78,859	106,593
	大阪府	120	近畿自動車道	門真 IC~門真 JCT	24H	49,283	65,875
		130	近畿自動車道	大東鶴見 IC~東大阪北 IC	24H	78,859	106,593
		140	近畿自動車道	東大阪北 IC~東大阪 JCT	24H	68,040	92,322
都市高速道路	大阪市	5040	高速大阪東大阪線	大阪市西区川口 1 丁目	24H	62,704	83,598
		5050	高速大阪東大阪線	大阪市西区江之子島 2 丁目	24H	58,731	78,771
		5060	高速大阪東大阪線	大阪市西区西本町 2 丁目	24H	91,456	126,166
		5070	高速大阪東大阪線	大阪市西区西本町 1 丁目	24H	68,910	96,065
		5080	高速大阪東大阪線	大阪府中央区船場中央 2 丁目	24H	97,401	132,837
		5090	高速大阪東大阪線	大阪府中央区農人橋 1 丁目	24H	73,514	96,474
		5100	高速大阪東大阪線	大阪府中央区法円坂 2 丁目	24H	62,212	83,403
		5110	高速大阪東大阪線	大阪府東成区深江北 1 丁目	24H	71,072	94,599
		5120	高速大阪守口線	大阪府北区南森町 1 丁目	24H	61,926	83,429
		5130	高速大阪守口線	大阪府北区末広町	24H	50,218	67,340
		5140	高速大阪守口線	大阪府北区錦町	24H	54,774	73,556

注 1) 調査区分は、12H：12 時間観測地点、24H：24 時間観測地点、—：非観測区間を示します。

注 2) 調査区分が 12 時間の地点については、12 時間交通量に昼夜率を乗じて 24 時間交通量を算出しています。

注 3) 調査区分が非観測区間である地点の交通量は、交通量を観測した区間の結果と平成 17 年度交通量を用いた推定値を示しています。

出典：平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）（国土交通省）

表 4-2-6 (3) 交通量の状況（都市高速道路、主要地方道（都道府県道））

道路種別	地域区分	区間番号	路線名	交通量観測地点地名	調査区分	平日交通量	
						12時間	24時間
都市高速道路	大阪市	5150	高速大阪守口線	大阪市都島区友渚町1丁目	24H	48,492	65,216
		5160	高速大阪守口線	大阪市都島区友渚町1丁目	24H	45,678	61,657
		5170	高速大阪守口線	大阪市旭区赤川1丁目	24H	39,940	54,461
		5180	高速大阪守口線	大阪市旭区中宮5丁目	24H	34,694	47,734
		5190	高速道路森小路線	大阪市旭区大宮1丁目	24H	8,174	10,461
		5350	高速大阪池田線	大阪市中央区高麗橋4丁目	24H	65,962	86,327
		5360	高速大阪池田線	大阪市中央区北浜4丁目	24H	70,628	93,337
		5370	高速大阪池田線	大阪市北区西天満1丁目	24H	67,511	89,819
		5380	高速大阪池田線	大阪市中央区東高麗橋	24H	75,446	101,315
		5390	高速大阪池田線	大阪市中央区本町橋	24H	72,427	97,975
		5400	高速大阪池田線	大阪市中央区松屋町	24H	66,772	91,036
		5490	高速大阪池田線	大阪市中央区西心斎橋1丁目	24H	78,536	106,364
		5500	高速大阪池田線	大阪市中央区南本町4丁目	24H	69,712	92,825
		5510	高速大阪池田線	大阪市中央区淡路町4丁目	24H	55,127	74,016
		5520	高速大阪池田線	大阪市西区江戸堀1丁目	24H	75,980	100,971
		5530	高速大阪池田線	大阪市北区堂島浜2丁目	24H	66,620	88,379
		5540	高速大阪池田線	大阪市北区堂島浜2丁目	24H	66,620	88,379
		5550	高速大阪池田線	大阪市福島区福島7丁目	24H	65,503	87,268
		5560	高速大阪池田線	大阪市福島区海老江3丁目	24H	73,209	98,239
		5590	高速大阪西宮線	大阪市西区西本町3丁目	24H	35,100	50,811
	5600	高速大阪西宮線	大阪市西区京町堀3丁目	24H	35,559	50,589	
	5610	高速大阪西宮線	大阪市福島区吉野1丁目	24H	45,166	64,048	
	大阪府	5010	高速大阪東大阪線	東大阪市川俣1丁目	24H	60,894	81,846
		5020	高速大阪東大阪線	東大阪市長田中2丁目	24H	45,519	62,047
		5030	高速大阪東大阪線	東大阪市荒本北2丁目	24H	48,704	65,331
		5040	高速大阪東大阪線	東大阪市角田1丁目	24H	38,087	50,978
5060		高速大阪守口線	守口市八雲西町1丁目	24H	34,827	48,005	
5080		高速大阪池田線	大阪市淀川区加島2丁目	24H	58,919	80,337	
主要地方道（都道府県道）	大阪市	40060	大阪中央環状線	大阪市鶴見区安田4丁目	12H	64,239	89,935
		40070	大阪中央環状線	大阪市鶴見区茨田大宮2丁目	12H	68,711	96,195
		40080	大阪中央環状線	大阪市鶴見区焼野1丁目	24H	8,067	10,495
		40170	大阪生駒線	大阪市北区天満1丁目	24H	24,009	48,018
		40180	大阪生駒線	大阪市鶴見区鶴見4丁目	12H	20,028	29,241
		40190	大阪生駒線	大阪市鶴見区諸口6丁目	12H	21,010	30,675
		40240	大阪高槻京都線	大阪市北区天神橋5丁目	12H	19,599	27,439
		40250	大阪高槻京都線	大阪市北区天神橋5丁目	12H	19,599	27,439
		40260	大阪高槻京都線	大阪市北区本庄東2丁目	12H	21,755	30,457
		40270	大阪高槻京都線	大阪市北区天神橋8丁目	12H	31,262	43,767
		40280	大阪高槻京都線	大阪市東淀川区柴島3丁目	24H	30,735	44,318
		40290	大阪高槻京都線	大阪市東淀川区上新庄1丁目	24H	19,786	26,622
		40310	八尾茨木線	大阪市鶴見区浜3丁目	12H	779	1,091
		40320	大阪高槻線	大阪市淀川区十三本町1丁目	12H	19,463	27,248
		40330	大阪高槻線	大阪市淀川区木川東2丁目	12H	15,478	21,669
		40340	大阪高槻線	大阪市東淀川区柴島1丁目	12H	28,405	39,767

注1) 調査区分は、12H：12時間観測地点、24H：24時間観測地点、—：非観測区間を示します。

注2) 調査区分が12時間の地点については、12時間交通量に昼夜率を乗じて24時間交通量を算出しています。

注3) 調査区分が非観測区間である地点の交通量は、交通量を観測した区間の結果と平成17年度交通量を用いた推定値を示しています。

出典：平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）（国土交通省）

表 4-2-6(4) 交通量の状況（主要地方道（都道府県道）、主要地方道（指定市市道））

道路種別	地域区分	区間番号	路線名	交通量観測地点地名	調査区分	平日交通量	
						12時間	24時間
主要地方道（都道府県道）	大阪府	40350	大阪高槻線	大阪市東淀川区菅原4丁目	12H	13,926	19,496
		40360	大阪高槻線	大阪市東淀川区豊新1丁目	12H	17,133	23,986
		40480	大阪臨海線	大阪市西区新町3丁目	24H	20,964	28,479
		40520	大阪臨海線	-	-	10,269	14,377
		40540	大阪和泉泉南線	大阪市中央区谷町3丁目	24H	41,505	60,176
		40620	大阪伊丹線	大阪市西区京町堀2丁目	24H	23,926	32,512
		40630	大阪伊丹線	大阪市北区大淀南2丁目	12H	22,338	31,273
		40640	大阪伊丹線	大阪市淀川区十三元今里2丁目	24H	17,464	24,826
		40120	大阪中央環状線	東大阪市本庄	12H	79,150	110,810
		40130	大阪中央環状線	門真市葺島	24H	34,791	48,225
		40140	大阪中央環状線	門真市葺島	24H	59,701	85,684
		40150	大阪中央環状線	門真市松生町	24H	57,110	81,950
		40160	大阪中央環状線	門真市堂山町	12H	62,762	87,867
		40170	大阪中央環状線	門真市堂山町	12H	61,198	85,677
		40280	大阪中央環状線(旧)	東大阪市長田中5丁目	12H	11,897	16,656
		40290	大阪中央環状線(旧)	-	-	8,067	10,487
		40470	大阪生駒線	安田東・諸福西	12H	20,990	29,386
		40480	大阪生駒線	大東市新田東本町	12H	10,742	15,039
		40750	八尾茨木線	東大阪市楠根1丁目	12H	3,993	5,590
		40760	八尾茨木線	門真市葺島	24H	23,600	32,004
		40850	八尾茨木線	門真市島頭1丁目	24H	6,777	9,199
41100	八尾枚方線	大東市氷野3丁目	24H	9,718	13,055		
主要地方道（指定市市道）	大阪市	40730	大阪環状線	大阪市北区中崎1丁目	12H	12,842	17,979
		40740	大阪環状線	大阪市北区国分寺1丁目	12H	23,821	33,349
		40750	大阪環状線	大阪市都島区都島北通1丁目	24H	18,344	26,747
		40760	大阪環状線	大阪市旭区森小路1丁目	12H	5,097	7,136
		40770	大阪環状線	大阪市城東区東中浜3丁目	12H	27,218	38,105
		40800	天神橋天王寺線	大阪市中央区南新町2丁目	24H	16,568	25,106
		40830	福島桜島線	大阪市福島区大開3丁目	12H	17,913	25,078
		40850	福島桜島線	大阪市福島区野田5丁目	12H	7,887	11,042
		40870	福町浜町線	大阪市西淀川区柏里1丁目	12H	7,233	10,126
		40880	中津太子橋線	大阪市北区本庄西3丁目	12H	17,680	24,752
		40890	中津太子橋線	大阪市都島区毛馬町2丁目	12H	19,759	27,663
		40900	中津太子橋線	大阪市旭区中宮5丁目	24H	17,693	24,907
		40920	築港深江線	大阪市西区西本町2丁目	24H	29,088	38,292
		40930	築港深江線	大阪市中央区常盤町2丁目	12H	33,893	47,450
		40940	築港深江線	大阪市城東区森之宮2丁目	24H	41,850	58,858
		40950	築港深江線	大阪市中央区船場中央3丁目	12H	19,052	26,673

注1) 調査区分は、12H：12時間観測地点、24H：24時間観測地点、－：非観測区間を示します。

注2) 調査区分が12時間の地点については、12時間交通量に昼夜率を乗じて24時間交通量を算出しています。

注3) 調査区分が非観測区間である地点の交通量は、交通量を観測した区間の結果と平成17年度交通量を用いた推定値を示しています。

出典：平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）（国土交通省）

表 4-2-6(5) 交通量の状況（主要地方道（指定市市道）・一般都道府県道・指定市の一般市道）

道路種別	地域区分	区間番号	路線名	交通量観測地点地名	調査区分	平日交通量	
						12時間	24時間
主要地方道 （指定市市道）	大阪市	40960	南北線	大阪市西区京町堀 1 丁目	24H	21,554	33,915
		40970	赤川天王寺線	大阪市都島区高倉町 1 丁目	24H	11,408	15,476
		40980	赤川天王寺線	大阪府中央区大手前 2 丁目	12H	20,816	29,142
		41000	九条梅田線	大阪市福島区鷺洲 4 丁目	12H	9,814	13,740
		41010	九条梅田線	大阪市北区大深町	24H	14,768	20,262
		41040	上新庄生野線	大阪市旭区中宮 1 丁目	12H	9,244	12,942
		41050	上新庄生野線	大阪市城東区蒲生 2 丁目	12H	4,645	6,503
		41060	上新庄生野線	大阪市城東区鳴野西 2 丁目	12H	9,657	13,520
一般都道府県道	大阪市	60030	恵美須南森町線	大阪府中央区備後町 2 丁目	24H	25,288	37,929
		60040	熊野大阪線	大阪市淀川区十八条 2 丁目	24H	8,095	9,977
		60060	平野守口線	大阪市鶴見区鶴見 1 丁目	24H	5,199	6,509
		60090	石切大阪線	大阪市鶴見区今津北 2 丁目	12H	9,058	12,681
		60100	石切大阪線	大阪市城東区新喜多 2 丁目	24H	7,897	11,200
		60110	石切大阪線	大阪府中央区北浜 3 丁目	24H	17,316	25,285
	大阪府	60470	庄本牛立線	豊中市大黒町 1 丁目	12H	8,927	12,498
		60490	北大日竜田線	守口市八雲西町 2 丁目	12H	5,187	7,262
		60520	守口門真線	門真市松葉町	12H	10,380	14,532
		60530	平野守口線	-	-	4,491	6,287
		60550	深野南寺方大阪線	門真市三ツ島	24H	9,777	12,515
		60560	深野南寺方大阪線	桑才新町	12H	11,138	15,593
		60590	鴻池新田停車場線	大東市諸福 5 丁目	12H	3,489	4,885
		60600	鴻池新田停車場鴻池線	-	-	4,484	6,278
60620	石切大阪線	東大阪市中鴻池町 3 丁目	12H	10,744	15,042		
指定市の一般市道	大阪市	80010	江戸堀線	大阪市西区土佐堀 2 丁目	24H	18,216	24,966
		80020	本町左専道線	大阪府中央区本町 3 丁目	12H	15,136	21,190
		80070	豊崎鷺洲線	大阪市北区大淀北 2 丁目	12H	9,895	13,853
		80080	扇町公園南通線	大阪市北区堂山町	24H	18,673	27,776
		80090	天満橋筋線	大阪市北区天満橋 1 丁目	24H	24,566	32,632
		80160	鶴見区第 9001 号線	大阪市界境	12H	12,102	16,943
		80170	庄内新庄線	大阪市淀川区東三国 2 丁目	12H	7,890	11,046
		80180	西淡路南方線	大阪市東淀川区東中島 4 丁目	12H	9,927	13,898
		80190	十三吹田線	大阪市東淀川区東中島 1 丁目	12H	8,309	11,633
		80200	十三吹田線	大阪市東淀川区西淡路 6 丁目	12H	5,254	7,356
		80210	歌島豊里線	大阪市淀川区西宮原 2 丁目	12H	16,622	23,271
		80230	海老江九条線	大阪市福島区野田 4 丁目	12H	3,634	5,088
		80240	豊崎鷺洲線	大阪市北区本庄西 1 丁目	12H	7,929	11,101
		80250	裁判所東筋線	大阪市北区野崎町	12H	7,903	11,064
80280	片町野江森小路線	大阪市旭区森小路 1 丁目	12H	17,960	25,144		

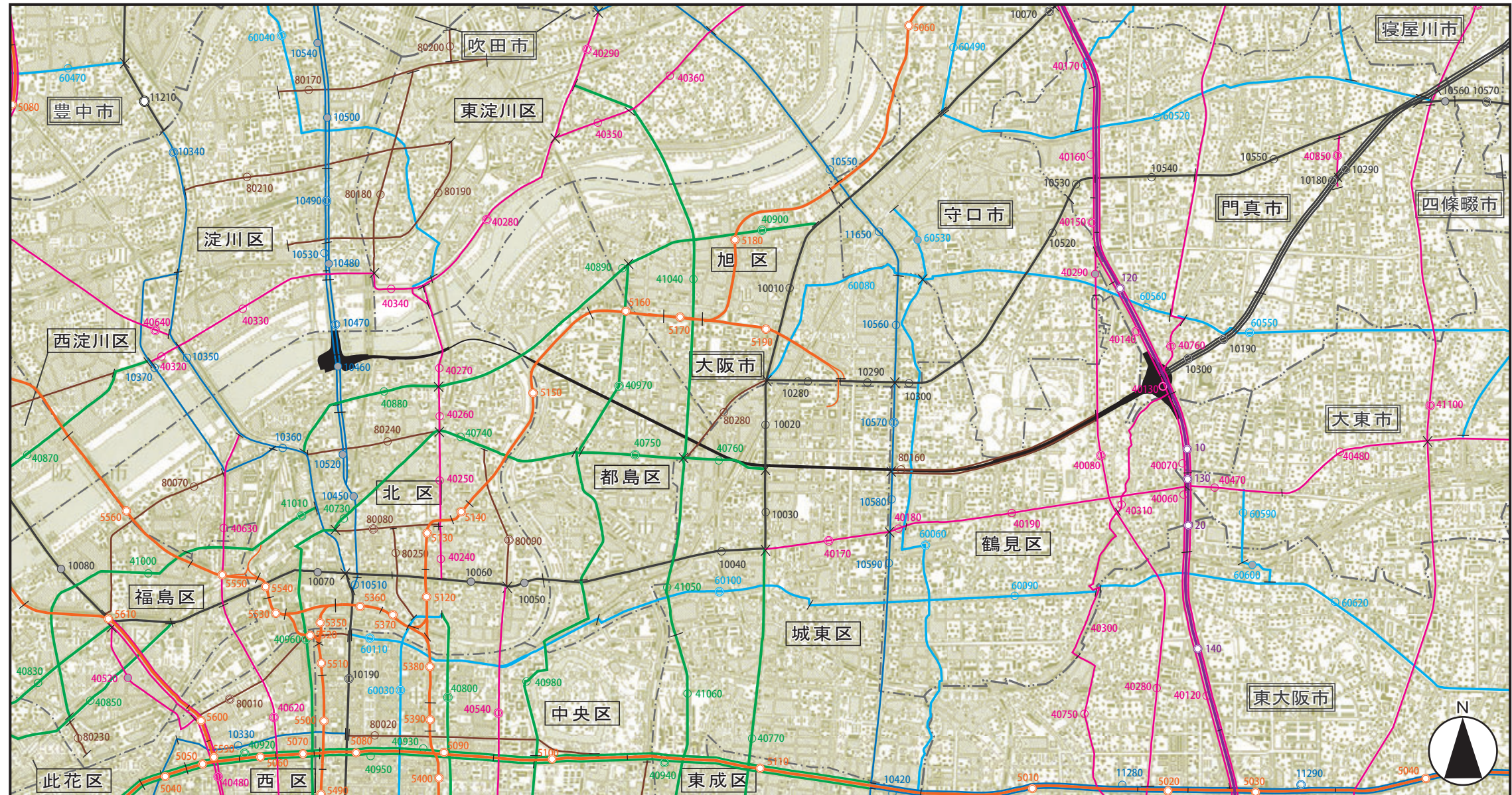
注 1) 調査区分は、12H：12 時間観測地点、24H：24 時間観測地点、－：非観測区間を示します。

注 2) 調査区分が 12 時間の地点については、12 時間交通量に昼夜率を乗じて 24 時間交通量を算出しています。

注 3) 調査区分が非観測区間である地点の交通量は、交通量を観測した区間の結果と平成 17 年度交通量を用いた推定値を示しています。

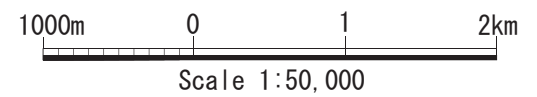
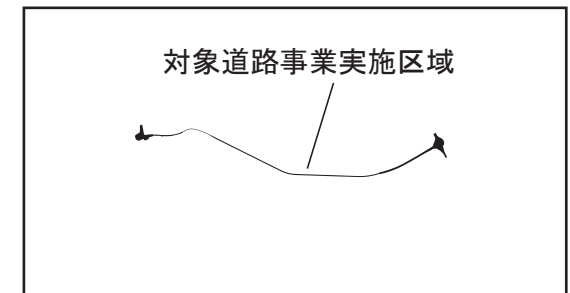
出典：平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）（国土交通省）





凡 例			
記号	名称	記号	名称
	高速自動車国道	○	12時間観測地点
	都市高速道路	◎	24時間観測地点
	直轄国道	●	未観測地点(推定値)
	補助国道	 区間番号	
	主要地方道(都道府県道)		
	主要地方道(指定市市道)		
	一般都道府県道		
	指定市の一般市道		

出典：平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）（国土交通省）



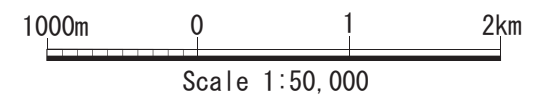
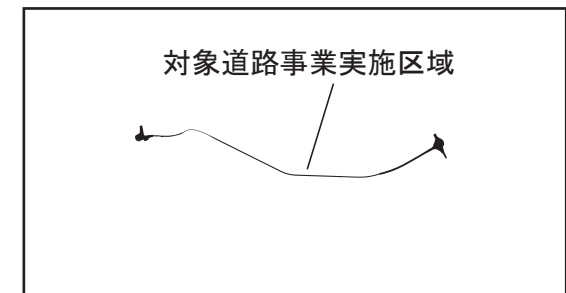
図名 図4-2-4(1) 交通の状況図  
(道路網及び交通量調査地点)





凡 例	
記号	名称
	鉄道(地上路線)
	鉄道(地下路線)
	主要な駅

出典：大阪都市地図（平成24年、昭文社）



図名

図4-2-4(2) 交通の状況図(鉄道網)



## 2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

調査区域における環境保全についての配慮が特に必要な施設等の名称は表 4-2-7(1)～(34)、位置は図 4-2-5(1)～(3)、人口集中(DID)地区の区域は図 4-2-5(4)に示すとおりです。

調査区域は、ほぼ全域が市街地化されており、幼稚園や小中学校等の教育施設、病院や老人ホーム等の医療福祉施設が数多く分布しています。また、人口集中(DID)地区は寝屋川市、大東市の一部を除き、ほぼ全域に分布しています。

対象道路事業実施区域には、「高倉中学校」、「大阪産業大学附属中学校」、「友渕小学校分校」、「榎並小学校」の教育施設等が、「STS GALLERY」、「都島友渕乳児保育センター」、「城東特別養護老人ホーム」の社会福祉施設が、「神原病院」及び「スマレ病院」の病院があります。

表 4-2-7(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（教育施設等）

図面番号	大分類	小分類	学校名	所在地
A1	大学	国立大学	大阪大学 中之島センター	大阪市北区中之島 4-3-53
A2		公立大学	大阪市立大学 梅田サテライト／文化交流センター	大阪市北区梅田 1-2-2-600
A3		私立大学	大阪保健医療大学	大阪市北区天満 1-9-27
A4			大阪工業大学 大宮キャンパス	大阪市旭区大宮 5-16-1
A5			関西大学 天六キャンパス	大阪市北区長柄西 1-3-22
A6			大阪国際大学 守口キャンパス	守口市藤田町 6-21-57
A7		短期大学	大阪信愛女学院短期大学 城東キャンパス	大阪市城東区古市 2-7-30
A8			大阪信愛女学院短期大学 鶴見キャンパス	大阪市鶴見区鶴見 6-2-28
A9			大阪国際大学短期大学部	守口市藤田町 6-21-57



表 4-2-7(2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（教育施設等）

図面 番号	大分類	小分類	学校名	所在地
B1	高校	府立高等 学校	大手前高等学校	大阪府中央区大手前 2-1-11
B2			東淀川高等学校	大阪府淀川区宮原 4-4-5
B3			北野高等学校	大阪府淀川区新北野 2-5-13
B4			北淀高等学校	大阪府東淀川区豊里 2-11-35
B5			柴島高等学校	大阪府東淀川区柴島 1-7-106
B6			旭高等学校	大阪府旭区高殿 5-6-41
B7			成城高等学校	大阪府城東区諏訪 3-11-41
B8			茨田高等学校	大阪府鶴見区安田 1-5-49
B9			守口東高等学校	守口市八雲中町 2-1-32
B10			芦間高等学校	守口市外島町 1-43
B11			門真なみはや高等学校	門真市島頭 4-9-1
B12			門真西高等学校	門真市柳田町 29-1
B13			かわち野高等学校	東大阪府新庄 4-11-95
B14			西野田工科高等学校	大阪府福島区大開 2-17-62
B15			淀川工科高等学校	大阪府旭区太子橋 3-1-32
B16			城東工科高等学校	東大阪府西鴻池町 2-5-33
B17			市立高等 学校	扇町総合高等学校
B18		桜宮高等学校		大阪府都島区毛馬町 5-22-28
B19		東高等学校		大阪府都島区東野田町 4-15-14
B20		中央高等学校		大阪府中央区釣鐘町 1-1-5
B21		汎愛高等学校		大阪府鶴見区今津中 2-1-52
B22		鶴見商業高等学校		大阪府鶴見区緑 2-10-9
B23		都島工業高等学校		大阪府都島区善源寺町 1-5-64
B24		都島第二工業高等学校		大阪府都島区善源寺町 1-5-64
B25		私立高等 学校	鹿島学園梅田キャンパス	大阪府北区梅田 1-3-1
B26			ルネサンス大阪	大阪府北区芝田 2-9-20
B27			松陰大阪梅田学習センター	大阪府北区芝田 2-1-18
B28			松陰大阪南森町学習センター	大阪府北区東天満 1-4-3
B29			金蘭会高等学校	大阪府北区大淀南 3-3-7
B30			星槎国際高等学校大阪学習センター	大阪府北区大淀南 1-10-20
B31			城星学園高等学校	大阪府中央区玉造 2-23-26
B32			追手門学院大手前高等学校	大阪府中央区大手前 1-3-20
B33			NHK 学園高等学校 N-gaku まなびや大阪	大阪府中央区大手前 2-1-2
B34			相愛高等学校	大阪府中央区本町 4-1-23
B35			関西大学北陽高等学校	大阪府東淀川区上新庄 1-3-26
B36			英真学園高等学校	大阪府淀川区十三東 5-4-38
B37			常翔学園高等学校	大阪府旭区大宮 5-16-1
B38			大阪産業大学附属高等学校	大阪府城東区古市 1-20-26
B39			大阪信愛女学院高等学校	大阪府城東区古市 2-7-30
B40			開明高等学校	大阪府城東区野江 1-9-9
B41			大阪電気通信大学高等学校	守口市橋波西之町 1-5-18
B42			大阪国際滝井高等学校	守口市馬場町 2-8-24
B43			大阪国際大和田高等学校	守口市藤田町 6-21-57
B44			太成学院大学高等学校	大東市諸福 7-2-23

表 4-2-7(3) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（教育施設等）

図面 番号	大分類	小分類	学校名	所在地
C1	中学校	市立中学校	天満中学校	大阪市北区神山町 12-9
C2			北稜中学校	大阪市北区天満橋 1-1-58
C3			新豊崎中学校	大阪市北区長柄東 2-2-30
C4			豊崎中学校	大阪市北区本庄東 3-4-8
C5			大淀中学校	大阪市北区大淀中 2-1-11
C6			淀川中学校	大阪市都島区毛馬町 3-5-12
C7			高倉中学校	大阪市都島区御幸町 1-1-10
C8			友渕中学校	大阪市都島区友渕町 1-5-151
C9			桜宮中学校	大阪市都島区東野田町 5-16-10
C10			都島中学校	大阪市都島区中野町 3-9-33
C11			八阪中学校	大阪市福島区鷺洲 6-1-13
C12			下福島中学校	大阪市福島区玉川 1-4-11
C13			下福島中学校分校	大阪市福島区福島 4-2-78 (厚生年金病院内)
C14			野田中学校	大阪市福島区吉野 5-9-4
C15			東中学校	大阪府中央区大手前 4-1-5
C16			花乃井中学校	大阪府西区江戸堀 2-8-29
C17			東三国中学校	大阪府淀川区東三国 6-3-68
C18			三国中学校	大阪府淀川区西三国 2-5-24
C19			宮原中学校	大阪府淀川区西宮原 3-3-2
C20			十三中学校	大阪府淀川区十三東 5-1-27
C21			新北野中学校	大阪府淀川区新北野 2-13-37
C22			大桐中学校	大阪府東淀川区大桐 4-5-8
C23			新東淀中学校	大阪府東淀川区豊里 1-10-32
C24			東淀中学校	大阪府東淀川区豊里 6-25-19
C25			柴島中学校	大阪府東淀川区柴島 2-8-36
C26			淡路中学校	大阪府東淀川区西淡路 4-25-53
C27			中島中学校	大阪府東淀川区東中島 3-5-22
C28			今市中学校	大阪府旭区大宮 5-13-40
C29			大宮中学校	大阪府旭区中宮 4-7-11
C30			旭東中学校	大阪府旭区新森 6-7-25
C31			旭陽中学校	大阪府旭区高殿 5-9-31
C32			董中学校	大阪府城東区古市 1-18-4
C33			鯉江中学校	大阪府城東区今福西 4-7-20
C34			蒲生中学校	大阪府城東区中央 3-9-24
C35			放出中学校	大阪府城東区放出西 3-12-10
C36			城東中学校	大阪府城東区永田 3-3-58
C37			城陽中学校	大阪府城東区鳴野西 3-3-64
C38			茨田中学校	大阪府鶴見区諸口 3-4-44
C39			茨田北中学校	大阪府鶴見区茨田大宮 1-1-31
C40			今津中学校	大阪府鶴見区今津中 1-3-55
C41			横堤中学校	大阪府鶴見区横堤 1-11-27
C42			緑中学校	大阪府鶴見区鶴見 6-6-11
C43			第六中学校	豊中市庄内幸町 4-29-1
C44			第七中学校	豊中市庄内栄町 5-10-1
C45			第一中学校	守口市竹町 12-29

表 4-2-7(4) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（教育施設等）

図面 番号	大分類	小分類	学校名	所在地
C46	中学校	市立中学校	第二中学校	守口市寺方元町 4-1-40
C47			第三中学校	守口市春日町 13-20
C48			第四中学校	守口市大宮通 3-9-39
C49			八雲中学校	守口市八雲西町 3-5-21
C50			錦中学校	守口市南寺方東通 4-1-31
C51			門真はすはな中学校	門真市中町 2-1
C52			第二中学校	門真市沖町 10-1
C53			第三中学校	門真市柳田町 12-6
C54			第四中学校	門真市江端町 3-1
C55			第五中学校	門真市北岸和田 3-12-1
C56			第七中学校	門真市北島町 29-1
C57			第七中学校	寝屋川市讃良東町 1-1
C58			大東中学校	大東市朋来 1-30-1
C59			住道中学校	大東市末広町 17-1
C60			諸福中学校	大東市諸福 5-11-1
C61			南郷中学校	大東市赤井 3-15-3
C62			楠根中学校	東大阪市稲田本町 2-6-34
C63		盾津中学校	東大阪市新庄南 1-33	
C64		盾津東中学校	東大阪市川田 3-2-26	
C65		私立中学校	金蘭会中学校	大阪市北区大淀南 3-3-7
C66			城星学園中学校	大阪市中央区玉造 2-23-26
C67			追手門学院大手前中学校	大阪市中央区大手前 1-3-20
C68			相愛中学校	大阪市中央区本町 4-1-23
C69			関西大学北陽中学校	大阪市東淀川区上新庄 1-3-26
C70			常翔学園中学校	大阪市旭区大宮 5-16-1
C71			大阪産業大学附属中学校	大阪市城東区古市 1-20-26
C72			大阪信愛女学院中学校	大阪市城東区古市 2-7-30
C73			開明中学校	大阪市城東区野江 1-9-9
C74			大阪国際大和田中学校	守口市藤田町 6-21-57
C75			太成学院大学中学校	大東市諸福 7-2-23

表 4-2-7(5) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（教育施設等）

図面 番号	大分類	小分類	学校名	所在地
D1	小学校	市立小学校	扇町小学校	大阪市北区扇町 2-7-24
D2			菅北小学校	大阪市北区菅栄町 9-5
D3			滝川小学校	大阪市北区天満 1-24-15
D4			堀川小学校	大阪市北区東天満 2-10-7
D5			西天満小学校	大阪市北区西天満 3-12-21
D6			豊仁小学校	大阪市北区長柄西 2-6-20
D7			豊崎東小学校	大阪市北区長柄中 2-3-30
D8			豊崎小学校	大阪市北区豊崎 4-5-9
D9			豊崎本庄小学校	大阪市北区本庄西 2-1-16
D10			中津小学校	大阪市北区中津 3-34-18
D11			大淀小学校	大阪市北区大淀中 4-10-33
D12			大東小学校	大阪市都島区毛馬町 2-11-111
D13			淀川小学校	大阪市都島区毛馬町 3-5-39
D14			高倉小学校	大阪市都島区高倉町 3-3-10
D15			内代小学校	大阪市都島区内代町 3-4-6
D16			友渚小学校	大阪市都島区友渚町 1-3-123
D17			友渚小学校分校	大阪市都島区友渚町 1-3-187
D18			都島小学校	大阪市都島区都島本通 3-10-3
D19			東都島小学校	大阪市都島区都島本通 4-24-20
D20			桜宮小学校	大阪市都島区東野田町 1-10-19
D21			中野小学校	大阪市都島区中野町 3-10-5
D22			海老江東小学校	大阪市福島区海老江 1-6-19
D23			海老江西小学校	大阪市福島区海老江 8-1-10
D24			鷺洲小学校	大阪市福島区鷺洲 5-6-8
D25			福島小学校	大阪市福島区福島 4-5-6
D26			上福島小学校	大阪市福島区福島 7-4-33
D27			玉川小学校	大阪市福島区玉川 2-13-16
D28			野田小学校	大阪市福島区野田 5-13-22
D29			吉野小学校	大阪市福島区吉野 3-10-5
D30			大開小学校	大阪市福島区大開 2-10-28
D31			西九条小学校	大阪市此花区西九条 4-3-41
D32			南大江小学校	大阪市中央区農人橋 1-3-3
D33			中大江小学校	大阪市中央区糸屋町 2-3-14
D34			開平小学校	大阪市中央区今橋 1-5-7
D35			西船場小学校	大阪市西区江戸堀 1-21-28
D36			明治小学校	大阪市西区阿波座 2-3-35
D37			明治小学校分校	大阪市西区立売堀 4-10-18
D38			本田小学校	大阪市西区川口 1-5-19
D39			柏里小学校	大阪市西淀川区柏里 2-13-33
D40			新東三国小学校	大阪市淀川区東三国 3-9-10
D41			東三国小学校	大阪市淀川区東三国 6-3-24
D42			西三国小学校	大阪市淀川区西三国 1-21-28
D43			三国小学校	大阪市淀川区三国本町 3-9-18
D44			宮原小学校	大阪市淀川区三国本町 1-16-44
D45			西中島小学校	大阪市淀川区西中島 7-14-25
D46			北中島小学校	大阪市淀川区宮原 5-3-4

表 4-2-7(6) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（教育施設等）

図面 番号	大分類	小分類	学校名	所在地
D47	小学校	市立小学校	木川小学校	大阪市淀川区木川東 3-7-32
D48			木川南小学校	大阪市淀川区木川東 1-2-36
D49			十三小学校	大阪市淀川区十三東 4-3-6
D50			塚本小学校	大阪市淀川区塚本 3-5-6
D51			田川小学校	大阪市淀川区田川 2-9-37
D52			神津小学校	大阪市淀川区十三元今里 2-3-12
D53			新高小学校	大阪市淀川区新高 1-15-53
D54			野中小学校	大阪市淀川区野中北 1-11-26
D55			三津屋小学校	大阪市淀川区三津屋中 1-4-14
D56			新庄小学校	大阪市東淀川区上新庄 2-20-5
D57			大桐小学校	大阪市東淀川区大桐 4-1-15
D58			大道南小学校	大阪市東淀川区大道南 1-23-6
D59			豊里小学校	大阪市東淀川区豊里 5-14-60
D60			豊里南小学校	大阪市東淀川区豊里 5-12-41
D61			豊新小学校	大阪市東淀川区豊新 4-17-26
D62			下新庄小学校	大阪市東淀川区下新庄 5-2-9
D63			菅原小学校	大阪市東淀川区菅原 6-3-25
D64			東淡路小学校	大阪市東淀川区東淡路 3-3-32
D65			西淡路小学校	大阪市東淀川区西淡路 3-14-11
D66			淡路小学校	大阪市東淀川区西淡路 5-5-32
D67			啓発小学校	大阪市東淀川区東中島 4-8-38
D68			東中本小学校	大阪市東成区東中本 2-9-3
D69			北中道小学校	大阪市東成区中道 2-9-20
D70			太子橋小学校	大阪市旭区太子橋 1-12-15
D71			大宮小学校	大阪市旭区大宮 4-9-16
D72			大宮西小学校	大阪市旭区中宮 1-8-14
D73			生江小学校	大阪市旭区生江 1-10-21
D74			城北小学校	大阪市旭区赤川 3-13-47
D75			古市小学校	大阪市旭区森小路 2-10-35
D76			清水小学校	大阪市旭区清水 5-1-12
D77			新森小路小学校	大阪市旭区新森 6-3-13
D78			高殿小学校	大阪市旭区高殿 6-9-10
D79			高殿南小学校	大阪市旭区高殿 3-10-30
D80			すみれ小学校	大阪市城東区古市 2-6-38
D81			鯉江小学校	大阪市城東区今福西 3-9-27
D82			鯉江東小学校	大阪市城東区今福東 1-3-26
D83			今福小学校	大阪市城東区今福南 2-1-53
D84			榎並小学校	大阪市城東区野江 4-1-28
D85			成育小学校	大阪市城東区成育 1-5-19
D86			関目小学校	大阪市城東区関目 6-5-5
D87			関目東小学校	大阪市城東区関目 4-12-15
D88			放出小学校	大阪市城東区放出西 2-2-18
D89	城東小学校	大阪市城東区鳴野東 3-16-41		
D90	鳴野小学校	大阪市城東区鳴野西 4-11-48		
D91	聖賢小学校	大阪市城東区新喜多 2-4-35		
D92	諏訪小学校	大阪市城東区永田 2-15-5		

表 4-2-7(7) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（教育施設等）

図面 番号	大分類	小分類	学校名	所在地
D93	小学校	市立小学校	中浜小学校	大阪市城東区中浜 2-12-35
D94			東中浜小学校	大阪市城東区東中浜 5-4-5
D95			森之宮小学校	大阪市城東区森之宮 1-6-64
D96			茨田小学校	大阪市鶴見区安田 2-1-8
D97			茨田東小学校	大阪市鶴見区茨田大宮 3-7-61
D98			茨田西小学校	大阪市鶴見区横堤 5-13-61
D99			茨田南小学校	大阪市鶴見区諸口 1-3-71
D100			茨田北小学校	大阪市鶴見区浜 3-8-66
D101			焼野小学校	大阪市鶴見区焼野 1-3-44
D102			榎本小学校	大阪市鶴見区今津北 1-5-35
D103			今津小学校	大阪市鶴見区今津中 4-1-48
D104			横堤小学校	大阪市鶴見区横堤 1-11-83
D105			鶴見小学校	大阪市鶴見区鶴見 4-14-10
D106			鶴見南小学校	大阪市鶴見区鶴見 2-17-22
D107			みどり小学校	大阪市鶴見区緑 2-4-45
D108			島田小学校	豊中市庄内栄町 2-20-1
D109			庄内小学校	豊中市庄内幸町 4-29-2
D110			庄内南小学校	豊中市大黒町 1-2-15
D111			千成小学校	豊中市千成町 2-2-65
D112			八雲小学校	守口市八雲西町 4-31-31
D113			八雲東小学校	守口市八雲東町 2-77-7
D114			下島小学校	守口市下島町 15-27
D115			南小学校	守口市南寺方南通 3-2-8
D116			藤田小学校	守口市藤田町 1-58-18
D117			橋波小学校	守口市大宮通 1-14-9
D118			三郷小学校	守口市東光町 2-1-4
D119			錦小学校	守口市寺方錦通 2-8-45
D120			寺方小学校	守口市寺方元町 1-1-1
D121			さつき小学校	守口市文園町 9-32
D122			守口小学校	守口市八島町 13-40
D123			東小学校	門真市岸和田 3-42-1
D124			脇田小学校	門真市脇田町 4-1
D125			砂子小学校	門真市大字三ツ島 1097
D126			二島小学校	門真市大字三ツ島 1551
D127			四宮小学校	門真市四宮 2-8-1
D128			沖小学校	門真市沖町 28-1
D129			五月田小学校	門真市北島町 27-1
D130			速見小学校	門真市速見町 4-1
D131	門真小学校	門真市柳町 4-1		
D132	門真みらい小学校	門真市浜町 22-41		
D133	古川橋小学校	門真市御堂町 18-9		
D134	上野口小学校	門真市上野口町 31-1		
D135	北巣本小学校	門真市北巣本町 2-11		
D136	大和田小学校	門真市大橋町 21-46		
D137	堀溝小学校	寝屋川市堀溝 3-10-8		
D138	南小学校	寝屋川市下木田町 16-15		

表 4-2-7(8) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（教育施設等）

図面 番号	大分類	小分類	学校名	所在地	
D139	小学校	市立小学校	住道南小学校	大東市末広町 16-1	
D140			住道北小学校	大東市浜町 2-12	
D141			灰塚小学校	大東市灰塚 1-3-1	
D142			諸福小学校	大東市諸福 1-2-2	
D143			南郷小学校	大東市太子田 1-12-38	
D144			氷野小学校	大東市大東町 9-1	
D145			三箇小学校	大東市三箇 1-23-1	
D146			楠根小学校	東大阪市稲田本町 1-1-43	
D147			楠根東小学校	東大阪市七軒家 17-33	
D148			森河内小学校	東大阪市森河内東 1-32-24	
D149			加納小学校	東大阪市加納 3-6-8	
D150			北宮小学校	東大阪市川田 2-3-7	
D151			弥栄小学校	東大阪市本庄 1-8-2	
D152			成和小学校	東大阪市南鴻池町 1-3-18	
D153			鴻池東小学校	東大阪市東鴻池町 5-7-20	
D154			私立小学校	城星学園小学校	大阪府中央区玉造 2-23-26
D155				追手門学院小学校	大阪府中央区大手前 1-3-20
D156		大阪信愛女学院小学校		大阪府城東区古市 2-7-30	

表 4-2-7(9) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（教育施設等）

図面 番号	大分類	小分類	学校名	所在地
E1	幼稚園	公立幼稚園	滝川幼稚園	大阪市北区天満 1-24-15
E2			堀川幼稚園	大阪市北区東天満 2-10-7
E3			菅南幼稚園	大阪市北区菅原町 11-2
E4			中大淀幼稚園	大阪市北区大淀中 4-10-21
E5			桜宮幼稚園	大阪市都島区東野田町 1-2-5
E6			海老江西幼稚園	大阪市福島区海老江 8-1-28
E7			貫江田幼稚園	大阪市福島区鷺洲 5-6-18
E8			西野田幼稚園	大阪市福島区吉野 3-17-5
E9			中大江幼稚園	大阪市中央区南新町 2-4-8
E10			愛珠幼稚園	大阪市中央区今橋 3-1-11
E11			西船場幼稚園	大阪市西区江戸堀 1-21-34
E12			靱幼稚園	大阪市西区靱本町 1-19-13
E13			西中島幼稚園	大阪市淀川区西中島 7-14-41
E14			田川幼稚園	大阪市淀川区田川 2-2-26
E15			新高幼稚園	大阪市淀川区新高 1-15-67
E16			東中本幼稚園	大阪市東成区東中本 2-9-3
E17			北中道幼稚園	大阪市東成区中道 2-2-19
E18			旭東幼稚園	大阪市旭区新森 7-5-5
E19			鯉江幼稚園	大阪市城東区今福西 3-7-17
E20			城東幼稚園	大阪市城東区嶋野東 3-13-6
E21			榎本幼稚園	大阪市鶴見区今津北 1-5-35
E22			せんなり幼稚園	豊中市千成町 2-2-1
E23			とうだ幼稚園	守口市藤田町 1-57-18
E24			とうこう幼稚園	守口市東光町 2-1-8
E25			南幼稚園	門真市千石西町 13-8
E26			大和田幼稚園	門真市大橋町 5-21
E27			諸福幼稚園	大東市諸福 1-2-1
E28			北宮幼稚園	東大阪市川田 2-5-4
E29			成和幼稚園	東大阪市新庄 2-7-17
E30		私立幼稚園	扇町同胞幼稚園	大阪市北区神山町 9-19
E31	太成学院天満幼稚園		大阪市北区与力町 4-16	
E32	大淀幼稚園		大阪市北区長柄西 2-5-22	
E33	中津相愛幼稚園		大阪市北区中津 3-6-15	
E34	淀川幼稚園		大阪市都島区大東町 2-5-28	
E35	高倉幼稚園		大阪市都島区高倉町 1-13-22	
E36	育生幼稚園		大阪市都島区都島南通 2-2-15	
E37	都島中野幼稚園		大阪市都島区中野町 4-20-45	
E38	福島幼稚園		大阪市福島区福島 2-8-1	
E39	愛輝幼稚園		大阪市福島区福島 7-19-16	
E40	下福島幼稚園		大阪市福島区玉川 1-4-5	
E41	大開幼稚園		大阪市福島区大開 1-18-15	
E42	城星学園幼稚園		大阪市中央区玉造 2-23-26	
E43	中央なにわ幼稚園		大阪市中央区粉川町 7-6	
E44	川口聖マリア幼稚園		大阪市西区川口 3-5-31	
E45	ひじり幼稚園		大阪市淀川区宮原 2-10-17	
E46	みくにひじり幼稚園		大阪市淀川区西三国 3-17-32	



表 4-2-7(10) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（教育施設等）

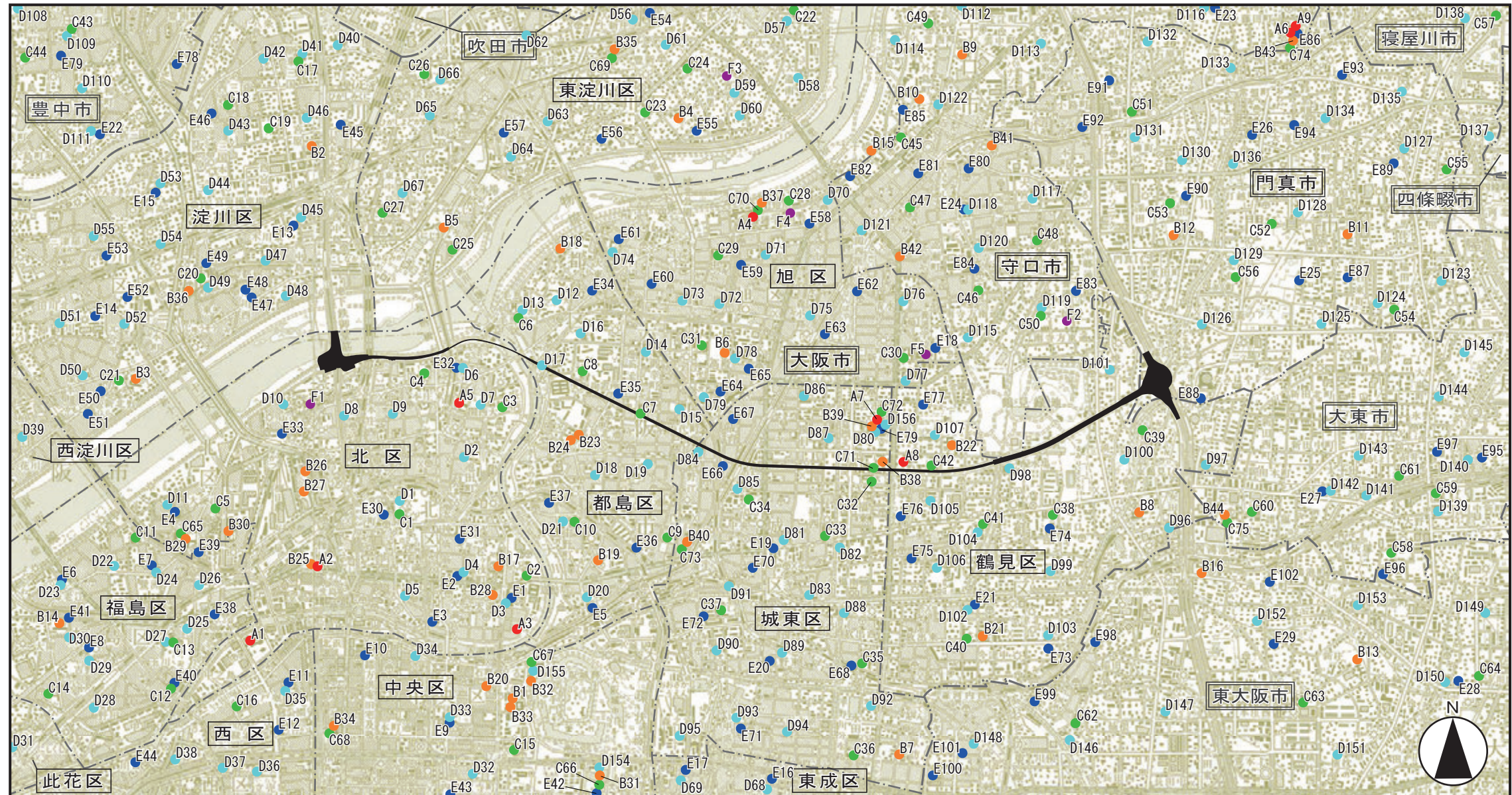
図面 番号	大分類	小分類	学校名	所在地
E47	幼稚園	私立幼稚園	大阪東邦幼稚園	大阪市淀川区木川西 2-1-19
E48			木川幼稚園	大阪市淀川区木川西 2-8-4
E49			アケミ幼稚園	大阪市淀川区野中南 1-1-3
E50			ひかり幼稚園	大阪市淀川区新北野 3-10-4
E51			塚本幼稚園幼児教育学園	大阪市淀川区塚本 1-6-25
E52			博愛社会学園幼稚園	大阪市淀川区十三元今里 3-1-72
E53			みつや・めぐみ幼稚園	大阪市淀川区三津屋南 1-16-33
E54			美鳩幼稚園	大阪市東淀川区瑞光 1-11-10
E55			豊里幼稚園	大阪市東淀川区豊里 2-6-10
E56			菅原天満幼稚園	大阪市東淀川区菅原 2-3-27
E57			淡路幼稚園	大阪市東淀川区東淡路 4-12-25
E58			あけのほし幼稚園	大阪市旭区太子橋 1-1-27
E59			大宮幼稚園	大阪市旭区中宮 3-15-10
E60			旭学園幼稚園	大阪市旭区赤川 2-12-8
E61			赤川幼稚園	大阪市旭区赤川 4-22-31
E62			千寿幼稚園	大阪市旭区清水 3-3-16
E63			新森幼稚園	大阪市旭区新森 3-3-35
E64			西高殿若葉幼稚園	大阪市旭区高殿 4-6-12
E65			東高殿幼稚園	大阪市旭区高殿 6-6-17
E66			野江幼稚園	大阪市城東区成育 3-4-20
E67			関目聖マリア幼稚園	大阪市城東区成育 4-8-12
E68			放出幼稚園	大阪市城東区放出西 3-5-16
E69			全愛幼稚園	大阪市城東区嶋野西 3-6-2
E70			蒲生幼稚園	大阪市城東区蒲生 4-13-9
E71			中浜幼稚園	大阪市城東区中浜 2-11-41
E72			大阪信愛女学院幼稚園	大阪市城東区古市 2-7-30
E73			三愛幼稚園	大阪市鶴見区今津中 4-3-13
E74			諸口幼稚園	大阪市鶴見区諸口 3-3-66
E75			鶴見菊水幼稚園	大阪市鶴見区鶴見 2-5-15
E76			鶴見幼稚園	大阪市鶴見区鶴見 4-9-17
E77			念法幼稚園	大阪市鶴見区緑 3-3-18
E78			豊南幼稚園	豊中市豊南町南 5-4-7
E79			庄内幼稚園	豊中市庄内幸町 5-22-1
E80			三郷幼稚園	守口市大枝東町 2-9
E81			早苗幼稚園	守口市早苗町 1-3
E82			守口幼稚園	守口市緑町 8-6
E83			守口東幼稚園	守口市寺方本通 4-3-12
E84			寺方幼稚園	守口市寺方元町 2-2-12
E85			御幸幼稚園	守口市桃町 2-8
E86			大阪国際大和田幼稚園	守口市藤田町 6-21-57
E87			さくら幼稚園	門真市千石東町 10-10
E88			大阪ひがし幼稚園	門真市三ツ島 426
E89	門真めぐみ幼稚園	門真市四宮 3-10-24		
E90	たちばな幼稚園	門真市柳田町 6-2		
E91	ふじ幼稚園	門真市泉町 3-20		
E92	大阪愛徳幼稚園	門真市元町 5-16		

表 4-2-7(11) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（教育施設等）

図面 番号	大分類	小分類	学校名	所在地
E93	幼稚園	私立幼稚園	すずらん幼稚園	門真市上島町 17-32
E94			だいわ幼稚園	門真市野里町 41-19
E95			住道幼稚園	大東市三住町 11-21
E96			朋来幼稚園	大東市朋来 2-14-5
E97			大東中央幼稚園	大東市赤井 1-2-1
E98			徳庵愛和幼稚園	東大阪市稲田上町 1-9-20
E99			桃の里幼稚園	東大阪市稲田本町 1-11-2
E100			朝陽ヶ丘幼稚園	東大阪市森河内西 1-3-25
E101			森河内幼稚園	東大阪市森河内東 1-28-20
E102			鴻池学園幼稚園	東大阪市鴻池元町 10-38
F1			支援学校	特別支援学校
F2	大阪府立守口支援学校	守口市南寺方東通 5-2-2		
F3	大阪市立視覚特別支援学校	大阪市東淀川区豊里 7-5-26		
F4	大阪市立思斉特別支援学校	大阪市旭区大宮 5-11-7		
F5	大阪市立光陽特別支援学校	大阪市旭区新森 6-8-21		

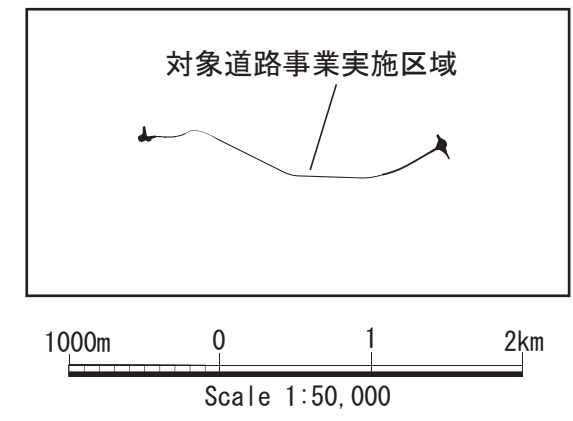
出典：大阪府学校一覧 2014年度（平成26年7月、五ツ木書房）  
 大阪市内幼稚園一覧（平成26年9月、大阪市ホームページ）





凡 例	
記 号	名 称
● A	大学・短大
● B	高等学校
● C	中学校
● D	小学校
● E	幼稚園
● F	特別支援学校

出典：大阪府学校一覧 2014年度（平成26年7月、五ツ木書房）  
大阪府教育センターホームページ



図名 図4-2-5(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況 (教育施設等)



表 4-2-7(12) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面 番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
A1	老人福祉施設	養護老人 ホーム	四宮三養苑	門真市四宮 5-4-22
A2			すみれ苑	大阪市西区川口 3-6-14
A3			旭さくら苑	大阪市旭区清水 3-15-23
A4			城東養護老人ホーム	大阪市城東区古市 1-20-17
A5			ケアハウス鶴見緑地	守口市南寺方南通 3-4-16
A6			ホーリーハート大東	大東市赤井 3-5-11
A7			ロイヤルガーデン	門真市柳田町 27-22
A8			ロータス	門真市堂山町 25-25
A9			ラフォーレからまつ	大阪市都島区中野町 5-10-60
A10			大阪安立	大阪市此花区西九条 3-4-61
A11			コスモスガーデン	大阪市西区靱本町 3-6-18
A12			いこい	大阪市東淀川区淡路 3-13-8
A13			ライフフェア	大阪市旭区赤川 2-1-20
A14			はくあい	大阪市淀川区十三元今里 3-1-88
A15			グリーンシティ秀和	大阪市鶴見区諸口 6-2-7
A16		老人福祉 センター	豊中市立庄内老人福祉センター	豊中市三和町 3-2-1
A17			大東市立総合福祉センター	大東市新町 13-13
A18			大東市立諸福老人福祉センター	大東市諸福 1-12-12
A19			門真市立老人福祉センター	門真市御堂町 12-5
A20			門真市立高齢者ふれあいセンター	門真市岸和田 3-44-11
A21			門真市地域高齢者交流サロン	門真市沖町 28-2
A22			都島区老人福祉センター	大阪市都島区中野町 4-2-24-108
A23			福島区老人福祉センター	大阪市福島区海老江 6-1-14
A24			東淀川区老人福祉センター	大阪市東淀川区淡路 4-1-6
A25			旭区老人福祉センター	大阪市旭区森小路 2-5-29
A26			城東区老人福祉センター	大阪市城東区中央 2-11-23
A27			淀川区老人福祉センター	大阪市淀川区野中南 2-1-5
A28			鶴見区老人福祉センター	大阪市鶴見区横堤 5-5-51
A29			北区大淀老人福祉センター	大阪市北区本庄東 1-24-11
A30			北区北老人福祉センター	大阪市北区同心 1-5-27
A31			中央区東老人福祉センター	大阪市中央区農人橋 1-1-6
A32			角田総合老人センター	東大阪市角田 2-3-8

表 4-2-7(13) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
B1	老人福祉施設	居宅介護支援	もりぐち在宅サービス供給ステーション 居宅介護支援事業所	守口市八雲西町 2-14-10
B2			すずしろ園居宅介護支援事業所	守口市南寺方東通 1-13-16
B3			居宅介護支援事業所守口荘	守口市八雲中町 3-13-17
B4			鶴見緑地苑居宅介護支援事業所	守口市菊水通 3-16-2
B5			ケアプランセンターごはん家族東光町	守口市東光町 3-13-2
B6			和光苑住道ケアプランセンター	大東市三住町 2-7-201
B7			和光苑諸福ケアプランセンター	大東市諸福 1-13-9
B8			あいの里ケアプランセンター	大東市幸町 1-7
B9			居宅介護支援事業所百楽荘	大東市栄和町 9-20
B10			門真在宅サービス供給ステーション 居宅介護支援事業所	門真市堂山町 25-20
B11			ちどりケアマネジメント	門真市北島町 12-3
B12			居宅介護支援事務所・三養苑	門真市大字桑才 294-5
B13			はるかかの郷居宅介護支援事業所	門真市柳田町 27-21
B14			居宅介護支援事業所つくしの里	門真市大橋町 12-8
B15			くすのき介護相談センター	門真市中町 11-96
B16			ケアプランセンターブドウ	門真市島頭 4-11-11
B17			萱島居宅介護支援事業所ラガール	門真市上島町 26-19
B18			ケアプランセンター門真千寿園	門真市野口 822
B19			ケアプランセンター春光園	東大阪市横枕 8-34
B20			みのわの里居宅介護支援事業所	東大阪市古箕輪 1-3-28
B21			アーバンケア稲田居宅介護支援事業所	東大阪市稲田新町 1-10-1
B22			社会福祉法人 治栄会 ケアプランセンターからまつ	大阪市都島区中野町 5-10-70
B23			友渕地域在宅サービスステーション ひまわり	大阪市都島区友渕町 1-3-108
B24			淀川地域在宅サービスステーションゆめ	大阪市都島区毛馬町 5-5-23
B25			ひまわりⅡ	大阪市都島区都島本通 3-16-8
B26			福島ともしび苑居宅介護支援事務所	大阪市福島区吉野 5-6-11
B27			長楽苑ケアプランセンター	大阪市福島区福島 4-6-24
B28			グリーン野田居宅介護支援事務所	大阪市福島区海老江 2-1-36
B29			水都ホーム居宅介護支援センター	大阪市此花区西九条 1-1-2
B30			江之子島コスモス苑居宅介護支援事業所	大阪市西区江之子島 1-8-44
B31			飛鳥ともしび苑	大阪市東淀川区東中島 3-14-24
B32			淡路ケアプランセンター	大阪市東淀川区東淡路 3-5-32-103
B33			淡路地域在宅サービスステーションひざし	大阪市東淀川区西淡路 2-3-22
B34			さわやか介護支援センター	大阪市東淀川区東中島 2-14-1
B35			ビハーラこのみ園	大阪市東淀川区菅原 7-15-14
B36			おおぎり	大阪市東淀川区大桐 1-1-12
B37			ケアプランセンター ハミングベル中道Ⅱ	大阪市東成区中道 2-7-1
B38			ケアプランセンター ハミングベル緑橋	大阪市東成区中本 1-11-1
B39			サンローズオオサカ居宅介護支援事業所	大阪市東成区神路 1-10-3

表 4-2-7(14) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
B40	老人福祉施設	居宅介護支援	高殿苑ホームケアサービスセンター	大阪市旭区高殿 2-11-26
B41			老人デイサービスセンター翠	大阪市旭区生江 3-27-6
B42			ケアプランセンターあいあい	大阪市旭区赤川 1-6-12
B43			今市居宅介護支援事務所	大阪市旭区今市 1-2-2
B44			旭さくら苑居宅介護支援センター	大阪市旭区清水 3-15-23
B45			ライフライト居宅介護支援事業所	大阪市旭区赤川 2-1-14-505
B46			野江特別養護老人ホーム城東園	大阪市城東区今福東 2-2-25
B47			介護支援センター和光	大阪市城東区成育 5-22-16
B48			しぎの黄金の里ケアプランセンター	大阪市城東区鳴野東 2-26-12
B49			諏訪荘居宅介護支援事業所	大阪市城東区諏訪 4-12-28
B50			社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会野江居宅介護支援事業所	大阪市城東区今福東 3-7-29
B51			地域生活支援センター あ・うん	大阪市城東区鳴野東 3-18-5
B52			城東老人ホーム 居宅介護支援センター	大阪市城東区古市 1-20-17
B53			ミード居宅介護支援事業所	大阪市淀川区十三元今里 1-1-52
B54			淀川暖気の苑 居宅介護支援事業所	大阪市淀川区木川西 4-5-40
B55			東三国デイサービスセンターなみはや	大阪市淀川区東三国 2-12-16
B56			ミード宮原居宅介護支援事業所	大阪市淀川区西宮原 1-6-45
B57			居宅介護支援事務所「陽だまりの苑」	大阪市淀川区新高 4-15-25
B58			ケアプランセンターはくあい	大阪市淀川区十三元今里 3-1-72
B59			介護ステーションコモンズ三国	大阪市淀川区三国本町 2-1-37-401
B60			ファミリーケアプランセンター	大阪市鶴見区安田 2-1-27
B61			ケアプランセンター秀和会	大阪市鶴見区諸口 6-2-7
B62			茨田大宮ちどりケアマネジメント	大阪市鶴見区茨田大宮 3-8-33
B63			今津地域デイサービスセンター ケアプラン事業部	大阪市鶴見区今津南 1-1-4
B64			浜特養ケアプランセンター	大阪市鶴見区浜 5-6-14
B65			慶生会鶴見東部ケアプランセンター	大阪市鶴見区諸口 5-浜 6-3-2F
B66			日本ライトハウス居宅支援センター てくてく	大阪市鶴見区今津中 2-4-37
B67			居宅介護支援事業所 藤ミレニアム	大阪市北区本庄西 2-6-15
B68			社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会中津病院	大阪市北区芝田 2-10-39
B69			新豊崎地域在宅サービスステーション ハートフルかのう	大阪市北区長柄中 1-1-21
B70			居宅介護支援事務所淳風おおさか	大阪市北区大淀南 2-6-4-201
B71			大阪市ホームヘルプ協会 ケアプランセンター	大阪市北区天神橋 7-12-6-2 号館 7F
B72			南大江地域在宅サービスステーションさくら 居宅介護支援事業所	大阪市中央区農人橋 1-4-20

表 4-2-7(15) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面 番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
C1	障害児・ 障害者福祉 施設	生活介護	だんけのそのボレボレクラブ だんけのそのグッジョブたがわ	大阪市淀川区木川西 4-5-40
C2		生活介護	希望の園	大阪市淀川区野中南 2-10-35
C3		生活介護・ 自立訓練・ 就労継続支援 B 型	にいたかの里	大阪市淀川区新高 4-15-28
C4		生活介護・ 就労継続支援 B 型	ジョブサイトよど	大阪市淀川区十三東 2-4-2
C5		自立訓練・ 就労移行支援	ジョブジョイントおおさか	大阪市淀川区十三東 1-1-6
C6		就労移行支援・ 就労継続支援 A 型	B e H a p p y	大阪市淀川区木川西 1-13-15-2F
C7		就労継続支援 A 型	オレーヴ	大阪市淀川区十三本町 2-4-25
C8		就労継続支援 B 型	れいんぼ～	大阪市淀川区木川東 4-17-9-101 号
C9		就労移行支援	夢活菜(十三作業所)	大阪市淀川区十三本町 1-21-17
C10		就労移行支援	JSN 新大阪アネックス	大阪市淀川区西中島 5-3-4-901 号
C11		就労継続支援 B 型	ダ・カー歩	大阪市淀川区三津屋南 1-1-44
C12		就労継続支援 B 型	あすなるの家	大阪市淀川区十三元今里 3-1-72
C13		生活介護・ 就労移行支援・ 就労継続支援 B 型	海萌	大阪市淀川区田川北 1-7-9
C14		自立訓練・ 就労継続支援 B 型	永价	大阪市淀川区田川北 2-1-31
C15		就労移行支援	JSN 新大阪	大阪市淀川区西中島 7-4-21-2F
C16		就労継続支援 A 型	就労支援センターにこにこ	大阪市淀川区三国本町 2-17-9
C17		就労移行支援	アイエスエフネットライフ淀川(移行)	大阪市淀川区西中島 5-7-11
C18		就労継続支援 A 型	アイエスエフネットライフ淀川	大阪市淀川区西中島 5-14-10
C19		就労継続支援 B 型	特定非営利活動法人わーくる太輝	大阪市淀川区三津屋中 1-4-40
C20		就業継続 A 型・ 就労継続支援 B 型	中津サテライトオフィス	大阪市北区中津 1-4-10
C21		生活介護	おおよど	大阪市北区大淀中 1-15-20
C22		就労継続支援 B 型	中津更生園	大阪市北区中津 1-4-10
C23		自立訓練	こすもすくらぶ	大阪市北区天神橋 7-3-2-8F
C24		生活介護	生活介護事業所ぜんかい屋	大阪市北区同心 2-6-13-101 号
C25		就労継続支援 A 型	グリーンズ梅田	大阪市北区万歳町 4-12-1F 東館 105 号
C26		就労継続支援 B 型	Y-community space プリティ・ハート	大阪市北区与力町 6-27
C27		就労継続支援 B 型	なんばなかよし作業所	大阪市北区同心 1-5-27-4F
C28		生活介護	生活介護事業所良返屋	大阪市北区同心 2-2-5-101
C29		就労継続支援 B 型	SAORI 豊崎長屋	大阪市北区豊崎 1-7-2
C30		就労移行支援	「コスモス」ケアサービス	大阪市北区本庄西 2-10-16
C31		生活介護	たけのこ	大阪市北区本庄西 2-17-22-1F
C32		就労移行支援・ 就労継続支援 B 型	自立支援カレッジチャレンズ	大阪市北区菅原町 11-10-302

表 4-2-7(16) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
C33	障害児・ 障害者福祉 施設	就労移行支援	ウイングル大阪梅田センター	大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル 2F
C34		就労移行支援	ジョブアークス梅田センター	大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第2ビル 3F
C35		就労移行支援	ラポール梅田	大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第2ビル 14F
C36		生活介護	ひなぎくの会作業所	大阪市北区天満 2-1-24-1302
C37		就労移行支援	やすらぎの苑 中津	大阪市北区中津 1-18-8-2F
C38		療養介護	大阪府立整肢学院	大阪市北区中津 2-2-22
C39		生活介護	中津学院	大阪市北区中津 2-5-4
C40		生活介護	福島育成園	大阪市福島区海老江 1-8-8
C41		就労継続支援 B 型	ワークはづき	大阪市福島区福島 4-2-51
C42		生活介護	ずずらんの園	大阪市福島区大開 1-19-32
C43		生活介護	デーセンターモモの家	大阪市福島区吉野 4-27-10
C44		就労継続支援 A 型	JOY	大阪市福島区吉野 4-25-5
C45		就労移行支援	「夢咲」事務所	大阪市福島区大開 4-1-11-105
C46		就労継続支援 A 型	「街の灯」	大阪市福島区大開 4-1-11-104
C47		就労継続支援 B 型	桜ほのぼの苑 玉川事務所	大阪市福島区玉川 1-8-10-1F
C48		生活介護・ 就労継続支援 B 型	近畿福祉会大阪海老江事業所	大阪市福島区海老江 6-11-5
C49		就労継続支援 A 型	「街の灯」12号棟	大阪市福島区大開 4-1-12-1108号
C50		就労移行支援・ 就労継続支援 B 型	共生労働センター カサンドラ	大阪市西区西本町 2-5-19-311
C51		生活介護・ 就労継続支援 A 型・ 就労継続支援 B 型	障害福祉サービス事務所アンカー	大阪市西区西本町 2-1-30
C52		就労移行支援	株式会社プリベン作業所	大阪市中央区南本町 1-3-21-6F
C53		就労移行支援	株式会社アソウ・ヒューマニーセンター おおさか就労移行支援事務所	大阪市中央区内本町 2-4-16-9F
C54		就労継続支援 A 型	ハニービー	大阪市中央区常盤町 1-4-9
C55		就労継続支援 B 型	HOPE ワークス北浜	大阪市中央区平野町 1-7-6-3F
C56		就労移行支援・ 就労継続支援 A 型	HOPE オフィス北浜	大阪市中央区道修町 1-7-10-3F
C57		就労継続支援 B 型	ひこうせん	大阪市中央区法円坂 1-1-35-4F
C58		生活介護	まんぼう	大阪市中央区法円坂 1-1-35-4F
C59		就労移行支援	えるえる	大阪市中央区法円坂 1-1-35-1F
C60		生活介護・ 就労継続支援 B 型	なにわの宮	大阪市中央区法円坂 1-1-35-5F
C61		短期入所・生活介護	障害者支援施設エフォール	大阪市東淀川区東淡路 1-4-49
C62		生活介護	ハニカム	大阪市東淀川区淡路 3-13-37
C63		生活介護・ 就労継続支援 B 型	西淡路希望の家	大阪市東淀川区西淡路 1-13-28
C64		生活介護	あすわ〜く	大阪市東淀川区豊新 1-3-3
C65		生活介護	第2 あすわ〜く	大阪市東淀川区豊里 4-12-6-1F
C66	就労継続支援 B 型	東淀川ふれあい工房	大阪市東淀川区東中島 5-18-17-1F	



表 4-2-7(17) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
C67	障害児・ 障害者福祉 施設	生活介護	ワークセンター豊新	大阪市東淀川区豊新 2-7-3
C68		生活介護・ 就労移行支援	ウィリッシュ	大阪市東淀川区東淡路 2-15-10
C69		就労継続支援 B 型	ほっとコミュニティういる	大阪市東淀川区東淡路 2-9-13
C70		生活介護・ 就労継続支援 B 型	障がい者センター翔館	大阪市東淀川区西淡路 1-13-25
C71		就労継続支援 B 型	あさひパルワーク	大阪市旭区中宮 5-1-18
C72		生活介護	手の花の家	大阪市旭区赤川 4-1-28
C73		就労継続支援 B 型	あゆみ工房	大阪市旭区千林 2-16-8-202 号
C74		生活介護・ 自立訓練・ 就労継続支援 B 型	生江障害者会館	大阪市旭区赤川 4-1-30
C75		生活介護・ 就労移行支援・ 就労継続支援 B 型	ワークセンター飛行船	大阪市旭区大宮 1-1-32
C76		生活介護	みらいかん	大阪市旭区高殿 7-18-7
C77		生活介護	虹の家	大阪市旭区高殿 7-11-20
C78		生活介護	生活介護アプリ	大阪市旭区今市 1-2-5
C79		生活介護	C-ゆめ工房	大阪市旭区生江 3-11-6
C80		就労移行支援	おひさま事業所	大阪市旭区清水 2-16-10-3F・4F
C81		生活介護	あさひ希望の里	大阪市旭区太子橋 1-16-22
C82		生活介護	ケアライフ光の友	大阪市旭区新森 6-5-12
C83		生活介護	オールケア生活介護センター旭	大阪市旭区清水 4-3-11
C84		就労継続支援 B 型	とどまつ園	大阪市都島区都島北通 2-12-25
C85		生活介護	あかまつ園	大阪市都島区御幸町 2-10-23
C86		自立訓練	加光	大阪市都島区東野田町 5-5-16
C87		就労移行支援	きょうばし	大阪市都島区東野田町 5-5-1
C88		就労継続支援 B 型	手琴堂	大阪市都島区都島南通 1-9-21
C89		就労移行支援	SAORI hands	大阪市都島区中野町 5-13-4
C90		生活介護	作業所「あるくる」	大阪市都島区中野町 3-4-21-1F
C91		生活介護	デーセンター機関車	大阪市都島区都島本通 3-16-3
C92		就労継続支援 A 型	BROOK	大阪市都島区片町 2-9-14-7F
C93		生活介護	生活介護たんばや	大阪市都島区毛馬町 2-8-26-101 号
C94		生活介護	すみれ共同作業所	大阪市城東区古市 1-21-38
C95		生活介護	ウイング	大阪市城東区東中浜 1-2-4
C96		生活介護	すみれ愛育館	大阪市城東区古市 1-19-15
C97		就労継続支援 A 型	Kawasemi	大阪市城東区中央 1-6-29
C98		就労継続支援 B 型	作業所若草	大阪市城東区中央 1-5-20-1F
C99		就労継続支援 B 型	作業所若草 II	大阪市城東区中央 1-8-30-2F
C100		生活介護	庵	大阪市城東区中央 1-6-23
C101	生活介護	せいぼっぼ	大阪市城東区今福西 5-5-16	
C102	就労移行支援・ 就労継続支援 B 型	創奏座座	大阪市城東区中央 1-7-27	

表 4-2-7(18) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面 番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
C103	障害児・ 障害者福祉 施設	生活介護	げんげん	大阪市城東区蒲生 3-11-10-1F
C104		就労移行支援	アスク京橋オフィス	大阪市城東区蒲生 3-15-8
C105		生活介護	NPO ワークショップ'99	大阪市城東区蒲生 4-8-14
C106		就労継続支援 B 型	つむぎ館	大阪市城東区関目 1-14-21
C107		就労継続支援 A 型	ニコサービス	大阪市城東区関目 1-11-B101
C108		自立訓練	ぜ・す・と	大阪市城東区蒲生 3-10-19
C109		就労継続支援 B 型	みつき（鳴野）	大阪市城東区新喜多東 3-1 JR 鳴野駅高架下
C110		就労継続支援 B 型	Landmark	大阪市城東区新喜多東 1-8-40
C111		生活介護	生活介護ほっと・ステーション	大阪市城東区関目 1-20-22-1F
C112		就労移行支援	今福事務所	大阪市城東区今福南 1-2-24
C113		生活介護・ 就労継続支援 B 型	みつき	大阪市城東区鳴野東 1-6-25
C114		生活介護	生活介護しどろもどろ	大阪市城東区関目 2-6-3
C115		自立訓練	自立支援塾チャレンジライフ	大阪市城東区蒲生 2-1-25
C116		生活介護	わかまつ園	大阪市城東区野江 3-10-22
C117		就労継続支援 B 型	座座	大阪市城東区鳴野西 4-17-23
C118		就労継続支援 B 型	作業所あかり	大阪市城東区古市 2-2-15
C119		生活介護	フォーワーク	大阪市城東区古市 3-5-2
C120		生活介護・自立訓練・ 就労移行支援	日本ライトハウスきらきら 日本ライトハウスわくわく	大阪市鶴見区今津中 2-4-37
C121		生活介護	つるみの郷	大阪市鶴見区茨田大宮 2-2-22
C122		生活介護・ 就労継続支援 B 型	ワークセンターつるみの郷	大阪市鶴見区茨田大宮 2-2-25
C123	就労継続支援 B 型	就労継続支援 感生	大阪市鶴見区横堤 4-20-16	
C124	生活介護	つるみ更正指導所	大阪市鶴見区中茶屋 1-8-13	
C125	生活介護・ 自立訓練・ 就労継続支援 B 型	さらら作業所	大阪市鶴見区浜 3-7-10	
C126	就労継続支援 B 型	ワークネットつるみ	大阪市鶴見区浜 4-18-7	
C127	生活介護	鶴見希望の会	大阪市鶴見区焼野 1-12-6	
C128	福祉作業所	コスモス住道	大東市住道 1-1-9	
C129	生活介護・ 共同生活介護・ 就労継続支援 B 型	青い鳥工房	大東市三箇 6-16-20	
C130	短期入所・共同生活 介護・就労継続支援 A 型・就労移行・共同 生活援助・日中一時 支援・通勤寮	支援センターさくら	大東市末広町 15-6	
C131	生活介護・ 就労継続支援 B 型	セント・ポプリ	豊中市島江町 1-3-102	
C132	就労継続支援 B 型	よーい・ドン（えーぜっと）	豊中市大黒町 3-8-14	
C133	宿泊型自立訓練	サポートセンターる〜ぶ（わかくさ）	豊中市日出町 2-1-27	

表 4-2-7(19) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面 番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
C134	障害児・ 障害者福祉 施設	就労継続支援 B 型	フレンドワーク	守口市平代町 4-10
C135		自立訓練・短期入所	医療法人西浦会自立訓練事業所パザパ	守口市八雲中町 3-13-17
C136		就労継続支援 B 型	医療法人西浦会就労支援事業所 GYO	守口市大枝東町 14-21
C137		就労継続支援 B 型	すみれカンパニー	守口市寺方元町 2-5-13
C138		就労継続支援 B 型	まんまる	守口市平代町 11-2
C139		共同生活介護	イクス	守口市八雲中町 3-13-41
C140		就労継続支援 B 型	ジェイ・エス守口	守口市八雲東町 1-5-8
C141		就労継続支援 B 型	就労継続支援ようき・すなお第 2	守口市豊秀町 1-1-15
C142		生活介護	自立サポートきくすい	守口市緑町 1-4
C143		生活介護	もりぐち在宅サービス 供給ステーション通所介護事務所	守口市八雲西町 2-14-10
C144		生活介護・ 就労移行支援・ 就労継続支援 B 型	ういず守口	守口市金下町 1-6-10
C145		生活介護	デイサービスセンターおおみや	守口市大宮通 1-13-7
C146		生活介護・ 就労継続支援 B 型	ういず滝井	守口市滝井西町 3-5-12
C147		就労継続支援 B 型	就労継続支援ようき・すなお第 1	守口市菊水通 2-14-4
C148		生活介護	守口市立わかたけ園	守口市菊水通 2-8-17
C149		生活介護	オールケア生活介護センター大日	守口市梶町 1-4-14
C150		生活介護	オールケアデイセンター	守口市藤田町 1-52-13
C151		生活介護	ジェイ・エス ステージ	門真市桑才新町 24-1
C152		生活介護・ 就労継続支援 B 型	障セ・ウィタン	門真市三ツ島 2119
C153	就労継続支援 B 型	仲間の家たけのこ	門真市岸和田 3-38-18	
C154	就労継続支援 B 型	ルージュ作業所	門真市幸福町 25-15	
C155	就労継続支援 B 型	グレース工房	門真市東田町 12-1	
C156	生活介護	バンドミー 10	門真市三ツ島 3-5-35	
C157	就労継続支援 B 型	サンタ・ランド	門真市島頭 4-1-16	
C158	就労継続支援 B 型	ホワイトハウス	門真市宮野町 6-6 大和田ハウスマンション 10B	
C159	地域活動支援センター	ふるんていあ	門真市新橋町 22-24-103	
C160	就労継続支援 B 型	サニーデイ	門真市新橋町 17-8-1F	
C161	生活介護	第 2 ジェイ・エス ステージ	門真市四宮 5-7-13	
C162	就労継続支援 B 型	ジェイ・エス ステージ B	門真市千石東町 2-41-38	
C163	生活介護	第 3 ジェイ・エス ステージ	門真市千石東町 2-5-7	
C164	生活介護・ 就労継続支援 B 型	こもれび	門真市柳町 16-8	
C165	就労継続支援 B 型	ヒマワリホーム	門真市幸福町 21-5	
C166	生活介護	門真市障がい者福祉センター	門真市御堂町 14-1-2F	
C167	生活介護・ 就労継続支援 B 型	ボスコ (BOSCO)	門真市千石東町 2-46-3F	
C168	就労移行支援	NPO 法人大阪精神障害者 就労支援ネットワーク (JSN 門真)	門真市末広町 40-3-5F	
C169	地域活動支援センター	地域活動支援センターあん	門真市宮野町 2-20-2F	

表 4-2-7(20) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
C170	障害児・障害者福祉施設	就労継続支援 B 型	アースファーム	門真市三ツ島 741-1
C171		生活介護	デイサービスセンター智島	門真市北島町 12-3
C172		生活介護・生活訓練	ほにいず	門真市末広町 36-10-20・302
C173		就労継続支援 B 型	たつき福祉作業所	寝屋川市萱島南町 8-20-102
C174		自立訓練・就労継続支援 B 型	ふれあい工房	東大阪市新庄 4-4-26
C175		生活介護	らいふすぱーす空木	東大阪市森河内西 2-30-27
C176		生活介護・就労継続支援 B 型	若草工房	東大阪市吉原 2-3-12
C177		生活介護	わかば	東大阪市川田 3-4-2
C178		生活介護・共同生活援助	若草園	東大阪市東鴻池町 2-4-33
C179		生活介護・共同生活援助	クリエイティブハウス「パンジー」	東大阪市東鴻池町 2-4-8
C180		就労移行支援・就労継続支援 B 型	Win-Win	東大阪市長田東 3-5-19
C181		就労移行支援・就労継続支援 B 型	エール	東大阪市川田 1-8-28
C182		就労移行支援	就労支援事業ピュアファクトリー	東大阪市本庄西 1-5-23
C183		就労継続支援 A 型	ライフケア	東大阪市長田東 2-2-3
C184		就労継続支援 B 型	支援センターのぞみ	東大阪市本庄中 1-2-28
C185	生活介護・自立訓練	みのわの里 身体障害者デイサービスセンター	東大阪市古箕輪 1-3-28	
D1	その他の障害児・障害者福祉施設	視覚障害者更生施設	日本ライトハウスジョイフルセンター	大阪市鶴見区今津中 2-4-37
D2			日本ライトハウス職業・生活訓練センター	大阪市鶴見区今津中 2-4-37
D3		点字出版施設	日本ライトハウス盲人情報文化センター東事業所	東大阪市森河内西 2-14-34
E1	地域活動支援センター	活動支援 A 型	淀川リバー	大阪市淀川区十三東 4-2-9-1F
E2			KITA 工房	大阪市北区浪花町 2-7-1F
E3			とよさとはうす	大阪市東淀川区豊里 5-22-3
E4			東淀川区福祉作業センターつどい	大阪市東淀川区淡路 4-31-7
E5			和作業所	大阪市旭区生江 3-16-11-109
E6			あゆみハウス	大阪市旭区千林 2-16-8-310
E7			地域活動支援両国福祉作業センター	大阪市旭区清水 5-6-9
E8			みどり福祉作業所	大阪市城東区古市 1-14-5
E9			STS GALLERY	大阪市城東区成育 3-5-19-1F
E10			地域活動支援センター リーフレット	大阪市城東区蒲生 1-8-7
E11			FOREVER～いつまでも～	大阪市城東区中浜 3-16-22-102
E12			大阪市みどり作業所	大阪市鶴見区横堤 4-24-8
E13			しろきた福祉作業所	大阪市鶴見区緑 2-4-39
E14			ふれあい作業所	大阪市西区江戸堀 1-25-35-2F
E15			スマイル西ひかり	大阪市西区西本町 2-5-19-205・206
E16			大阪市地域活動支援センターデフ・ワークス	大阪市中央区常盤町 2-2-25

表 4-2-7(21) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
F1	障害者支援施設	身体障害者福祉センター	総合福祉センター	大東市新町 13-13
F2			日之出障害者会館	大阪市東淀川区西淡路 1-13-25
G1	保護施設	救護施設	淀川救護寮	大阪市東淀川区大桐 4-3-24
G2		更生施設	淀川更正寮	大阪市東淀川区大桐 4-3-24
G3			更生相談所一時保護所	大阪市北区長柄西 1-1-34
G4			大淀寮	大阪市北区長柄西 1-1-28
H1	母子福祉施設	母子福祉センター	大阪市長愛光会館	大阪市北区中津 1-4-10
I1	保育所	保育所	豊中市立栄町保育所	豊中市島江町 1-3-9-101
I2			豊中市立島田保育所	豊中市庄内栄町 3-12-18
I3			豊中市立庄内保育所	豊中市大黒町 3-19-27
I4			豊中市立豊南保育所	豊中市豊南町西 4-16-1
I5			庄内たちばな保育園（認定こども園）	豊中市庄内幸町 5-22-1
I6			豊南みどり保育園	豊中市豊南町南 4-5-15
I7			豊南みどり保育園（分園）	豊中市豊南町南 5-4-26
I8			守口市立寺方保育所	守口市南寺方北通 1-10-20
I9			守口市立南保育所	守口市寺方元町 4-2-5
I10			守口市立北寺方保育所	守口市寺方本通 1-3-4
I11			守口市立大宮保育所	守口市大宮通 3-13-7
I12			守口市立八雲東保育所	守口市八雲東町 2-39-13
I13			守口市立外島保育所	守口市外島町 2-48
I14			守口市立西保育所	守口市八雲西町 2-27-9
I15			守口市立梶保育所	守口市梶町 2-21-14
I16			守口市立藤田保育所	守口市藤田町 4-27-21
I17			白ばら保育園	守口市藤田町 5-2-5
I18			土居ひまわり保育園	守口市早苗町 6-19
I19			橋波保育園	守口市大宮通 1-14-20
I20			錦保育園	守口市寺方本通 4-4-22
I21			八雲中しろはと保育園	守口市八雲中町 1-22-3
I22			寺内さくら保育園	守口市寺内町 2-9-16
I23			高瀬ひまわり保育園	守口市馬場町 1-7-18
I24			寝屋川市立あざみ保育所	寝屋川市下木田町 16-53
I25			第3きんもくせい保育園	寝屋川市河北西町 18-1
I26			あやめ保育園	寝屋川市萱島南町 12-3
I27			大東市立南郷保育所	大東市太子田 3-1-20
I28			あすなろ保育園	大東市扇町 9-8
I29			江の口保育園	大東市三箇 4-16-16
I30			上三箇保育園	大東市三箇 1-13-13
I31			新町保育園	大東市川中新町 9-1
I32			住道保育園	大東市三住町 16-6
I33			聖心保育園	大東市太子田 2-14-15
I34			大東つくし保育園	大東市諸福 6-3-33
I35			灰塚保育園	大東市灰塚 5-2-33

表 4-2-7(22) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面 番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
I36	保育所	保育所	氷野保育園	大東市大東町 10-15
I37			新田保育園	大東市新田中町 4-9
I38			いずみっこ保育園	門真市泉町 3-6
I39			門真市立上野口保育園	門真市上野口町 46-13
I40			きたじま保育園	門真市五月田町 4-1
I41			まこと小路保育園	門真市小路町 7-34
I42			門真市立浜町保育園	門真市浜町 17-8
I43			門真市立南保育園	門真市野口 826
I44			柳町園	門真市柳町 14-10
I45			うちこし保育園	門真市打越町 3-3
I46			おおわだ保育園	門真市野里町 41-39
I47			門真保育園	門真市本町 19-5
I48			北巣本保育園	門真市北巣本町 37-11
I49			智島保育園	門真市北島町 12-20
I50			古川園	門真市古川町 7-3
I51			三ツ島保育園	門真市三ツ島 2147-2
I52			三ツ島保育園分園 (ファースト保育園)	門真市大池町 22-24
I53			めぐみ保育園	門真市四宮 5-6-15
I54			脇田保育園	門真市脇田町 2-8
I55			御幸保育所	大阪市都島区御幸町 2-7-13
I56			毛馬保育所	大阪市都島区毛馬町 2-5-13
I57			都島桜宮保育園	大阪市都島区中野町 5-10-80
I58			都島友渚乳児保育センター	大阪市都島区友渚町 1-6-3
I59			都島児童センター	大阪市都島区都島本通 3-4-3
I60			都島乳児保育センター	大阪市都島区都島本通 3-16-8
I61			都島第二乳児保育センター	大阪市都島区都島本通 3-16-10
I62			都島東保育園	大阪市都島区都島本通 4-10-27
I63			大東保育園	大阪市都島区大東町 2-19-7
I64			都島友渚保育園	大阪市都島区友渚町 1-3-141
I65			東野田ちどり保育園	大阪市都島区東野田町 4-15-20
I66			子ロバ保育園	大阪市都島区高倉町 2-8-5
I67			毛馬コテイ保育園	大阪市都島区毛馬町 2-8-7
I68			なのはな保育園	大阪市都島区都島南通 1-9-13
I69			海老江保育所	大阪市福島区海老江 6-1-9
I70			野田保育所	大阪市福島区野田 2-12-1
I71			吉野保育所	大阪市福島区吉野 3-17-11
I72			新家保育所	大阪市福島区吉野 5-6-12
I73			ひばり保育園	大阪市福島区玉川 1-6-2
I74			保育所和光園	大阪市福島区鷺州 2-14-1
I75			ふじのもり保育園	大阪市福島区野田 6-5-41 N101
I76	中之島ひばり保育園	大阪市福島区福島 1-1-51-401		

表 4-2-7(23) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面 番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
I77	保育所	保育所	海西ひばり保育園	大阪市福島区海老江 8-13-21
I78			保育所第二和光園	大阪市福島区鷺洲 3-1-59
I79			西九条保育所	大阪市此花区西九条 1-7-14
I80			YMCA とさぼり保育園	大阪市西区土佐堀 1-5-6
I81			YMCA あわぎ保育園	大阪市西区立売堀 6-5-15
I82			うつぼほんまち保育園	大阪市西区靱本町 1-19-13-2F
I83			ポプラ保育園	大阪市西区京町堀 2-1-19
I84			柏里保育所	大阪市西淀川区柏里 3-17-1-101
I85			聖花保育園	大阪市西淀川区花川 1-6-2
I86			西淡路第 1 保育所	大阪市東淀川区淡路 4-1-13
I87			あすか保育所	大阪市東淀川区東中島 3-14-13
I88			豊里第 1 保育所	大阪市東淀川区豊里 7-15-21
I89			西大道保育所	大阪市東淀川区大桐 2-8-2-100
I90			西淡路第 2 保育所	大阪市東淀川区西淡路 5-1-14
I91			豊里第 2 保育所	大阪市東淀川区豊里 2-1-26
I92			日之出保育所	大阪市東淀川区東中島 4-11-25
I93			下新庄保育所	大阪市東淀川区下新庄 5-3-22
I94			淡路保育園	大阪市東淀川区東淡路 4-22-5
I95			徳蔵寺保育園	大阪市東淀川区東中島 1-5-5
I96			保育園こどものくに	大阪市東淀川区豊新 4-6-17
I97			上新庄保育園	大阪市東淀川区上新庄 2-5-5-101
I98			みのり園	大阪市東淀川区大桐 5-15-36
I99			保育所聖愛園	大阪市東淀川区東淡路 2-7-5
I100			さかえ保育園	大阪市東淀川区東淡路 1-5-1-101
I101			菅原保育園	大阪市東淀川区菅原 4-10-15
I102			大桐保育園	大阪市東淀川区大桐 4-2-12
I103			保育所あすなる	大阪市東淀川区東淡路 2-7-5
I104			ともしび保育園	大阪市東淀川区東中島 6-6-8
I105			保育所豊新聖愛園	大阪市東淀川区豊新 3-25-5
I106			北中本保育所	大阪市東成区中本 4-1-22
I107			東中本保育所	大阪市東成区東中本 2-3-16
I108			大宮第 1 保育所	大阪市旭区中宮 2-22-22
I109			森小路保育所	大阪市旭区森小路 2-5-29
I110			両国保育所	大阪市旭区清水 4-6-15
I111			生江保育所	大阪市旭区生江 3-26-23
I112			清水保育所	大阪市旭区清水 2-14-17
I113			大宮第 2 保育所	大阪市旭区大宮 1-1-32
I114			赤川保育所	大阪市旭区赤川 2-16-9
I115			平和の子保育園	大阪市旭区新森 7-1-5
I116			太子橋保育所	大阪市旭区太子橋 3-2-8
I117	つぼみ保育園	大阪市旭区高殿 2-11-26		

表 4-2-7(24) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面 番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
I118	保育所	保育所	金光寺保育園	大阪市旭区生江 2-2-21
I119			大阪YWCA大宮保育園	大阪市旭区大宮 5-7-15
I120			ありんこ保育園	大阪市旭区大宮 1-9-9
I121			嶋野保育所	大阪市城東区嶋野西 5-3-3-100
I122			鯉江保育所	大阪市城東区今福西 1-13-4
I123			関目保育所	大阪市城東区関目 1-24-27
I124			東中浜保育所	大阪市城東区東中浜 2-4-31
I125			今福南保育所	大阪市城東区今福南 4-6-48-100
I126			わんわん保育園	大阪市城東区中央 3-7-4
I127			つばさ保育園	大阪市城東区関目 1-18-22
I128			諏訪保育園	大阪市城東区諏訪 1-8-5
I129			愛育保育園	大阪市城東区野江 2-15-8
I130			くれない保育所	大阪市城東区嶋野東 3-23-12
I131			すみれ保育園	大阪市城東区古市 1-20-82
I132			今福保育園	大阪市城東区今福南 2-21-14
I133			なかよしすみれ保育園	大阪市城東区古市 1-20-80
I134			ゆりかご保育園	大阪市城東区嶋野東 3-31-24
I135			森之宮保育園	大阪市城東区森之宮 2-1-58
I136			成徳保育園	大阪市城東区放出西 1-3-18
I137			たつこの保育園	大阪市城東区新喜多 1-2-7-101
I138			ゆりかご第二保育園	大阪市城東区新喜多東 1-1-7
I139			城東ちどり保育園	大阪市城東区諏訪 3-6-33
I140			古市たいよう保育園	大阪市城東区古市 1-16-12
I141			野江まつのはな保育園	大阪市城東区野江 2-12-15
I142			成育保育園	大阪市城東区成育 1-6-12
I143			こひつじ園（認定こども園）	大阪市城東区成育 3-7-16
I144			三国保育所	大阪市淀川区西宮原 2-6-57
I145			十三保育所	大阪市淀川区野中南 2-2-6
I146			塚本保育所	大阪市淀川区塚本 6-10-7
I147			ひかり保育園	大阪市淀川区三津屋中 1-6-1
I148			ミード保育園	大阪市淀川区十三元今里 1-1-52
I149			博愛社保育園	大阪市淀川区十三元今里 3-1-72
I150			木川第2保育所	大阪市淀川区三国本町 1-13-16
I151			木川第1保育所	大阪市淀川区木川西 4-4-3-101
I152	つくしんぼ保育園	大阪市淀川区東三国 6-3-46		
I153	愛光保育園	大阪市淀川区十三東 1-13-29		
I154	新東三国保育園	大阪市淀川区東三国 2-12-13		
I155	ふたばこども園	大阪市淀川区三津屋南 2-20-5		
I156	淀川ベビー保育園	大阪市淀川区田川 1-4-18		
I157	ふたば乳児園	大阪市淀川区新高 6-2-8		
I158	メリーポピンズ保育園	大阪市淀川区三国本町 3-37-35-404		
I159	明の守保育園	大阪市淀川区十八条 3-11-2		



表 4-2-7(25) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面 番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
I160	保育所	保育所	ポラリス保育園	大阪市淀川区宮原 3-3-101
I161			高等森友学園	大阪市淀川区塚本 4-7-8
I162			つくしんぼ西保育園	大阪市淀川区東三国 6-21-28
I163			みくにひじり保育園（認定こども園）	大阪市淀川区西三国 3-17-32
I164			ひじり保育園（認定こども園）	大阪市淀川区宮原 2-10-13
I165			茨田第1保育所	大阪市鶴見区諸口 5-浜 6-17
I166			茨田第2保育所	大阪市鶴見区横堤 4-10-1-100
I167			茨田大宮保育所	大阪市鶴見区茨田大宮 3-1-43
I168			鶴見学園	大阪市鶴見区鶴見 3-11-30
I169			放出保育園	大阪市鶴見区放出東 1-12-20
I170			茨田東保育所	大阪市鶴見区茨田大宮 4-15-11-101
I171			今津保育所	大阪市鶴見区今津中 3-7-2
I172			鶴見えのもと保育園	大阪市鶴見区今津南 1-1-4
I173			俊英館第2保育園	大阪市鶴見区焼野 1-2-18
I174			みつばさ保育園	大阪市鶴見区今津中 4-4-22
I175			もろぐち保育園	大阪市鶴見区諸口 1-6-23
I176			鶴見みどり第二保育園	大阪市鶴見区鶴見 4-11-34
I177			俊英館保育園	大阪市鶴見区浜 2-5-14
I178			鶴見みどり保育園	大阪市鶴見区緑 2-3-10
I179			のぎく保育園	大阪市鶴見区諸口 5-浜 14-6
I180			にじの木保育園	大阪市鶴見区今津中 1-1-14
I181			横提みのり保育園	大阪市鶴見区鶴見 1-6-50
I182			鶴見はとぼぼ保育園	大阪市鶴見区横提 5-5-51
I183			三愛こども園（認定こども園）	大阪市鶴見区今津中 4-3-13
I184			いずみの保育園	大阪市鶴見区今津北 1-11-18
I185			よこづつみ保育園	大阪市鶴見区横堤 3-1-10
I186			大淀保育所	大阪市北区大淀中 4-9-11
I187			大阪主婦之会保育園	大阪市北区豊崎 3-1-12
I188			きたの旭ヶ丘学園	大阪市北区兔我野町 3-10
I189			鶴満寺保育所	大阪市北区長柄中 1-1-23
I190	さつき保育園	大阪市北区本庄西 3-13-5		
I191	中津保育園	大阪市北区中津 2-7-8-101		
I192	音色つばさ保育園	大阪市北区本庄東 1-24-9		
I193	長柄保育園	大阪市北区長柄東 3-2-3		
I194	同心保育園	大阪市北区同心 1-5-27		
I195	南大江保育所	大阪府中央区農人橋 1-1-2		
I196	大手前保育園	大阪府中央区大手前 1-7-310 MMビル1階G室		
I197	マザーシップ船場保育園	大阪府中央区南久宝寺町 2-1-9-2F		
I198	ゆめ中央保育園	大阪府中央区徳井町 2-1-12		
I199	蓮美幼児学園もりのみやナーサリー	大阪府中央区森ノ宮中央 2-8-7		

表 4-2-7(26) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面 番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
I200	保育所	保育所	東大阪市立荒本子育て支援センター	東大阪市荒本北 2-6-35
I201			東大阪市立鴻池子育て支援センター	東大阪市東鴻池町 4-5-8
I202			東大阪市立春宮保育所	東大阪市荒本北 1-3-29
I203			いなだ保育所	東大阪市稲田新町 2-20-7
I204			フタバ学園	東大阪市森河内西 2-31-1
I205			みるく保育園	東大阪市角田 3-7-27
I206			愛保育園	東大阪市川田 2-27-31
I207			さわらび保育園	東大阪市稲田本町 3-19-6
I208			はるか保育園	東大阪市西鴻池町 2-3-21
I209			ポッポ保育園	東大阪市三島 3-15-36
I210			本庄保育園	東大阪市本庄 1-9-5
I211			ポッポ第2保育園	東大阪市東鴻池町 1-7-74
I212			むぎの穂第二保育園	東大阪市川俣 3-1-7
J1	保育所 以外の 児童福 祉施設	助産施設	岩津助産院	守口市竹町 8-18
J2			大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通 2-13-22
J3			淀川キリスト教病院	大阪市東淀川区淡路 2-9-26
J4			社会福祉法人 恩賜財団 大阪府済生会野江病院	大阪市城東区今福東 2-2-33
J5			大阪市立十三市民病院	大阪市淀川区野中北 2-12-27
J6			社会福祉法人 恩賜財団 大阪府済生会中津病院	大阪市北区芝田 2-10-39
J7		乳児院	大阪乳児院	大阪市北区芝田 2-10-39
J8		病児保育施設	すみれ乳児院	大阪市城東区古市 1-20-80
J9		母子生活支援施設	守口市立母子生活支援施設	守口市南寺方北通 1-10-19
J10		児童館	大東市立諸福児童センター	大東市諸福 1-12-12
J11			都島児童館	大阪市都島区都島本通 3-4-3
J12			東淡路子ども館	大阪市東淀川区東淡路 2-7-5
J13			すみれ児童館	大阪市城東区古市 1-21-41
J14		児童養護施設	博愛社	大阪市淀川区十三元今里 3-1-72
J15		知的障害児施設	豊里学園	大阪市旭区太子橋 1-16-24
J16			すみれ愛育館	大阪市城東区古市 1-19-15
J17		知的障害児通園施 設	守口市立わかすぎ園	守口市寺方本通 3-1-20
J18			門真市立知的障害児通園施設さつき園	門真市北岸和田 3-6-12
J19			都島こども園	大阪市都島区都島本通 4-10-12
J20			淡路こども園	大阪市東淀川区西淡路 5-1-12
J21		肢体不自由児通園 施設	守口市立わかかき園	守口市寺方本通 3-1-20
J22			門真市立肢体不自由児通園施設くすのき園	門真市北岸和田 3-6-12
J23		情緒障害児短期治 療施設	児童院	大阪市西区立売堀 4-10-18 市阿波座センタービル内

表 4-2-7(27) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
K1	その他の社会福祉施設	無料低額診療施設	大阪キリスト教社会館診療所	門真市島頭 4-11-11
K2			大阪掖済会病院	大阪市西区本田 2-1-10
K3			日生病院	大阪市西区立売堀 6-3-8
K4			大阪府済生会野江病院	大阪市城東区今福東 2-2-33
K5			すみれ病院	大阪市城東区古市 1-20-85
K6			大阪府済生会中津病院	大阪市北区芝田 2-10-39
K7		盲人ホーム	日本ライトハウス大阪盲人ホーム	大阪市鶴見区今津中 2-4-37
K8		有料老人ホーム	サラサ都島	大阪市都島区毛馬町 5-19-16
K9			アミーユレジデンス城北	大阪市都島区大東町 3-5-19
K10			ハートフルリビングなでしこ都島	大阪市都島区友渕町 3-8-10
K11			シニアハウス新町	大阪市西区新町 1-34-5
K12			ロングライフうつぼ公園	大阪市西区京町堀 2-12-15
K13			ライフ&シニアハウス緑橋	大阪市東成区東中本 2-1-17
K14			グランドホームゆとりえ	大阪市旭区新森 3-1-10
K15			介護付き有料老人ホームゆう&あい	大阪市旭区生江 1-10-35
K16			グリーンコート赤川	大阪市旭区赤川 1-2-15
K17			旭新森マリアヴィラ	大阪市旭区新森 2-12-10
K18			医療法人浩治会大宮ケアホーム光	大阪市旭区大宮 4-2-27
K19			グランドライフ森小路	大阪市旭区森小路 1-14-1
K20			エスペラル城東	大阪市城東区鳴野西 4-1-24
K21			スーパーコート大阪城公園	大阪市城東区鳴野西 2-19-28
K22			ファミリア城東	大阪市城東区諏訪 2-8-4
K23			ベストライフ関目	大阪市城東区関目 2-13-3
K24			ライフパートナー城東	大阪市城東区放出西 1-7-11
K25			医療法人気象会有料老人ホーム国見館大阪城公園	大阪市城東区鳴野西 2-1
K26			住宅型有料老人ホームナーシングホーム”粉”	大阪市城東区蒲生 1-62-4
K27			ブロッサム・城東	大阪市城東区諏訪 1-8-18
K28			パーム城東	大阪市城東区諏訪 2-7-5
K29			新大阪ケアコミュニティそよ風	大阪市淀川区西宮原 3-2-22
K30			ユトリーム大阪北	大阪市淀川区野中南 2-10-7
K31			スーパー・コート三国	大阪市淀川区新高 4-4-7
K32			アミーユレジデンス西中島	大阪市淀川区木川東 1-6-14
K33			グリーンハウス塚本	大阪市淀川区塚本 2-22-8
K34			エリシオン三国	大阪市淀川区西三国 4-5-22
K35			グランドライフ十三	大阪市淀川区十三元今里 2-12-6
K36			アミーユ鶴見緑地	大阪市鶴見区諸口 5-浜 6-10
K37			貴美苑	大阪市鶴見区安田 1-11-35
K38			ラ・ナシカ つるみ	大阪市鶴見区今津北 3-8-3
K39			メディカルホームまどか鶴見徳庵	大阪市鶴見区徳庵 1-1-52
K40			有料老人ホーム幸楽鶴見緑地	大阪市鶴見区焼野 1-南 9-4

表 4-2-7(28) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面 番号	分類	施設区分	施設名称	所在地
K41	その他の 社会 福祉施 設	有料老人 ホーム	レザミ鶴見緑地	大阪市鶴見区諸口 6-225-1～ 2, 223-2, 224-2～3
K42			有料老人ホームゆうわ	大阪市鶴見区諸口 6-658
K43			エトナ大川端	大阪市北区天満橋 2-2-28
K44			介護付有料老人ホームループル中崎	大阪市北区中崎 1-7-14
K45			マイステージ・桜花	大阪市北区菅栄町 5-4
K46			メディカルホームオリーブガーデン	大阪市北区豊崎 4-60-1
K47			いきいきハウス	大阪市福島区野田 6-3-64
K48			グランダ野田	大阪市福島区海老江 1-5-14
K49			メディカルホームこち野田阪神	大阪市福島区海老江 2-8-2
K50			住宅型有料老人ホームアイランド福島	大阪市福島区玉川 2-11-42
K51			アプリシエイト東淀川	大阪市東淀川区菅原 2-13-38
K52			ヒューマンハウス淡路	大阪市東淀川区西淡路 4-20-1
K53			Charm(チャーム)東淀川豊里	大阪市東淀川区豊里 5-23-22
K54			エイジ・ガーデン上新庄	大阪市東淀川区上新庄 1-3-41
K55			住宅型有料老人ホームハーモニー	大阪市東淀川区西淡路 3-20-8
K56			スーパーコート東淀川	大阪市東淀川区大道南 1-6-28
K57			有料老人ホーム萌芽苑	大阪市東淀川区豊里 7-27-4
K58			有料老人ホームはなまる苑豊里	大阪市東淀川区豊里 7-13-10
K59			フォーユー東淀川	大阪市東淀川区大道南 1-32-2
K60			介護付有料老人ホームたのしい家下新庄	大阪市東淀川区下新庄 4-27-3
K61			きずな本舗	大阪市東淀川区豊崎 3-1-22
K62			グリーンコート上新庄	大阪市東淀川区上新庄 2-1-40
K63			アミーユ守口南	守口市南寺方中通 1-7-27
K64			大阪ゆうゆうの里	守口市河原町 10-15
K65			クルーヴなみはや	守口市寺方錦通 3-6-7
K66			住宅型有料老人ホームライフパートナー守口	守口市寺方元町 1-16-12
K67			アミーユ住道	大東市御領 1-7-22
K68			スーパーコート大東	大東市扇町 13-1
K69			レザミ住道	大東市赤井 2-19-5
K70			善幸苑 諸福	大東市諸福 5-8-22
K71			アーバニティ若水	大東市末広町 1014-2
K72	有料老人ホーム カインドコート住道	大東市赤井 1-3-26		
K73	エイジフリー・ライフ大和田	門真市常称寺町 10-1		
K74	有料老人ホームクオレ門真	門真市南野口町 10-8		
K75	スーパー・コート門真	門真市柳町 11-27		
K76	フォーユー門真	門真市大字三ツ島 2-8-15		
K77	有料老人ホームハピネスさつきの里	門真市三ツ島 2-2-28		
K78	有料老人ホームここわ	門真市堂山町 7-5		
K79	ガーデンヒルズ門真	門真市堂山町 24-5		
K80	アミーユレジデンス鶴見徳庵	東大阪市稲田上町 2-2-53		
K81	ちよの里	四條畷市二丁通町 23-10		

表 4-2-7 (29) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面番号	分類	施設区分	施設名称	所在地		
K82	その他 の社会 福祉施 設	サービス付き 高齢者向け住 宅	シュールメゾンポプラ三和町	豊中市三和町 3-8-6		
K83			Cアミュー庄内	豊中市三和町 1-2-23		
K84			有料老人ホーム鶴見緑地	守口市南寺方東通 1-31		
K85			けいはん医療生協介護付有料老人ホームさつき	守口市菊水通 4		
K86			善幸苑 緑地	守口市南寺方東通 2-5-6		
K87			ナービス守口平代	守口市平代町		
K88			ラポール守口	守口市橋波東之町 2		
K89			れんげハイツ守口	守口市八雲西町 3-6-18		
K90			フルール摂南	門真市柳町 3-32		
K91			シニアライフ門真	門真市小路町 13-2		
K92			門真レジデンスひかり	門真市北岸和田 1-14-23		
K93			ファミリーモア八重桜門真館	門真市江端町 13-13		
K94			隣保館	大阪市立市民交流センターひがしよどがわ	大阪市東淀川区西淡路 1-4-18	
K95				大阪市立市民交流センターあさひ西	大阪市旭区生江 3-17-2	
K96				大阪市立市民交流センターあさひ東	大阪市旭区清水 5-6-32	
L1			介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム	からまつ苑	大阪市都島区中野町 5-10-70
L2					ひまわりの郷	大阪市都島区都島本通 4-10-19
L3					グリーン野田	大阪市福島区海老江 2-1-36
L4	福島ともしび苑	大阪市福島区吉野 5-6-11				
L5	ケアセンター水都ホーム	大阪市此花区西九条 1-1-2				
L6	江之子島コスモス苑	大阪市西区江之子島 1-8-44				
L7	すみれ苑	大阪市西区川口 3-6-14				
L8	だんらん	大阪市東淀川区淡路 3-13-37				
L9	ジュネス	大阪市東淀川区東淡路 1-4-49				
L10	さわやか苑	大阪市東淀川区豊新 2-15-20				
L11	淡路介護老人福祉施設ビハーラ	大阪市東淀川区淡路 5-11-17				
L12	とよさと黄金の里	大阪市東淀川区大桐 1-7-16				
L13	ハミングバル中道	大阪市東成区中道 2-7-1				
L14	高殿苑	大阪市旭区高殿 2-11-26				
L15	あいあい	大阪市旭区赤川 1-6-12				
L16	ライフライト	大阪市旭区赤川 2-1-20				
L17	ゆうゆう	大阪市旭区高殿 6-24-12				
L18	生江特別養護老人ホーム白寿荘	大阪市旭区生江 3-27-1				
L19	旭さくら苑	大阪市旭区清水 3-15-23				
L20	城東園	大阪市城東区今福東 2-2-25				
L21	城東特別養護老人ホーム	大阪市城東区古市 1-20-17				
L22	しぎの黄金の里	大阪市城東区鳴野東 2-26-12				
L23	至善荘	大阪市城東区蒲生 4-2-10				
L24	博愛の園	大阪市淀川区十三元今里 3-1-88				
L25	暖気の苑	大阪市淀川区木川西 4-5-40				
L26	コモンズ三国	大阪市淀川区三国本町 2-14-23				
L27	平成新高苑	大阪市淀川区新高 4-15-25				
L28	ファミリー	大阪市鶴見区安田 2-1-27				
L29	リベルタヴィータ	大阪市鶴見区今津南 3-5-5				
L30	ウェルシーライフ	大阪市鶴見区諸口 1-14-43				
L31	浜特別養護老人ホーム	大阪市鶴見区浜 5-6-14				

表 4-2-7(30) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

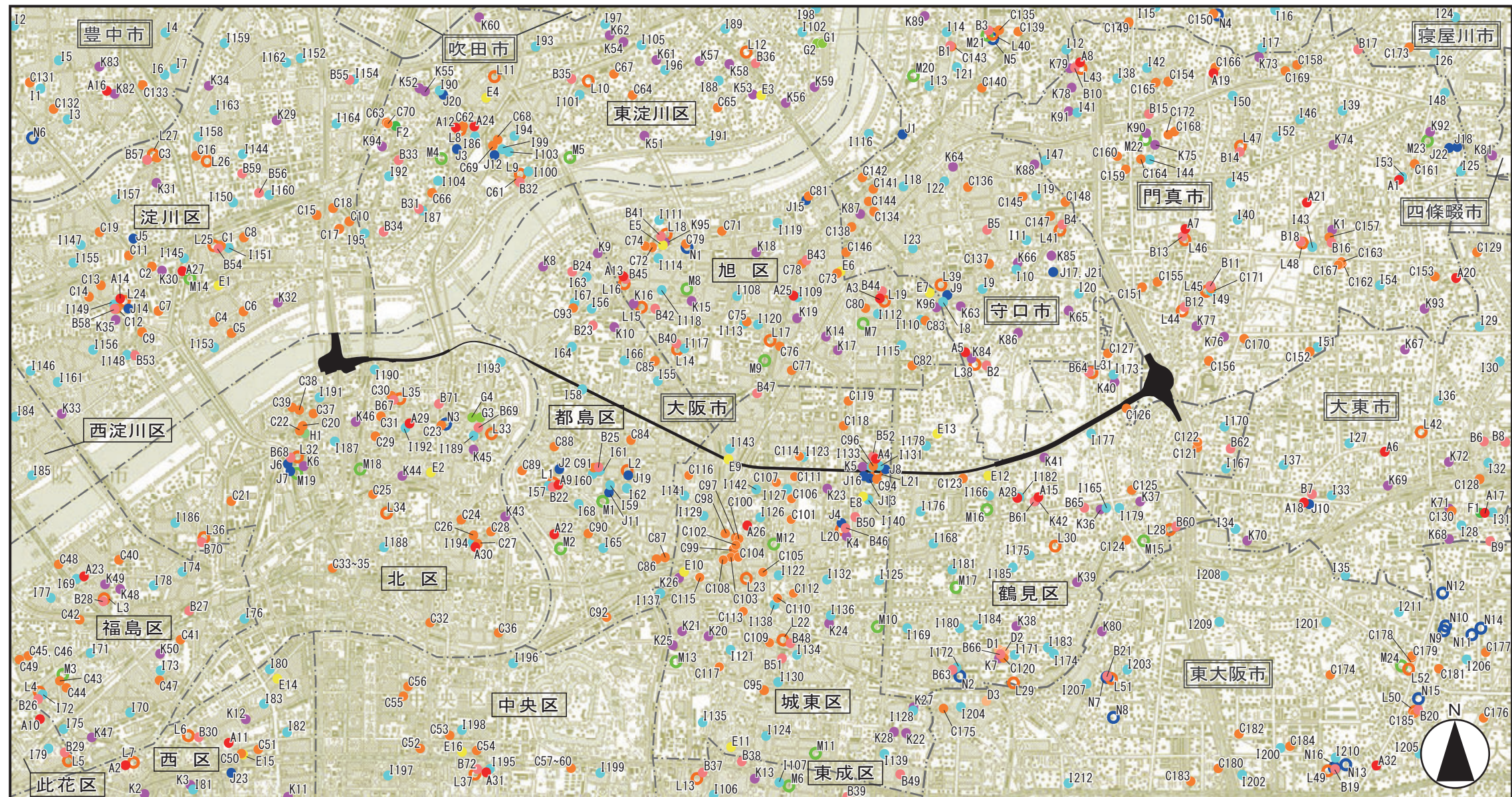
図面 番号	分類	施設区分	施設名称	所在地		
L32	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム	喜久寿苑	大阪市北区芝田 2-10-39		
L33			鶴満寺聚楽院	大阪市北区長柄東 1-3-12		
L34			北野よろこび苑	大阪市北区神山町 15-12		
L35			藤ミレニウム	大阪市北区本庄西 2-6-15		
L36			淳風おおさか	大阪市北区大淀南 2-5-20		
L37			さくら	大阪市中央区農人橋 1-4-20		
L38			特別養護老人ホームすずしろ園	守口市南寺方東通 1-13-16		
L39			特別養護老人ホームたかせ若葉苑	守口市高瀬町 5-8-16		
L40			特別養護老人ホーム守口荘	守口市八雲中町 3-13-17		
L41			特別養護老人ホーム鶴見緑地苑	守口市菊水通 3-16-2		
L42			特別養護老人ホーム南郷の里	大東市氷野 2-1-13		
L43			特別養護老人ホーム門真荘	門真市堂山町 25-20		
L44			特別養護老人ホーム三養苑	門真市大字桑才 294-5		
L45			ナーシングホーム智鳥	門真市北島町 12-3		
L46			特別養護老人ホームはるかの郷	門真市柳田町 27-21		
L47			特別養護老人ホームつくしの里	門真市大橋町 12-8		
L48			特別養護老人ホーム門真千寿園	門真市大字野口 822		
L49			特別養護老人ホーム春光園	東大阪市横枕 8-34		
L50			特別養護老人ホームみのわの里	東大阪市古箕輪 1-3-28		
L51			特別養護老人ホームアーバンケア稲田	東大阪市稲田新町 1-10-1		
L52			特別養護老人ホーム恵の里	東大阪市東鴻池町 2-3-25		
M1			介護老人保健施設	介護老人保健施設	桜の宮苑	大阪市都島区都島中通 1-7-1
M2					東雄苑都島	大阪市都島区中野町 1-13-12
M3					老人保健施設のだふじ	大阪市福島区吉野 4-29-18
M4	淀川キリスト教病院老人保健施設	大阪市東淀川区淡路 2-1-41				
M5	老人保健施設エスペラル東淀川	大阪市東淀川区菅原 1-1-21				
M6	大阪市立老人保健施設おとしよりすこやかセンター-東部館	大阪市東成区東中本 2-5-31				
M7	医療法人清水会老人保健施設おひさま園	大阪市旭区清水 2-1-21				
M8	牧老人保健施設	大阪市旭区生江 2-15-14				
M9	大阪市立介護老人保健施設おとしよりすこやかセンター-北部館	大阪市旭区高殿 6-14-41				
M10	放出ふれあいセンター	大阪市城東区放出西 2-18-4				
M11	グリーンライフ	大阪市城東区東中浜 9-3-9				
M12	幸成園	大阪市城東区今福西 3-1-16				
M13	大阪城ケアホーム	大阪市城東区鳴野西 2-5-24				
M14	淀川老人保健施設ハートフル	大阪市淀川区十三東 5-3-29				
M15	医療法人真和会老人保健施設プリアール	大阪市鶴見区中茶屋 2-1-22				
M16	鶴見老人保健施設ラガール	大阪市鶴見区横堤 4-3-30				
M17	医療法人盛和会介護老人保健施設鶴見せいわ園	大阪市鶴見区鶴見 1-6-111				
M18	介護老人保健施設青美	大阪市北区中崎西 3-3-40				
M19	老人保健施設ライフケア中津	大阪市北区芝田 2-10-39				
M20	はーとびあ	守口市外島町 5-55				
M21	長生苑	守口市八雲中町 3-12-3				
M22	撰南の郷	門真市柳町 3-33				
M23	門真老健ひかり	門真市北岸和田 1-14-23				
M24	老人保健施設ベルフラワー	東大阪市東鴻池町 2-3-22				

表 4-2-7(31) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）

図面 番号	分類	施設区分	施設名称	所在地	
N1	指定介 護療養 型医療 施設	指定介護療養 型医療施設	博愛城北病院	大阪市旭区生江 3-11-11	
N2			医療法人正和会新協和病院	大阪市鶴見区今津南 1-5-8	
N3			加納総合病院	大阪市北区天神橋 7-5-26	
N4			医療法人愛泉会愛泉会病院	守口市藤田町 1-53-12	
N5			医療法人西浦会京阪病院	守口市八雲中町 3-13-17	
N6	地域に 密着し た小規 模な施 設等	認知症対応型 共同生活介護 事業所	グループホームボプラ豊中南	豊中市大島町 1-3-5	
N7			グループホーム香寿庵 アーバンケア稲田デイサービスセンター	東大阪市稲田新町 1-10-1	
N8			医療生協かわち野生活協同組合グループホ ームくすね	東大阪市楠根 2-7-8	
N9			愛の家グループホーム東大阪加納	東大阪市加納 1-4-35	
N10			ニチイケアセンター東大阪加納	東大阪市加納 1-4-22	
N11			グループホームさざなみ	東大阪市加納 2-12-7	
N12			グループホームかわち野	東大阪市加納 1-9-21	
N13			グループホーム東大阪	東大阪市中野 1-19-25	
N15			認知症対応型 通所介護事業 所	デイサービスセンター加納	東大阪市加納 3-4-4
N16			みのわの里デイサービスセンター	東大阪市古箕輪 1-3-28	
N17			春光園デイサービスセンター	東大阪市横枕 8-34	

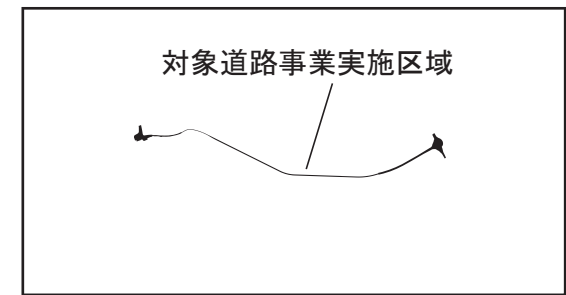
出典：大阪市生活保護施設連盟 加盟施設一覧（社会福祉法人大阪市社会福祉協議会 HP）  
 大阪市児童福祉施設連盟 加盟施設一覧（社会福祉法人大阪市社会福祉協議会 HP）  
 大阪市老人福祉施設連盟 加盟施設一覧（社会福祉法人大阪市社会福祉協議会 HP）  
 ふくしねっととよなか（豊中市健康福祉部地域福祉室 HP/豊中市障害福祉課）  
 介護保険サービス事業所一覧（平成26年、東大阪市 HP）  
 介護サービス情報公表システム（大阪府）  
 障害者福祉サービス事業所情報（独立行政法人福祉医療機構 HP）





凡		例	
記号	名称	記号	名称
● A	老人福祉施設	● H	母子福祉施設
● B	老人福祉施設(居宅介護支援)	● I	保育所
● C	障害児・障害者福祉施設	● J	保育所以外の児童福祉施設
● D	その他の障害児・障害者福祉施設	● K	その他の社会福祉施設
● E	地域活動支援センター	● L	介護老人福祉施設
● F	障害者支援施設	● M	介護老人保健施設
● G	保護施設	● N	指定介護療養型医療施設/地域に密着した小規模な施設等

出典：大阪市生活保護施設連盟/児童福祉施設連盟/老人福祉施設連盟/加盟施設一覧（社会福祉法人大阪市社会福祉協議会HP）  
 ふくしねっととよなか（豊中市健康福祉部地域福祉室HP/豊中市障害福祉課）  
 介護保険サービス事業所一覧（平成26年、東大阪市HP）、介護サービス情報公表システム（大阪府）  
 障害者福祉サービス事業所情報（独立行政法人福祉医療機構HP）  
 大阪市認可保育所一覧（平成25年9月、大阪市HP）、各市保育所一覧（各市HP）、大阪府内助産施設一覧（大阪府HP）



1000m 0 1 2km  
Scale 1:50,000

図名 図4-2-5(2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（社会福祉施設等）



表 4-2-7(32) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（病院）

図面番号	医療機関名	所在地
01	上田病院	豊中市庄内幸町 4-28-12
02	医療法人西浦会 京阪病院	守口市八雲中町 3-13-17
03	鶴見緑地病院	守口市南寺方南通 3-4-8
04	パナソニック健康保険組合松下記念病院	守口市外島町 5-55
05	医療法人 彩樹 守口敬任会病院	守口市八雲東町 2-47-12
06	関西医科大学付属滝井病院	守口市文園町 10-15
07	萱島生野病院	門真市上島町 22-11
08	撰南総合病院	門真市柳町 1-10
09	蒼生病院	門真市北島 288
010	正幸会病院	門真市中町 11-54
011	牧リハビリテーション病院	門真市三ツ島 3-6-34
012	仁泉会病院	大東市諸福 8-2-22
013	大東中央病院	大東市大野 2-1-11
014	河内総合病院	東大阪市横枕 1-31
015	ながはら病院	東大阪市長田西 4-3-13
016	社会医療法人協和会加納総合病院	大阪市北区天神橋 7-5-15
017	北野病院	大阪市北区扇町 2-4-20
018	済生会中津病院	大阪市北区芝田 2-10-39
019	桜橋渡辺病院	大阪市北区梅田 2-4-32
020	住友病院	大阪市北区中之島 5-3-20
021	行岡病院	大阪市北区浮田 2-2-3
022	大阪北通信病院	大阪市北区中崎 1-1-6
023	大阪中央病院	大阪市北区梅田 3-3-30
024	神原病院	大阪市都島区高倉町 1-10-5
025	協和病院	大阪市都島区東野田町 5-2-25
026	聖和病院	大阪市都島区中野町 1-7-32
027	明生病院	大阪市都島区東野田町 2-4-8
028	ツヂ病院	大阪市都島区都島北通 1-22-6
029	東朋病院	大阪市都島区都島南通 2-8-9
030	明生記念病院	大阪市都島区東野田町 2-8-12
031	大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通 2-13-22
032	医療法人正正会 分野病院	大阪市都島区東野田町 5-3-33
033	共立外科内科	大阪市淀川区新高 1-11-6
034	大阪回生病院	大阪市淀川区宮原 1-6-10
035	貴生病院	大阪市淀川区西三国 1-18-4
036	北大阪病院	大阪市淀川区西宮原 2-7-17
037	十三市民病院	大阪市淀川区野中北 2-12-27
038	東淀川病院	大阪市淀川区三国本町 3-18-3
039	医療法人平心会 大阪治験病院	大阪市淀川区宮原 4-1-29
040	革島病院	大阪市淀川区西三国 2-7-1
041	十三病院	大阪市淀川区木川西 3-4-15
042	医誠会病院	大阪市東淀川区菅原 6-2-25
043	白山病院	大阪市東淀川区豊新 5-15-25
044	淀川キリスト教病院	大阪市東淀川区柴島 1-7-50
045	成仁会病院	大阪市東淀川区豊里 7-19-27
046	ホスピス・こどもホスピス病院	大阪市東淀川区東中島 6-9-3

表 4-2-7(33) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（病院）

図面番号	医療機関名	所在地
047	真心会病院	大阪市旭区新森 2-24-20
048	社会医療法人真美会中野こども病院	大阪市旭区新森 4-13-17
049	福島病院	大阪市旭区千林 2-4-22
050	藤立病院	大阪市旭区大宮 5-4-24
051	牧病院	大阪市旭区新森 7-10-28
052	博愛城北病院	大阪市旭区生江 3-11-11
053	明德病院	大阪市旭区生江 1-3-26
054	独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院	大阪市福島区福島 4-2-78
055	関西電力病院	大阪市福島区福島 2-1-7
056	中之島いわき病院	大阪市福島区福島 3-2-9
057	フジタ病院	大阪市福島区吉野 2-10-11
058	松本病院	大阪市福島区海老江 2-1-36
059	首藤病院	大阪市福島区野田 5-18-16
060	大阪掖済会病院	大阪市西区本田 2-1-10
061	財団法人日本生命済生会附属日生病院	大阪市西区立売堀 6-3-8
062	山梨病院	大阪市西区京町堀 3-9-12
063	西大阪病院	大阪市西淀川区柏里 1-14-13
064	大阪医療センター	大阪市中央区法円坂 2-1-14
065	大手前病院	大阪市中央区大手前 1-5-34
066	大阪歯科大学付属病院	大阪市中央区大手前 1-5-17
067	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会野江病院	大阪市城東区古市 1-3-25
068	城東中央病院	大阪市城東区嶋野西 5-13-47
069	東大阪病院	大阪市城東区中央 1-7-22
070	森之宮病院	大阪市城東区森之宮 2-1-88
071	すみれ病院	大阪市城東区古市 1-20-85
072	関目病院	大阪市城東区関目 2-13-13
073	ボバース記念病院	大阪市城東区東中浜 1-6-5
074	サトウ病院	大阪市城東区東中浜 1-2-23
075	藍の都脳神経外科病院	大阪市鶴見区放出東 2-21-16
076	コープおおさか病院	大阪市鶴見区鶴見 3-6-22
077	新協和病院	大阪市鶴見区今津南 1-5-8
078	本田病院	大阪市鶴見区鶴見 4-1-30
079	和田病院	大阪市鶴見区横堤 3-10-18
080	三和病院	大阪市鶴見区安田 1-8-3
081	城東病院	大阪市鶴見区放出東 2-11-22

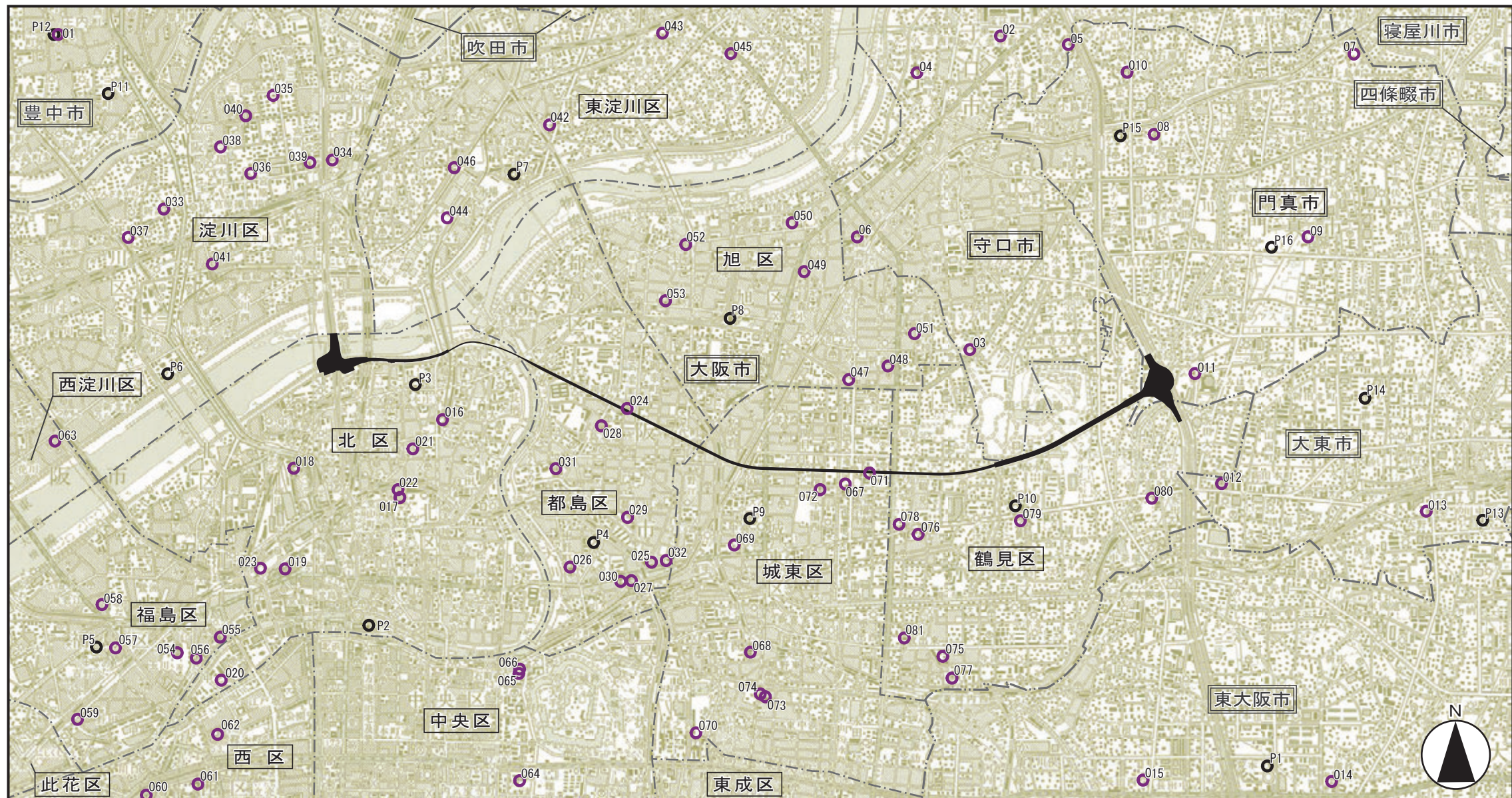
出典：大阪府医療機関情報システム（大阪府健康医療部保健医療室医療対策課）

表 4-2-7(34) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（図書館）

図面番号	名称	所在地
P1	大阪府立中央図書館	東大阪市荒本北 1-2-1
P2	大阪府立中之島図書館	大阪市北区中之島 1-2-10
P3	大阪市立北図書館	大阪市北区本庄東 3-8-2
P4	大阪市立都島図書館	大阪市都島区中野町 2-16-25
P5	大阪市立福島図書館	大阪市福島区吉野 3-17-23
P6	大阪市立淀川図書館	大阪市淀川区新北野 1-10-14
P7	大阪市立東淀川図書館	大阪市東淀川区東淡路 1-4-53
P8	大阪市立旭図書館	大阪市旭区中宮 1-11-14
P9	大阪市立城東図書館	大阪市城東区中央 3-5-11
P10	大阪市立鶴見図書館	大阪市鶴見区横堤 5-3-15
P11	豊中市立庄内図書館	豊中市三和町 3-2-1
P12	豊中市立庄内幸町図書館	豊中市庄内幸町 4-26-14
P13	大東市立中央図書館	大東市新町 13-30
P14	大東市立西部図書館	大東市氷野 4-4-70
P15	門真市立図書館	門真市新橋町 3-4-101
P16	門真市立市民プラザ分館	門真市大字北島 546

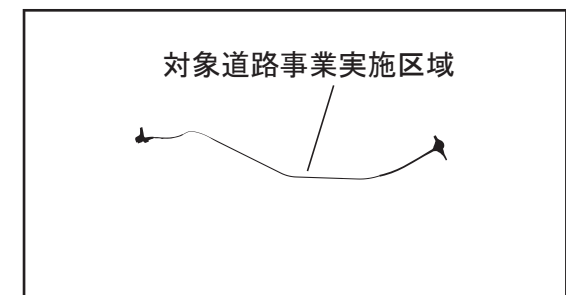
出典：大阪府城市町村図書館名簿（平成26年5月、大阪府立中央図書館ホームページ）  
 平成25年度 大阪府統計年鑑（平成26年3月、大阪府総務部統計課）





凡 例	
記号	名称
○ 0	病院
○ P	図書館

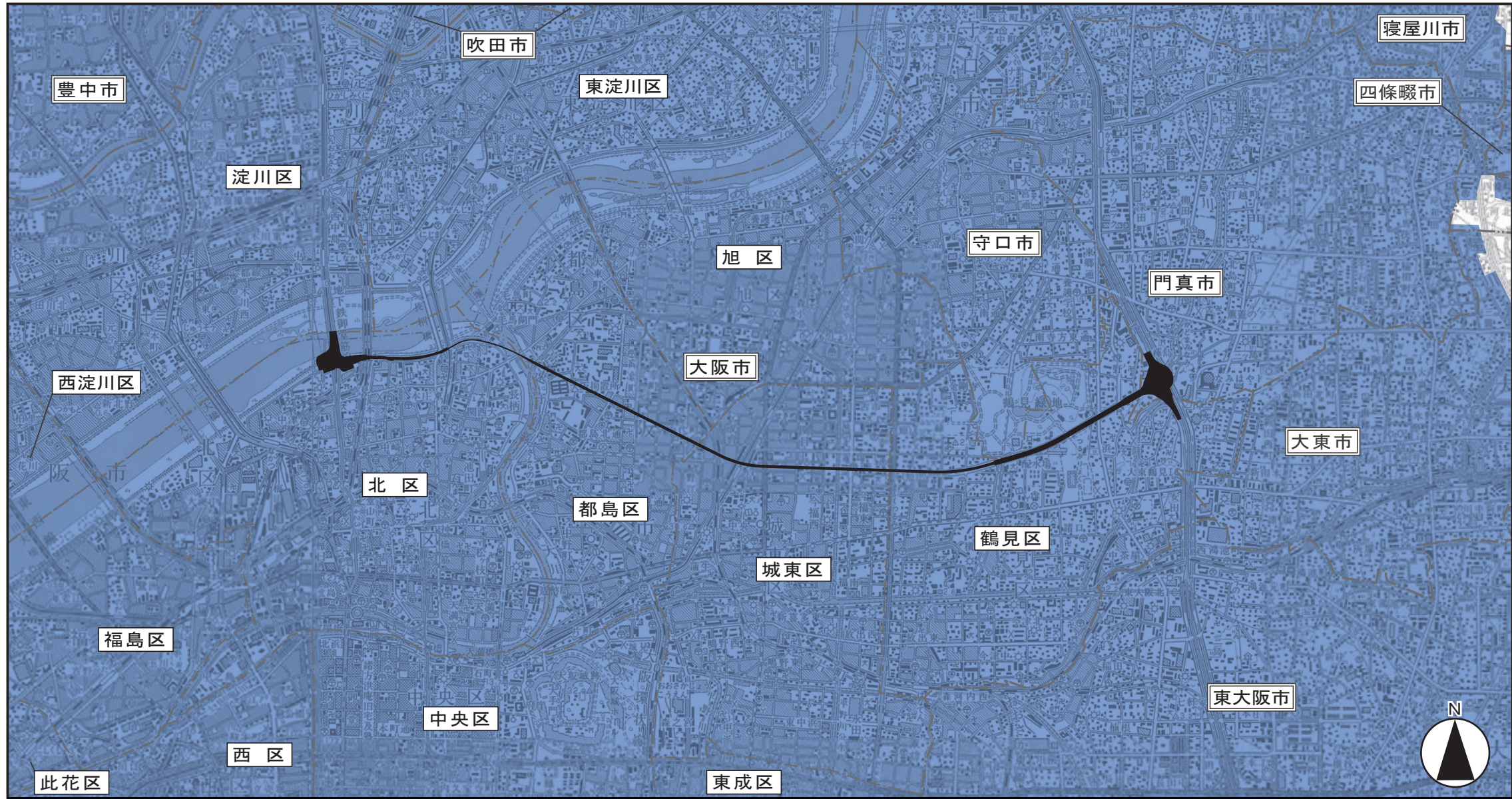
出典：大阪府医療機関情報システム（大阪府健康医療部保健医療室医療対策課）  
 大阪府城市町村図書館名簿（平成26年5月、大阪府立中央図書館ホームページ）  
 平成25年度 大阪府統計年鑑（平成26年3月、大阪府総務部統計課）




図名

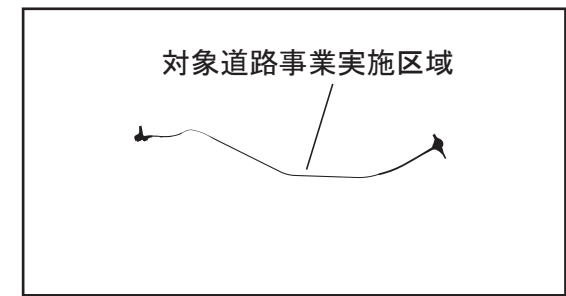
図4-2-5(3) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況（病院・図書館）





凡 例	
記 号	名 称
	人口集中 (DID) 地区

出典：国土数値情報ダウンロードサービス（国土政策局ホームページ）



1000m 0 1 2km  
Scale 1:50,000

図名

図4-2-5(4) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況 (人口集中 (DID) 地区)



## 2.6 下水道の整備の状況

調査対象地域における下水道普及率は、表 4-2-8 に示すとおりです。  
門真市以外はほぼ 100%となっています。

表 4-2-8 下水道普及率

市	下水道普及率(%)
大阪市	99.9
豊中市	99.9
吹田市	99.9
守口市	99.9
寝屋川市	99.7
大東市	98.6
門真市	84.2
東大阪市	99.6
四條畷市	99.7
大阪府	95.3

出典：市町村別普及率（平成25年度末）（平成26年7月、大阪府ホームページ）

## 2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

### 1) 大気汚染防止法に基づく指定地域

調査区域は全域が「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制基準の適用地域に指定されています。

### 2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく対策地域

調査区域は全域が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項に規定する窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域です。

### 3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づく沿道整備道路

調査区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和 55 年法律第 34 号）に基づく沿道整備道路の指定はありません。

### 4) 自然公園法に基づく国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の区域

調査区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく国立公園、国定公園、府立自然公園の指定はありません。

### 5) 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域

調査区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域の指定はありません。

### 6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく文化遺産及び自然遺産の区域

調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）に基づく文化遺産及び自然遺産の指定はありません。

### 7) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律により指定された近郊緑地保全区域

調査区域には、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域はありません。

#### 8) 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の区域

調査区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項に基づく特別緑地保全地区が指定されており、概要は表 4-2-9 に、その位置は図 4-2-6 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、特別緑地保全地区はありません。

表 4-2-9 特別緑地保全地区の概要

地域名	指定年月日	所在地	面積	樹林の特色
今米特別緑地保全地区 (川中邸)	昭和 59 年 9 月 21 日	東大阪市 今米	0.5ha	市街地の中で、ムクノキやアラカシ等がほぼ自然に近い状態で残されている屋敷林で江戸時代に大和川の付替に功労のあった「中甚兵衛」の出生地。なお、当地区の保全は東大阪市の所管となっている。

出典：大阪府環境白書 平成26年版（平成26年12月、大阪府）

#### 9) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

調査区域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づく生息地等保護区の指定はありません。

#### 10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の区域

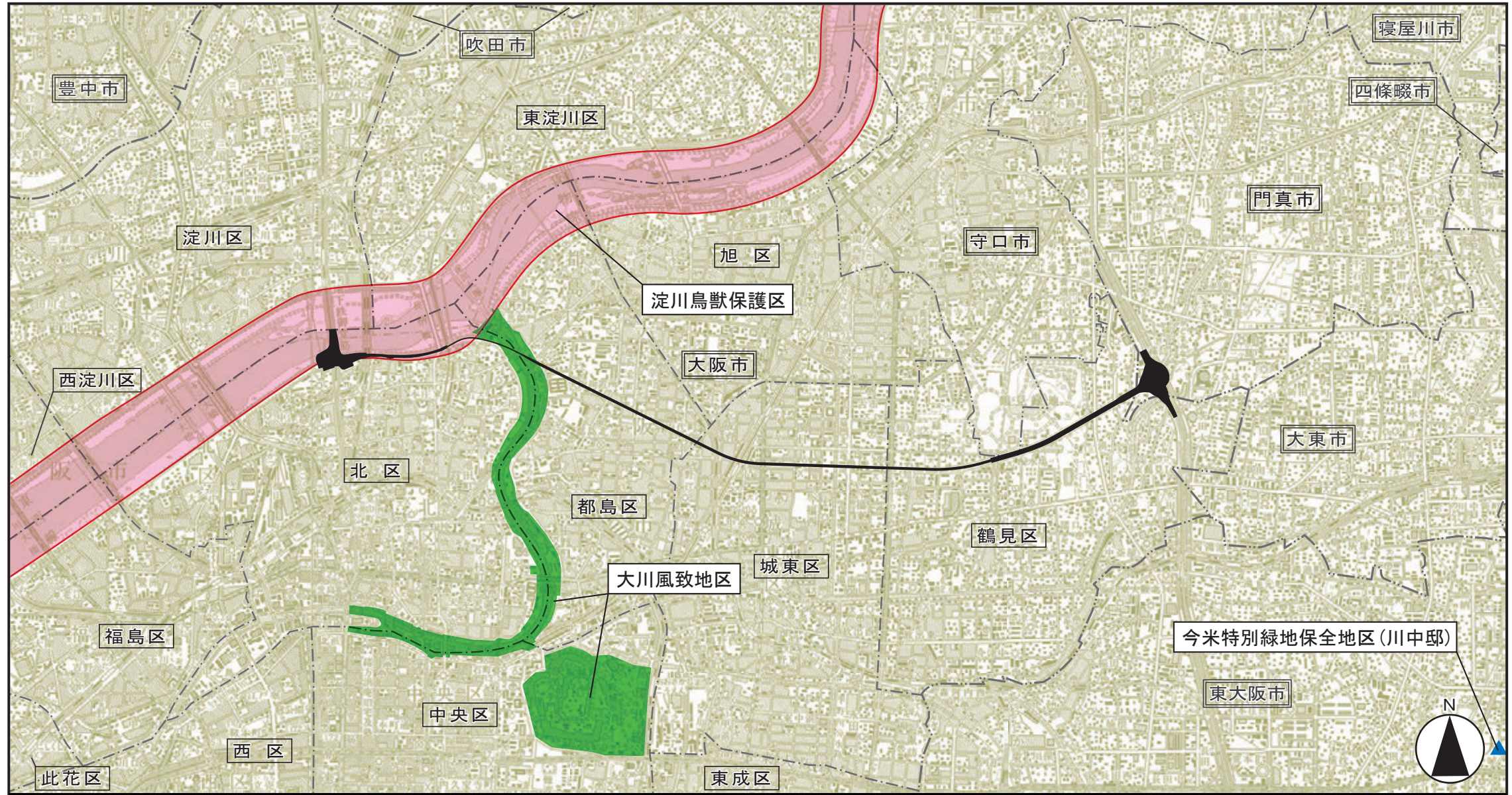
調査区域には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された淀川鳥獣保護区があり、その位置は図 4-2-6 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、淀川鳥獣保護区があります。

#### 11) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地

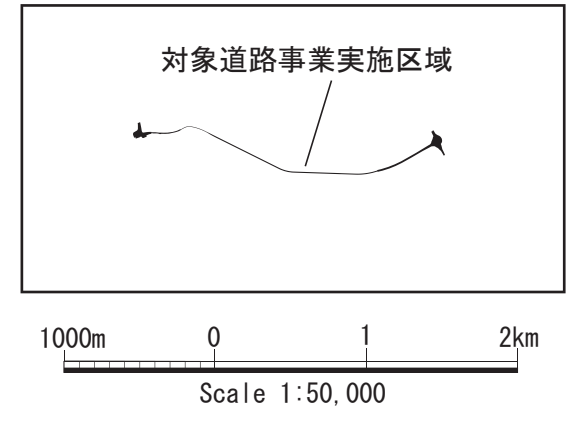
調査区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号）第 2 条 1 の規定に基づく登録湿地はありません。





凡 例	
記 号	名 称
▲	今米特別緑地保全地区(川中邸)
■	淀川鳥獣保護区
■	大川風致地区

出典：大阪府環境白書 平成26年版(平成26年12月、大阪府)  
 平成25年度鳥獣保護区等位置図(平成25年10月、大阪府)  
 マップナビおおさか(平成27年3月、大阪市)



図名 図4-2-6 自然環境に係る各種指定状況



## 12) 文化財保護法に基づく史跡、名勝及び天然記念物等

調査区域における文化財の指定、登録、保存及び管理に関する法令及び条例は表 4-2-10 に示すとおりです。

そのうち、調査区域には「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定並びに大阪府及び各市の条例に基づき指定あるいは登録された史跡、名勝及び天然記念物があり、その位置等は表 4-2-11(1)及び図 4-2-7(1)に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、史跡、名勝及び天然記念物はありません。

また、調査区域における「文化財保護法」第 27 条第 1 項、第 57 条第 1 項及び第 182 条第 2 項の規定に基づく有形文化財（建造物）の状況は、表 4-2-11(2)及び図 4-2-7(2)に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、淀川旧分流施設があります。

なお、調査区域には「文化財保護法」第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観はありません。

表 4-2-10 文化財に関する法令、条例

名 称	法令番号
文化財保護法	昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号
大阪府文化財保護条例	昭和 44 年 3 月 28 日大阪府条例第 5 号
大阪市文化財保護条例	平成 11 年 2 月 18 日大阪市条例第 5 号
豊中市文化財保護条例	昭和 61 年 8 月 1 日豊中市条例第 34 号
吹田市文化財保護条例	平成 9 年 3 月 31 日吹田市条例第 8 号
守口市文化財保護条例	平成 9 年 10 月 1 日守口市条例第 15 号
寝屋川市文化財保護条例	平成 8 年 12 月 25 日寝屋川市条例第 23 号
大東市文化財保護条例	平成 18 年 3 月 30 日大東市条例第 17 号
東大阪市文化財保護条例	昭和 47 年 11 月 15 日東大阪市条例第 30 号
四條畷市文化財保護条例	平成 20 年 6 月 30 日四條畷市条例第 14 号

表 4-2-11(1) 史跡、天然記念物及び名勝一覧

区分	種別	番号	名称	所在地
国指定	天然 記念物	1	薫蓋クス	門真市大字三ツ島 1374
府指定		2	白山神社のいちょう	大阪市城東区中浜 2
府指定		3	阿遅速雄神社のくす	大阪市鶴見区放出東 3
府指定		4	賓龍寺のくす	大阪市旭区今市 1
府指定		5	須賀神社跡のくす	大阪市東淀川区西淡路 3
府指定		6	葎島のくす	門真市葎島 510
府指定		7	難宗寺のいちょう	守口市竜田通 1-5-2
市指定		8	稲田八幡宮のいちょう	東大阪市稲田本町 2 丁目 34 番 36 号
国指定	特別史跡	9	大坂城跡	大阪市中央区大阪城 1~3
国指定	史跡	10	難波宮跡 附法円坂遺跡	大阪市中央区法円坂 1、馬場町
国指定		11	緒方洪庵旧宅および塾	大阪市中央区北浜 3
国指定		12	鴻池新田会所跡	東大阪市鴻池元町 674
府指定		13	大阪府庁跡	大阪市中央区本町橋 2
府指定		14	摂津県改称豊崎県庁跡	大阪市東淀川区東中島
府指定		15	伝茨田堤	門真市宮野町 175 の 5、174 他
市指定		16	暁鐘成墓	大阪市北区大淀中 4 丁目 5-12
市指定		17	中央部下水道改良事業の 下水道敷	大阪市中央区・西区
市指定	名勝	18	御堂筋銀杏並木	大阪市中央区北浜 3・4 丁目 ～難波 3・4 丁目
市指定		19	旧藤田邸庭園	大阪市都島区網島町 10

出典：大阪府内指定文化財一覧表（平成25年11月、大阪府ホームページ）

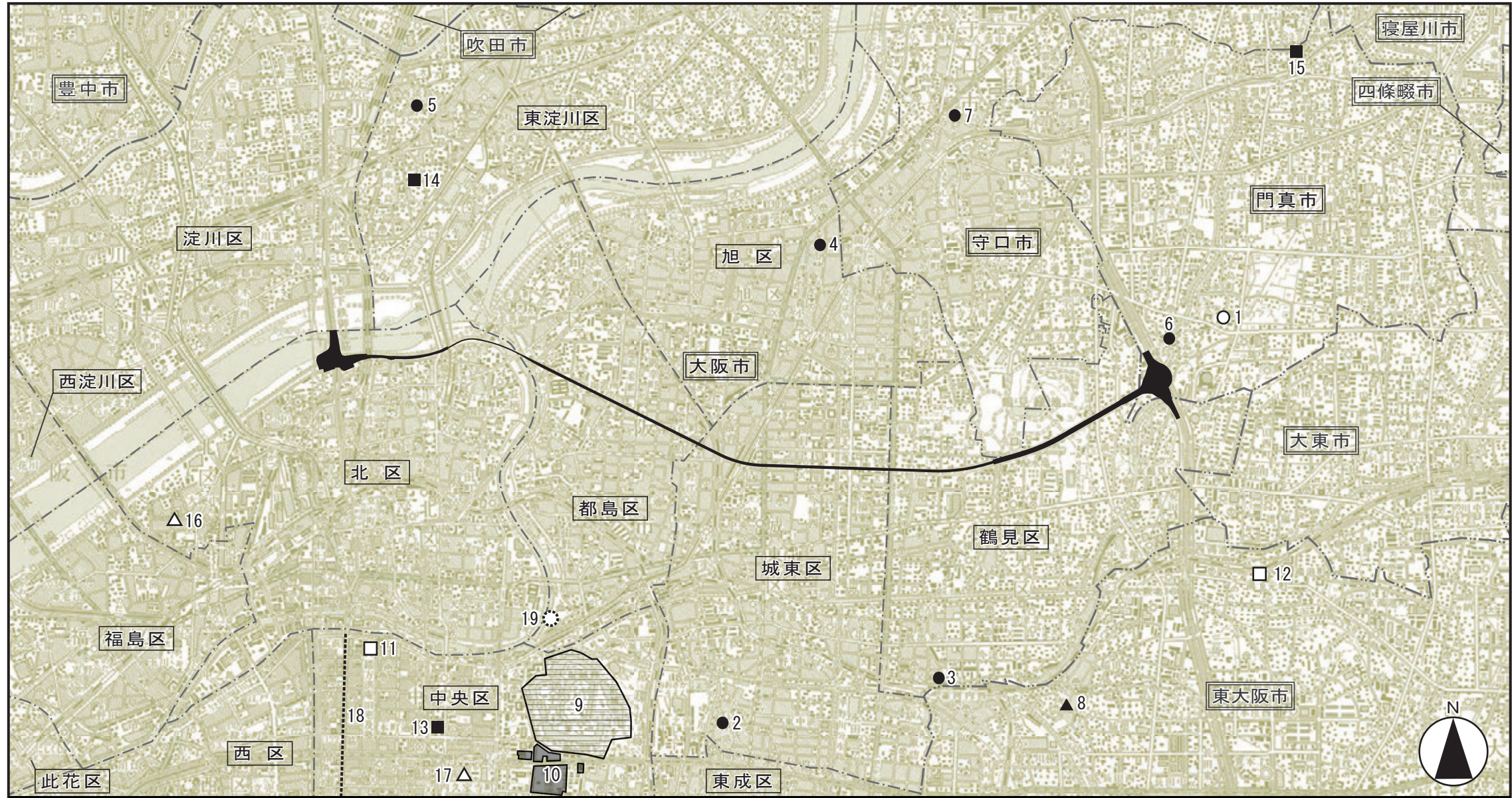
大阪市指定文化財（平成26年7月、大阪市ホームページ）

表 4-2-11 (2) 文化財（建造物）一覧

区分	番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
国 重 文	1	泉布観 煉瓦及び石造、建築 面積 543.0m <sup>2</sup> 二階建、 正面 他	大阪市北区中之島	7	大阪城 大手門(1棟)高麗門、 本瓦葺 塀(3棟)大手 門南方矩折延長 60.0m、銃眼九所 他	大阪市中央区大阪城
	2	旧造幣寮鑄造所正面 玄関 石造、桁行 2.9m、梁 間 15.2m、切妻造 他	大阪市北区天満橋	8	旧緒方洪庵住宅 1階 12 畳半(床、棚、附 書院、縁側付)、8 畳(押 入付) 他	大阪市中央区北浜
	3	大阪府立図書館 本館及び左右翼より 成る、本館(1棟) 他	大阪市北区中之島	9	コニシ株式会社(旧小 西儀助商店) 主屋、衣装蔵、二階蔵	大阪市中央区道修町
	4	大阪市中央公会堂	大阪市北区中之島	10	綿業会館	大阪市中央区備後町
	5	大江橋及び淀屋橋	大阪市北区中之島 1・ 2 丁目	11	愛珠幼稚園園舎	大阪市中央区今橋
	6	淀川旧分流施設 毛馬洗堰、 毛馬第一閘門 他	大阪市北区長柄東 3 丁目	12	大江橋及び淀屋橋	大阪市中央区北浜
国 登 録	14	水道記念館	大阪市東淀川区柴島	28	北野家住宅主屋	大阪市中央区平之町
	15	大阪天満宮 梅花殿、神楽所、 参集所	大阪市北区天神橋	29	芝川ビルディング	大阪市中央区伏見町
				30	伏見ビル	大阪市中央区伏見町
				31	小川香料大阪支社社屋	大阪市中央区平野町
				32	大阪ガスビルディング	大阪市中央区平野町
	16	住友家住宅	大阪市北区長柄中	33	旧大阪市中央消防署今 橋出張所(今橋ビルメン グ)	大阪市中央区今橋
	17	吉田家住宅	大阪市北区豊崎			
	18	ミナミ株式会社	大阪市福島区福島			
	19	新井ビル	大阪市中央区今橋	34	山本能楽堂及び能舞台	大阪市中央区徳井町
	20	三木楽器	大阪市中央区北久宝 寺町	35	コニシ株式会社 三階蔵	大阪市中央区道修町
	21	青山ビル	大阪市中央区伏見町	36	生駒時計店	大阪市中央区平野町
	22	大阪城天守閣	大阪市中央区大阪城	37	金光教玉水教会会堂	大阪市西区江戸堀
	23	北浜ビルディング	大阪市中央区北浜	38	山内ビル	大阪市西区土佐堀
	24	岸本瓦町邸	大阪市中央区瓦町	39	江戸堀コダマビル	大阪市西区江戸堀
	25	船場ビルディング	大阪市中央区淡路町	40	木村家住宅主屋	大阪市西区江之子島
	26	宇野薬局	大阪市中央区徳井町	41	願得寺 玄関、書院、客間、太 鼓楼	門真市御堂町
	27	少彦名神社 本殿、幣殿、拜殿	大阪市中央区道修町			
府 有 形	43	都島神社石造三重宝 篋印塔	大阪市都島区都島本 通	45	願得寺 本堂、鐘楼、山門	門真市御堂町
	44	日本聖公会川口基督 教会	大阪市西区川口			
市 有 形	46	鶴満寺本堂	大阪市北区長柄東	49	本町橋	大阪市中央区本町橋 ～本町
	47	旧貴志邸茶室	大阪市都島区網島町	50	諏訪神社本殿	東大阪市中新開
	48	大阪倶楽部	大阪市中央区今橋	51	諸福天満宮本殿	大東市諸福

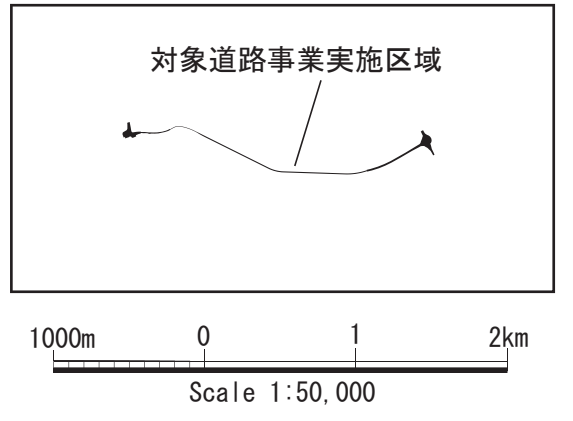
出典：大阪府内指定文化財一覧表（平成25年11月、大阪府ホームページ）  
大阪市指定文化財（平成26年7月、大阪市ホームページ）





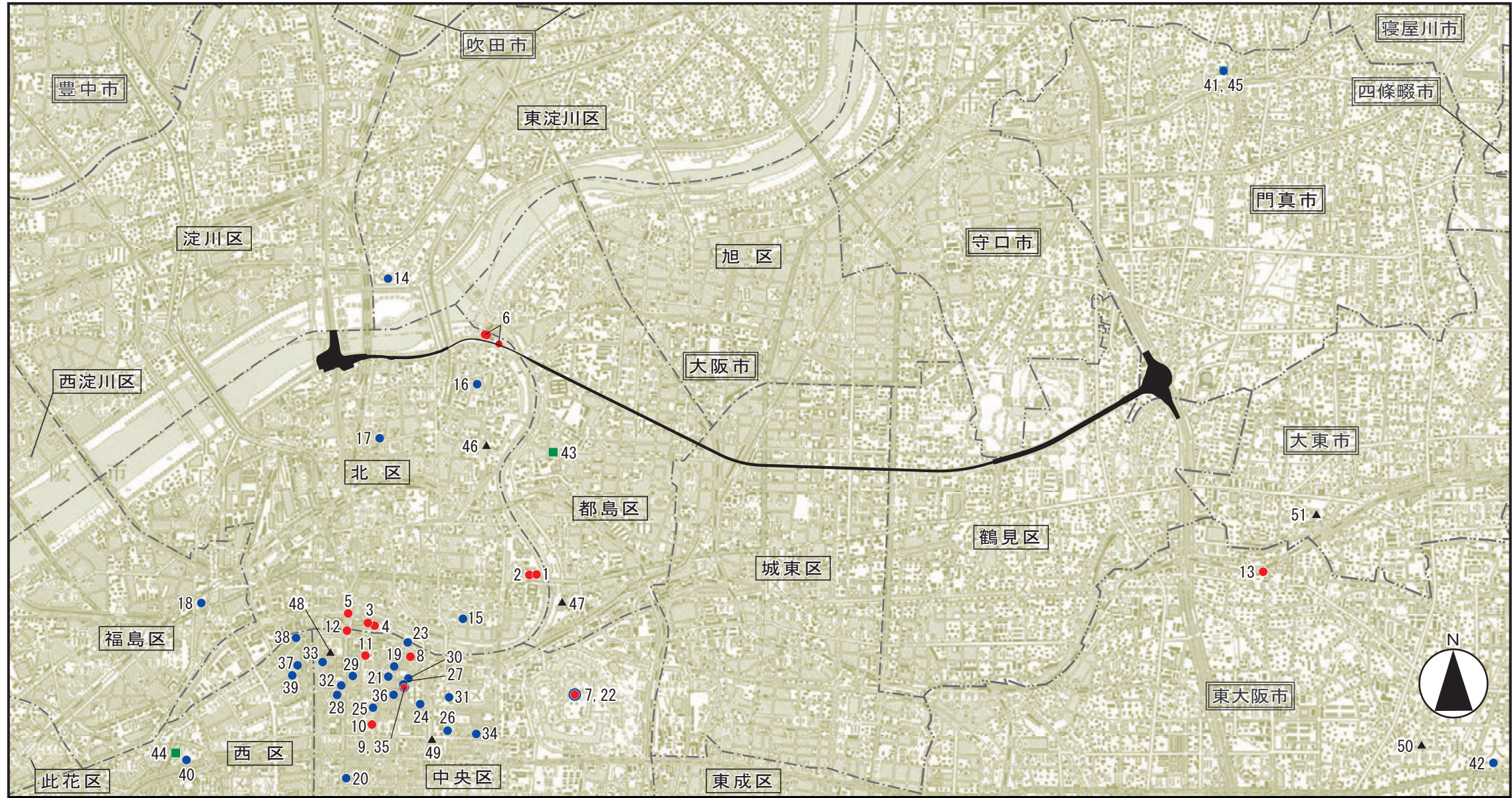
凡						例								
記号	指定区分	種別	番号	名称	記号	指定区分	種別	番号	名称	記号	指定区分	種別	番号	名称
○	国	天然記念物	1	薫蓋クス	■	国	史跡	10	難波宮跡附法円坂遺跡	...	市	名勝	18	御堂筋銀杏並木
●	府		2	白山神社のいちよう	□			11	緒方洪庵旧宅および塾	⊙	市		19	旧藤田邸庭園
			3	阿遅速雄神社のくす	■			12	鴻池新田会所跡	府	13	大阪府庁跡		
			4	寶龍寺のくす				14	摂津県改称豊崎県庁跡					
			5	須賀神社跡のくす				15	伝茨田堤					
			6	葎島のくす				16	暁鐘成墓					
			7	難宗寺のいちよう				△	市		17	中央部下水道改良事業の下水道敷		
			8	稲田八幡宮のいちよう										
▲	市	特別史跡	9	大坂城跡	△	市								

出典：大阪府内指定文化財一覧表  
 (平成25年11月、大阪府ホームページ)  
 大阪市指定文化財  
 (平成26年7月、大阪市ホームページ)



図名 図4-2-7(1) 天然記念物等位置図

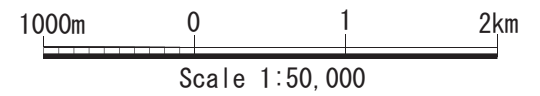
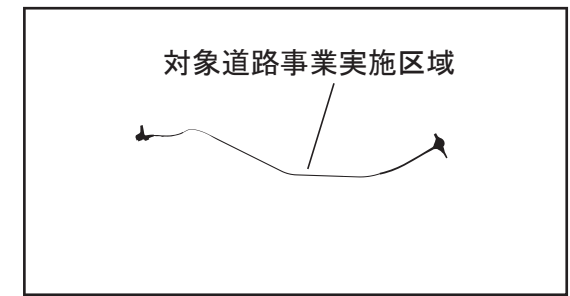




凡 例		
記号	番号	名 称
●	1~13	国指定重要文化財
●	14~42	国指定登録文化財
■	43~45	府指定有形文化財
▲	46~51	市指定有形文化財

注) 図中の番号は、表4-2-11(2)に対応しています。

出典：大阪府内指定文化財一覧表（平成25年11月、大阪府ホームページ）  
 大阪市指定文化財（平成26年7月、大阪市ホームページ）



図名

図4-2-7(2) 文化財(建造物)位置図



また、調査区域における「文化財保護法」第92条第1項の規定に基づく埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況は、表4-2-12(1)～(4)及び図4-2-8に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、榎並城跡伝承地、長柄西遺跡、京街道、三島街道があります。

表4-2-12(1) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	名称	時代	種類
1	榎並城跡伝承地	中世	城館跡
2	友渕遺跡	中世	集落跡
3	毛馬城跡	中世	城館跡
4	赤川廃寺	中世	社寺跡
5	福島1丁目所在遺跡	近世	その他(蔵屋敷跡)
6	福島蔵屋敷跡	近世	その他の遺跡
7	福島蔵屋敷B地点	近世	その他の遺跡
8	船津橋遺跡	弥生・古墳	散布地
9	野田城跡伝承地	中世	城館跡
10	江戸堀1丁目所在遺跡	近世	町屋等
11	土佐堀1丁目所在遺跡	近世	その他(蔵屋敷跡)
12	土佐堀2丁目所在遺跡	近世	その他(蔵屋敷跡)
13	江之子島蔵屋敷跡	近世	その他の遺跡
14	靱本町1丁目所在遺跡	中世・近世	集落跡
15	靱本町1丁目所在遺跡B地点	近世	その他の遺跡(町屋等)
16	八雲北町地内遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	散布地
17	三宝寺跡伝承地	中世	社寺跡
18	豊里6丁目所在遺跡	古墳～中世	散布地
19	上新庄遺跡	弥生	散布地
20	豊里菅原遺跡	弥生・古墳	散布地
21	上新庄遺跡B地点	—	—
22	上新庄遺跡C地点	—	—
23	淡路遺跡	縄文・弥生	散布地
24	東淡路遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡
25	崇禅寺遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡
26	崇禅寺跡	中世・近世	社寺跡
27	西淡路1丁目所在遺跡	中世	集落跡
28	西淡路1丁目所在遺跡B地点	中世	集落跡
29	柴島城跡伝承地	中世	城館跡
30	撰津国分尼寺跡	奈良・平安・中世	社寺跡
31	薬師堂廃寺	平安・中世	社寺跡
32	柴島遺跡	—	—
33	大坂城跡	奈良・平安・中世・近世	城館跡・社寺跡
34	太子橋遺跡	中世・近世	散布地
35	橋寺廃寺	中世	社寺跡
36	文園町遺跡	古墳・奈良・平安・中世	集落跡
37	森小路遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡
38	今福遺跡	弥生・古墳	散布地
39	諏訪遺跡	古墳・奈良・平安・中世	生産遺跡
40	高井田遺跡	弥生	散布地
41	三津屋城跡伝承地	中世	城館跡
42	堀城跡伝承地	中世	城館跡
43	三津屋北1丁目所在遺跡	中世	散布地
44	西宮原遺跡	—	—

表 4-2-12(2) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	名称	時代	種類
45	宮原遺跡 D 地点	中世	集落跡
46	宮原遺跡	中世	集落跡
47	東三国 2 丁目所在遺跡	中世	集落跡
48	東三国 6 丁目所在遺跡	古墳・奈良・平安・中世	集落跡
49	十八条遺跡	古墳～中世	集落跡
50	五反島遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡・その他(旧河道跡・堤防)
51	西中島遺跡 B 地点	中世・近世	集落跡
52	西中島遺跡	弥生	散布地
53	茨田安田遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	散布地
54	長柄西遺跡	弥生	散布地
55	長柄古墳	古墳	古墳
56	本庄東遺跡	弥生	集落跡
57	本庄東遺跡 B 地点	—	—
58	豊崎遺跡	弥生・古墳	散布地
59	国分寺跡	奈良・平安	社寺跡
60	同心町遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡
61	同心町遺跡 D 地点	弥生	集落跡
62	天満 1 丁目所在遺跡	中世・近世	その他(町屋等)
63	天満本願寺跡	中世	社寺跡
64	網島町遺跡	中世・近世	集落跡
65	天神橋遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世	集落跡
66	佐賀藩蔵屋敷跡	近世	その他
67	安曇寺跡推定地	奈良・平安・中世	社寺跡
68	扇町遺跡	近世	集落
69	中崎町遺跡	中世	集落跡
70	茶屋町遺跡	—	—
71	曾根崎遺跡	中世・近世	集落
72	堂島蔵屋敷跡 B 地点	近世	蔵屋敷跡
73	鷺洲遺跡	弥生・古墳	散布地
74	森の宮遺跡	縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世	貝塚・集落跡
75	難波宮跡	縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世	官衙跡・集落跡
76	馬喰町遺跡	弥生	散布地
77	大坂城下町跡	中世・近世	集落跡
78	大坂魚市場跡	古墳	社寺跡
79	大坂城下町跡 B 地点	中世	集落跡
80	庄内遺跡	弥生・古墳・平安・中世	集落跡
81	島田遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡・古墳
82	島江遺跡	古墳	集落跡
83	八雲遺跡	縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世	集落跡
84	八雲東遺跡	縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡
85	文禄堤遺跡	近世	その他(堤・宿跡)
86	橋波西之町遺跡	弥生・古墳	集落跡
87	橋波東遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世	集落跡
88	東光町 2 丁目遺跡	中世	集落跡
89	長池町遺跡	弥生	集落跡
90	馬場町遺跡	古墳	集落跡
91	高瀬寺跡	奈良	社寺跡
92	一里塚跡	近世	その他
93	西三荘遺跡	縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世	集落跡

表 4-2-12(3) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	名称	時代	種類
94	守口宿本陣跡	近世	その他（本陣跡）
95	讚良郡条里遺跡	縄文～近世	その他（条里遺跡）
96	三箇遺跡	古墳・奈良・平安・中世・近世	城館跡・集落跡
97	御領遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡
98	氷野遺跡	古墳	古墳
99	新田遺跡	弥生	散布地
100	諸福辻ケ堂遺跡	中世	散布地
101	西諸福遺跡	弥生・古墳・中世・近世	集落跡
102	水道局上水場遺跡	弥生・古墳・奈良・平安	集落跡
103	灰塚堂田遺跡	平安	集落跡
104	灰塚遺跡	平安	集落跡
105	宮野遺跡	古墳・奈良・平安・中世	集落跡
106	常称寺遺跡	古墳・中世	集落跡
107	大和田遺跡	弥生	集落跡
108	横地遺跡	弥生・平安	散布地・その他
109	古川遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡
110	普賢寺遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世	集落跡・社寺跡
111	普賢寺古墳	古墳	古墳
112	月出町遺跡	中世	散布地
113	元町遺跡	古墳・奈良・平安・中世・近世	集落跡
114	橋波口遺跡	古墳・奈良・平安・中世・近世	集落跡
115	本町遺跡	古墳・奈良・平安・中世	集落跡
116	三ツ島北遺跡	中世	集落跡
117	三ツ島遺跡	その他（不明）	散布地
118	三ツ島西遺跡	縄文・弥生・古墳・中世・近世	集落跡
119	巢本遺跡	中世	集落跡
120	北鴻池遺跡	中世	集落跡
121	鴻池新田会所跡	近世	官衙跡
122	水走遺跡	縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡
123	高井田遺跡	弥生・古墳	集落跡
124	薮屋北遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡
125	薮屋遺跡	中世	集落跡
126	中之島蔵屋敷跡	近世	蔵屋敷跡
127	茶屋町遺跡 B 地点	中世～近世	集落跡
128	大深町遺跡	中世・近世	集落跡
129	大深町遺跡 B 地点	中世～近世	集落跡
130	長柄西遺跡 B 地点	中世～近世	集落跡
131	同心町遺跡 E 地点	中世～近世	集落跡
132	東天満遺跡	中世～近世	集落跡
133	天満橋 1 丁目所在遺跡 B 地点	中世～近世	集落跡
134	都島本通 4 丁目所在遺跡	中世～近世	集落跡
135	関目遺跡	古墳～近世	集落地
136	西中島遺跡 C 地点	中世～近世	集落跡
137	東中島遺跡 B 地点	中世～近世	集落跡
138	東中島遺跡	中世・近世	集落跡
139	崇禅寺遺跡 B 地点	弥生・中世～近世	集落跡
140	崇禅寺遺跡 C 地点	中世～近世	集落跡
141	柴島 1 丁目所在遺跡	中世～近世	集落跡
142	柴島遺跡 B 地点	近世	その他の墓

表 4-2-12(4) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	名称	時代	種類
143	東淡路遺跡 B 地点	中世～近世	集落跡
144	下新庄遺跡	中世～近世	集落跡
145	下新庄遺跡 B 地点	中世～近世	集落跡
146	豊里遺跡	中世～近世	集落跡
147	豊里遺跡	中世～近世	集落跡
148	江戸堀蔵屋敷跡	近世	その他の遺跡（蔵屋敷）
149	放出東遺跡	中世～近世	集落跡
150	横堤遺跡	弥生～近世	集落跡
151	天満蔵屋敷跡	近世	その他の遺跡
152	宮原遺跡 E 地点	中世	集落跡
153	長柄東遺跡	—	—
154	豊崎遺跡 B 地点	—	—
155	中津 3 丁目所在遺跡	—	—
156	神山町遺跡	—	—
157	安曇寺跡推定地 C 地点	—	—
158	曾根崎遺跡 C 地点	—	—
159	曾根崎遺跡 B 地点	—	—
160	蒲生遺跡	—	—
161	関目 4 丁目所在遺跡	—	—
162	東淡路遺跡 C 地点	—	—
163	下新庄遺跡 C 地点	—	—
164	西宮原遺跡 B 地点	—	—
165	宮原遺跡 F 地点	—	—
166	十八条遺跡 B 地点	—	—
①	京街道	近世	その他
②	大和田街道	近世	その他
③	三島街道	近世	その他
④	蒲田街道	近世	その他
⑤	能勢街道	近世	その他
⑥	中国街道	近世	その他
⑦	紀州街道	近世	その他
⑧	熊野街道	近世	その他
⑨	河内街道	近世	その他
⑩	古堤街道	近世	その他

出典：大阪府地図情報提供システム（平成27年5月時点、大阪府ホームページ）

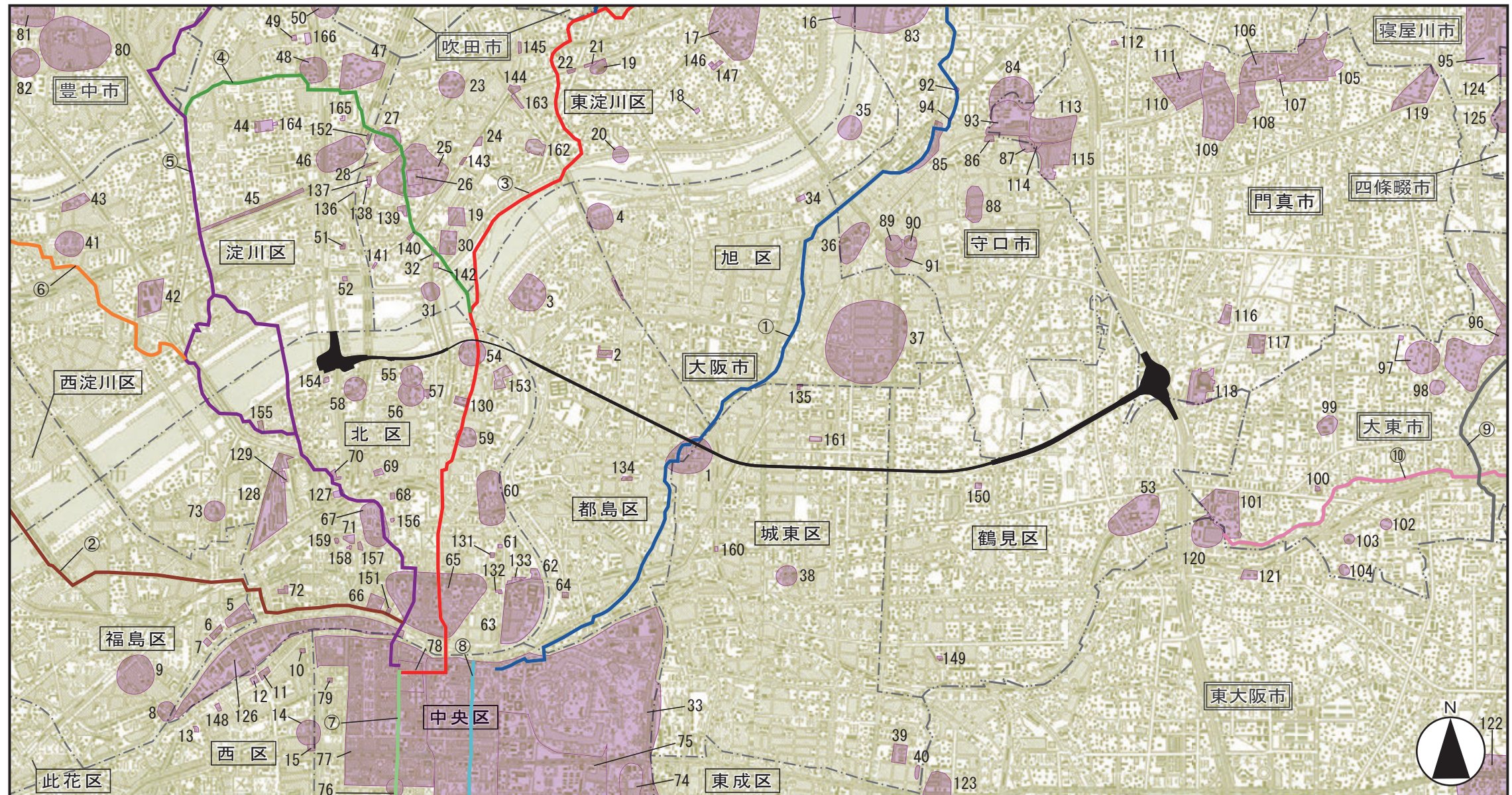
#### 13) 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の地域

調査区域には、「保護林の再編・拡充について」（平成元年 4 月 11 日付け元林野庁長官通達）により指定された保護林の区域はありません。

#### 14) 都市計画法に基づく風致地区の区域

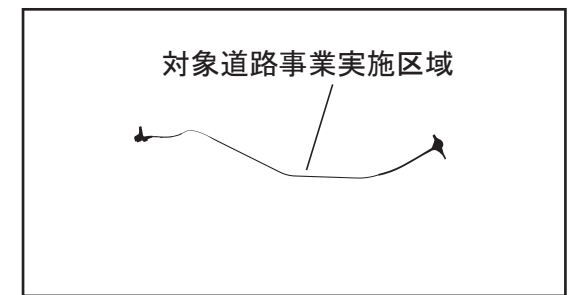
調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された大川風致地区があり、その位置は前掲の図 4-2-6 に示すとおりです。





凡 例			
記号	名称	記号	名称
	遺跡	⑥	遺跡 (中国街道)
①	遺跡 (京街道)	⑦	遺跡 (紀州街道)
②	遺跡 (大和田街道)	⑧	遺跡 (熊野街道)
③	遺跡 (三島街道)	⑨	遺跡 (河内街道)
④	遺跡 (蒲田街道)	⑩	遺跡 (古堤街道)
⑤	遺跡 (能勢街道)		

出典：大阪府地図情報提供システム(大阪府ホームページ)



1000m 0 1 2km  
Scale 1:50,000

図名

図4-2-8 埋蔵文化財包蔵地位置図



## 15) 環境基本法に基づく環境基準の類型の指定状況

### (1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づき定められた大気汚染に係る環境基準は表4-2-13に示すとおりです。

大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない、とされており、これらの地域を除くすべての地域について適用されることとなるため、大気に係る環境基準は先の地域を除く調査区域全域に適用されます。

表 4-2-13 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

- 備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。  
 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。  
 3. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 4. ダイオキシン類の基準値は、年間平均値とする。  
 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典: 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

## (2) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づき定められた騒音に係る環境基準は、表4-2-14(1)～(3)に示すとおりです。

調査区域において騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめられた地域は、表4-2-15及び図4-2-9に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、A地域、B地域及びC地域があります。

表4-2-14(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) AAをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下、「道路に面する地域」といいます。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

表4-2-14(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

表 4-2-14(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

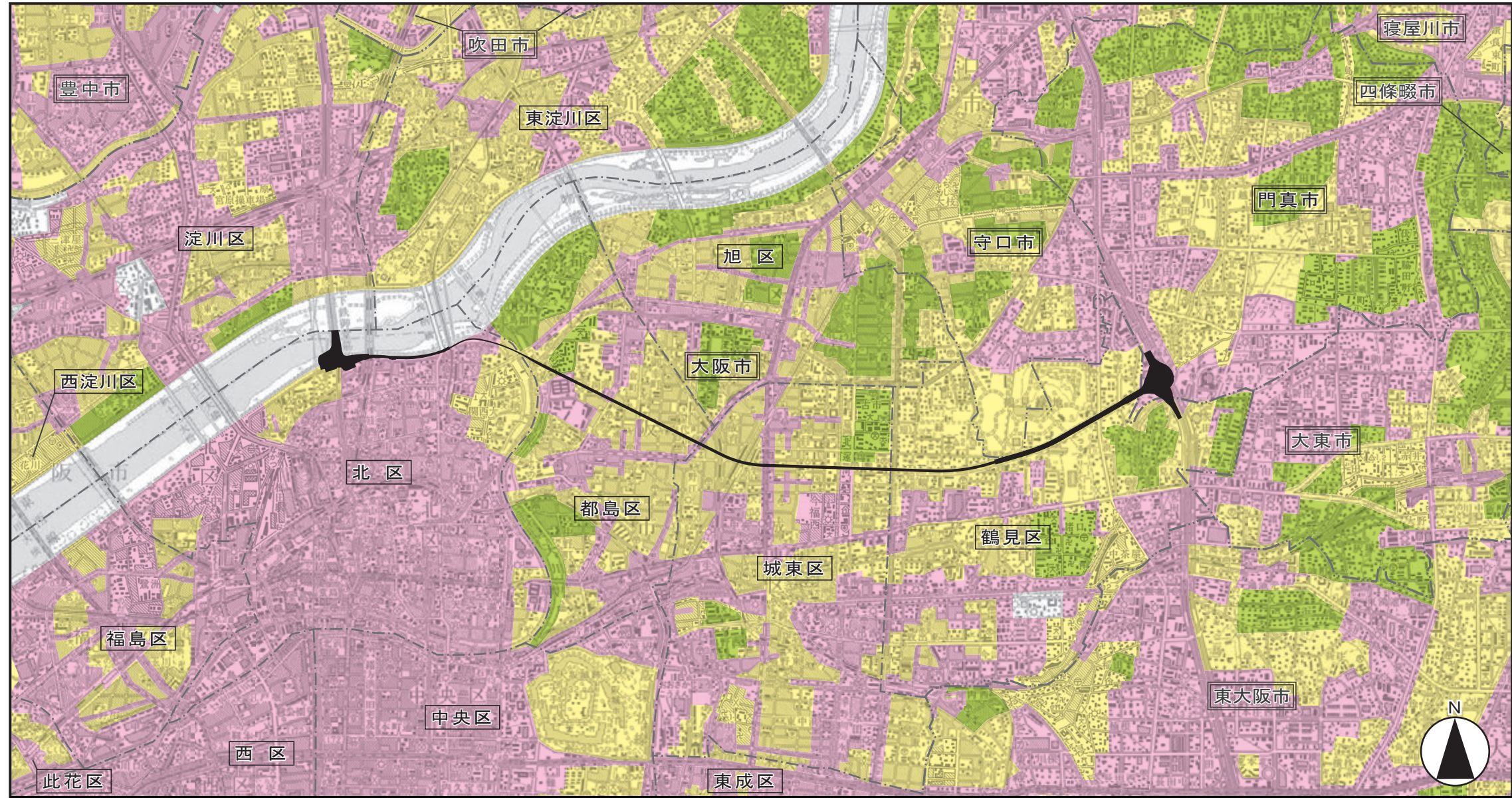
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

表 4-2-15 地域の類型の指定状況

地域の類型	該 当 地 域
A	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：平成22年10月1日大阪市告示第1124号  
 平成24年3月30日守口市告示第84号  
 平成24年3月30日門真市公告第2号  
 平成24年3月30日大東市告示第157号  
 平成22年10月1日東大阪市告示第121号  
 平成24年4月1日寝屋川市告示第70号  
 平成24年3月30日四條畷市公告第11号  
 平成22年10月1日豊中市告示第274号  
 平成24年3月30日吹田市告示第103号

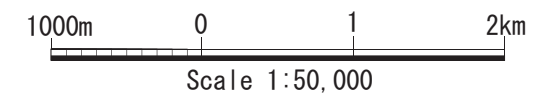
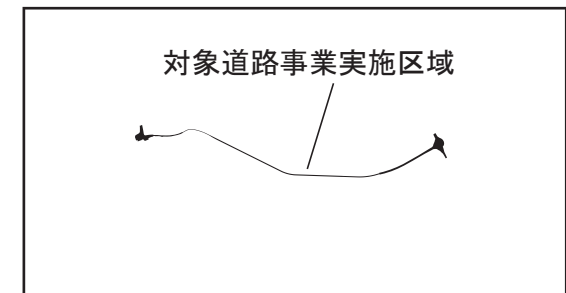




凡 例	
記 号	名 称
	A地域
	B地域
	C地域

出典：平成22年10月1日大阪市告示第1124号  
 平成24年3月30日守口市告示第84号  
 平成24年3月30日門真市告示第2号  
 平成24年3月30日大東市告示第157号  
 平成22年10月1日東大阪市告示第121号  
 平成24年4月1日寝屋川市告示第70号  
 平成24年3月30日四條畷市告示第11号  
 平成22年10月1日豊中市告示第274号  
 平成24年3月30日吹田市告示第103号

大阪都市計画図（平成26年12月、大阪市）  
 守口市都市計画図（平成26年4月、守口市ホームページ）  
 東部大阪都市計画総括図（門真市）（平成26年4月、門真市）  
 東部大阪都市計画総括図（大東市）（平成23年3月、大東市）  
 東部大阪都市計画（東大阪市）都市計画図（平成26年8月、東大阪市）  
 寝屋川市都市計画図（平成26年1月、寝屋川市）  
 東部大阪都市計画総括図（四條畷市）（平成26年4月、四條畷市ホームページ）  
 北部大阪都市計画図（豊中市）（平成26年4月、豊中市ホームページ）  
 北部大阪都市計画図（吹田市）（平成25年8月、吹田市）



図名

図4-2-9 騒音に係る環境基準の  
 類型指定地域図



### (3) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づき定められた水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準(河川)は表4-2-16及び表4-2-17(1)～(2)に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づき定められたダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準は表4-2-18に示すとおりです。

調査区域において公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の類型があてはめられた河川は表4-2-19及び図4-2-10に示すとおりであり、淀川がB類型及びC類型に、神崎川がB類型に、寝屋川水域がC類型及びD類型に、大川がB類型に指定されており、その他の河川はB類型もしくはC類型に指定されています。

対象道路事業実施区域には、B類型、C類型及びD類型に指定された河川があります。

なお、調査区域に類型があてはめられた湖沼は存在しません。

表 4-2-16 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

備考2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注1) 全公共用水域に適用する。

注2) 達成期間は直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

注3) 測定方法は省略。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

表 4-2-17(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川〔湖沼は除く。〕）

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境 保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業 用水及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—

備考1) 基準値は、日間平均値とする。

備考2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）



表 4-2-17(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川〔湖沼は除く。〕）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 4-2-18 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下

備考1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考2) 基準値は、年間平均値とする。

注) 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

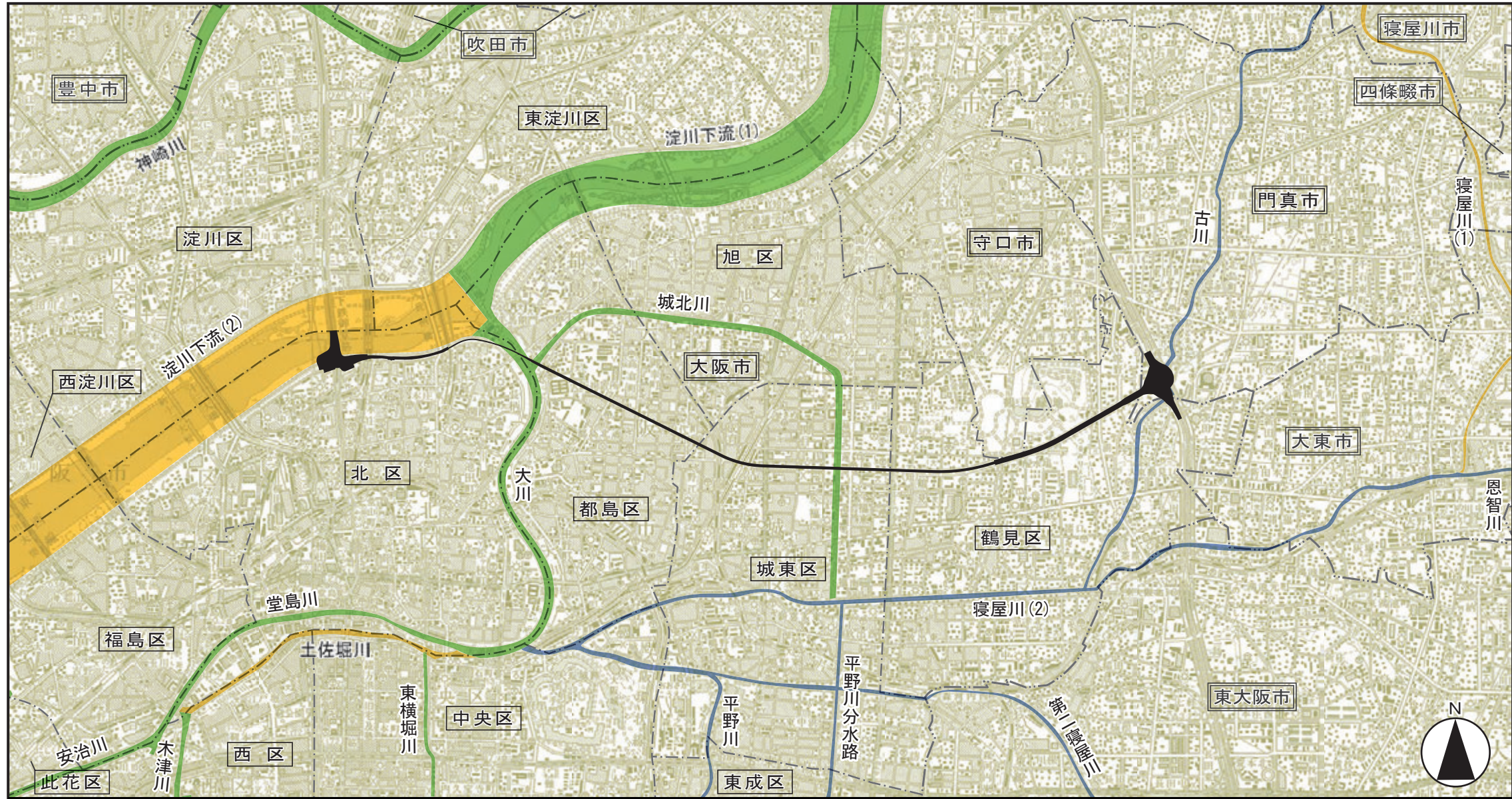
表 4-2-19 河川の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

区分	河川名	範 囲	該 当 類 型	達 成 期 間	類型指定年月日
淀川水域	淀川下流(1)	京都府界から長柄堰まで	B	ハ	昭和 45 年 9 月 1 日
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	C	イ	昭和 45 年 9 月 1 日
神崎川水域	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	B	ロ	昭和 45 年 9 月 1 日
寝屋川水域	寝屋川(1)	住道大橋より上流	C	イ	昭和 45 年 9 月 1 日
	寝屋川(2)	住道大橋より下流	D	ロ	
	恩智川	全 域	D	イ	
	古川	全 域	D	ロ	平成 4 年 2 月 26 日
	第二寝屋川	全 域	D	イ	昭和 50 年 10 月 8 日
	平野川分水路	全 域	D	イ	平成 4 年 2 月 26 日
	平野川	全 域	D	イ	昭和 50 年 10 月 8 日
大阪市内河川水域	大川	大川全域及び城北川全域	B	イ	昭和 45 年 9 月 1 日
	堂島川	全 域	B	イ	
	土佐堀川	全 域	C	イ	昭和 45 年 9 月 1 日
	安治川	全 域	B	イ	昭和 45 年 9 月 1 日
	木津川	全 域	B	イ	昭和 45 年 9 月 1 日
	東横堀川	全 域	B	イ	平成 4 年 2 月 26 日

備考) 達成期間「イ」はただちに達成、「ロ」は5年以内で可及的すみやかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的すみやかに達成することを示す。

出典：エコギャラリーおおさかの環境ホームページ（大阪府）  
水質環境基準水域類型の指定（昭和48年3月16日大阪府告示第390号）

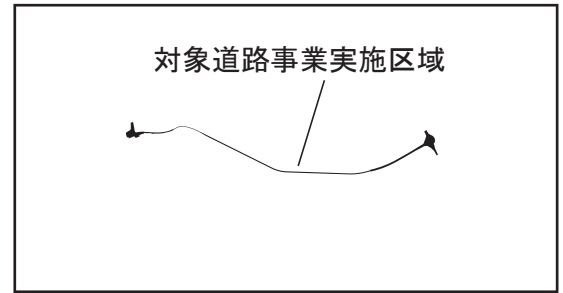




凡 例	
記 号	名 称
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black;"></span>	B類型
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #FFD700; border: 1px solid black;"></span>	C類型
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black;"></span>	D類型

出典：平成25年度大阪府域河川等  
水質調査結果報告書  
(平成27年2月、大阪府)

区 分	河川名	範 囲	該当類型	水生生物保全
淀川水域	淀川下流(1)	京都府界から長柄堰まで	B	生物B
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	C	生物B
神崎川水域	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	B	生物B
寝屋川水域	寝屋川(1)	住道大橋より上流	C	生物B
	寝屋川(2)	住道大橋より下流	D	—
	恩智川	全域	D	—
	古川	全域	D	—
	第二寝屋川	全域	D	—
	平野川分水路	全域	D	—
	平野川	全域	D	—
大阪市内河川	大川	大川全域及び城北川全域	B	生物B
	堂島川	全域	B	生物B
	土佐堀川	全域	C	生物B
	安治川	全域	B	生物B
	木津川	全域	B	生物B
	東横堀川	全域	B	生物B



1000m 0 1 2km  
Scale 1:50,000

図名 図4-2-10 水質汚濁に係る環境基準の  
類型指定状況図



#### (4) 地下水の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づき定められた地下水の汚染に係る環境基準は表4-2-20に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づき定められたダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準は表4-2-21に示すとおりです。

表4-2-20 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L 以下

備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

備考2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注) 測定方法は省略。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

表4-2-21 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下

備考1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考2) 基準値は、年間平均値とする。

注) 水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

(5) 水底の底質に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) 第 7 条の規定に基づき定められたダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準は、表 4-2-22 に示すとおりです。

表 4-2-22 ダイオキシン類による水底の底質に係る環境基準

項 目	基 準 値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

備考) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

(6) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) 第 16 条第 1 項の規定に基づき定められた土壌の汚染に係る環境基準は表 4-2-23 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) 第 7 条の規定に基づき定められたダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は表 4-2-24 に示すとおりです。

表 4-2-23 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

備考1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

備考2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

備考3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

備考4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注) 付表及び測定方法は省略。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）



表 4-2-24 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

備考1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考2) 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合には、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

注) 土壌の汚染に係る環境基準は廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

#### 16) 環境基本法に基づく公害防止計画の策定の状況

「環境基本法」（平成5年法律第91号）第17条の規定により策定された「第9次 大阪地域公害防止計画」（平成24年、大阪府）があり、計画の期間は平成23年度から平成32年度まで、計画の目標は、大気汚染、水質汚濁、ダイオキシン類、騒音について環境基準を達成するよう努めることとなっています。

調査区域は、大阪地域公害防止計画を策定する地域の範囲（守口市を除く）に含まれています。

17) 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)第17条第1項の規定に基づく自動車騒音の大きさの限度は表4-2-25(1)～(2)に示すとおりです。

調査区域における「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)に基づく区域の区分は、表4-2-26及び図4-2-11に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、a区域、b区域及びc区域があります。

表4-2-25(1) 自動車騒音の大きさの限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考1) 車線とは、1縦列の自動車(二輪のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。

備考2) 昼間とは午前6時から午後10時までの間をいう。

備考3) 夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。

備考4) a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ以下に掲げる区域として都道府県知事が定める区域をいう。

a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は、特例として次表に掲げるとおりとなります。

表 4-2-25(2) 自動車騒音の大きさの限度（幹線交通を担う道路に近接する区域）

昼 間	夜 間
75 デシベル	70 デシベル

備考)「幹線交通を担う道路」とは道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び四車線以上の市町村道並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

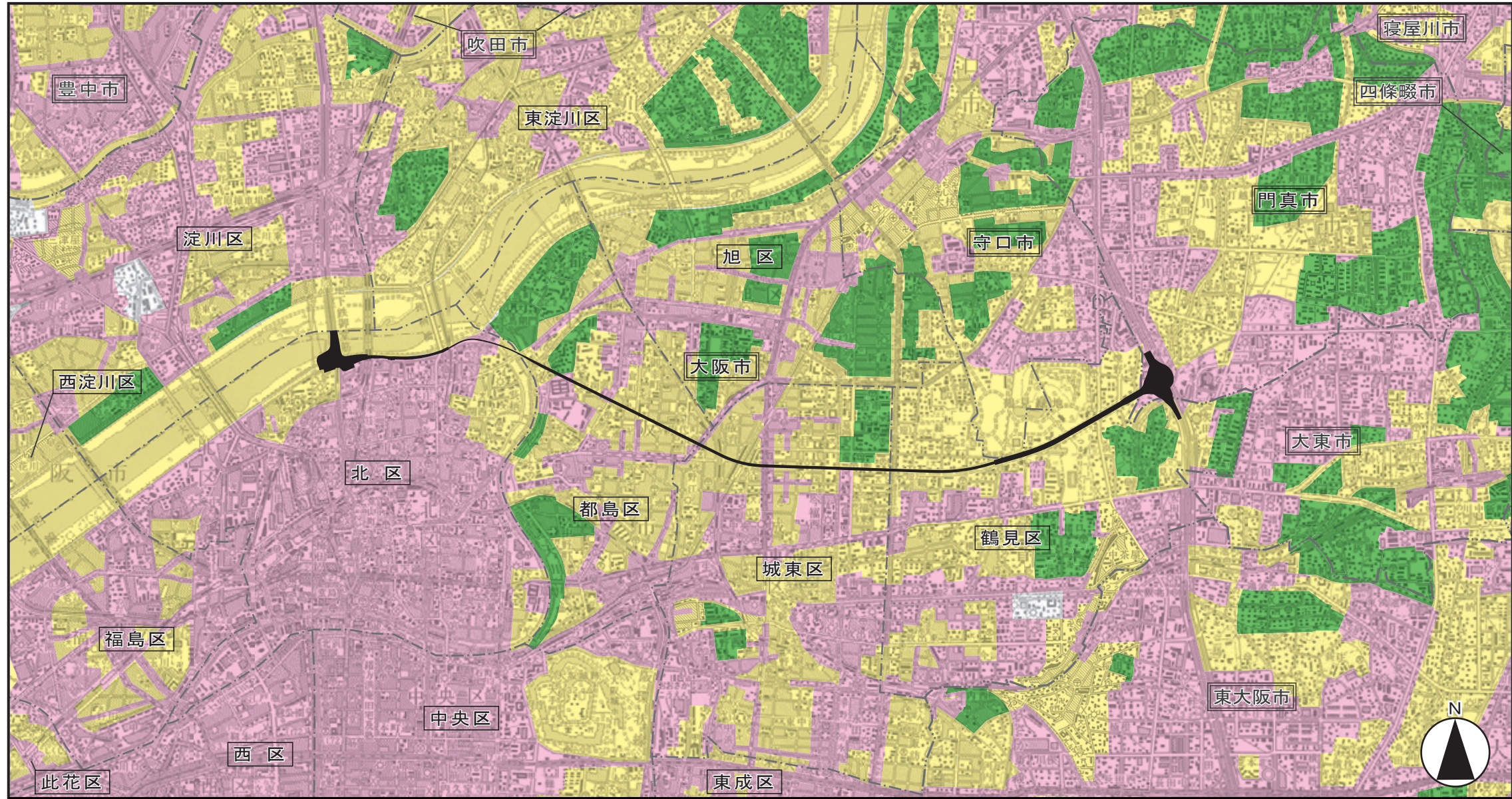
出典:「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)

表 4-2-26 区域の区分

区域の区分	該 当 地 域
a	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
c	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：平成12年3月24日大阪市告示第277号  
 平成24年3月30日守口市告示第79号  
 平成24年3月30日門真市公告第3号  
 平成24年3月30日大東市告示第151号  
 平成17年3月18日東大阪市告示第50号  
 平成13年4月1日寝屋川市告示第57号  
 平成24年3月30日四條畷市公告第12号  
 平成13年3月30日豊中市告示第69号  
 平成13年3月30日吹田市公告第36号

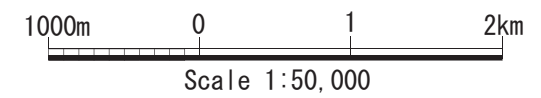
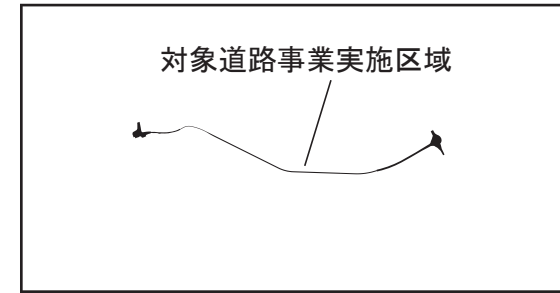




凡 例	
記 号	名 称
	a区域
	b区域
	c区域

出典：平成12年3月24日大阪市告示第277号  
 平成24年3月30日守口市告示第79号  
 平成24年3月30日門真市公告第3号  
 平成24年3月30日大東市告示第151号  
 平成17年3月18日東大阪市告示第50号  
 平成13年4月1日寝屋川市告示第57号  
 平成24年3月30日四條畷市公告第12号  
 平成13年3月30日豊中市告示第69号  
 平成13年3月30日吹田市公告第36号

大阪都市計画図（平成26年12月、大阪市）  
 守口市都市計画図（平成26年4月、守口市ホームページ）  
 東部大阪都市計画総括図（門真市）（平成26年4月、門真市）  
 東部大阪都市計画総括図（大東市）（平成23年3月、大東市）  
 東部大阪都市計画（東大阪市）都市計画図（平成26年8月、東大阪市）  
 寝屋川市都市計画図（平成26年1月、寝屋川市）  
 東部大阪都市計画総括図（四條畷市）（平成26年4月、四條畷市ホームページ）  
 北部大阪都市計画図（豊中市）（平成26年4月、豊中市ホームページ）  
 北部大阪都市計画図（吹田市）（平成25年8月、吹田市）



図名

図4-2-11 騒音規制区域図



18) 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の状況

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)第15条第1項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表4-2-27に示すとおりです。

調査区域における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分は、表4-2-28及び図4-2-12に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、第一号区域及び第二号区域があります。

表4-2-27 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

項目	区域の区分	第一号区域	第二号区域
騒音レベル		特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと	
作業時間帯		午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間		1日10時間を超えないこと	1日14時間を超えないこと
作業期間		当該作業の場所において連続6日を超えないこと	
作業日		日曜日その他の休日でないこと	

注)基準値を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について法第15条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うにあたり、1日における作業時間を\*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

備考1) 区域の区分の第一号区域とは、騒音規制法第3条第1項の既定により指定された区域のうち都道府県知事又は騒音規制法施行令第4条第2項に規定する市の長が指定した指定地域

- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- ニ 学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内

備考2) 区域の区分の第二号区域とは指定地域のうち前記に掲げる区域以外の区域である。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)

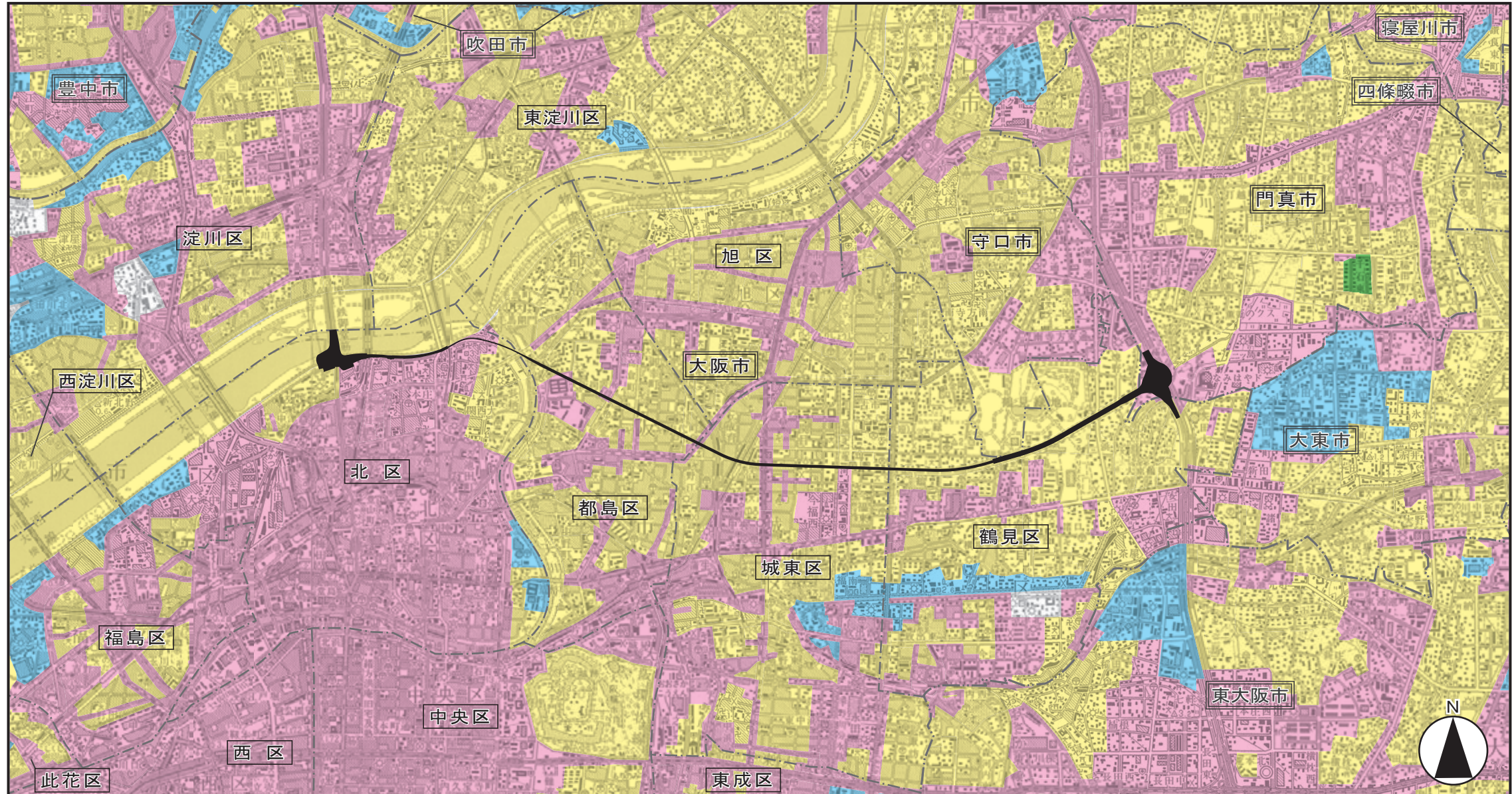
表 4-2-28 区域の区分

区域の区分	該 当 地 域
第一号区域イに該当する区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
第一号区域ロに該当する区域	都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
第一号区域ハに該当する区域	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第一号区域ニに該当する区域	都市計画法第2章の規定により定められた工業地域のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内の地域

注) 区域の区分のイ～ニは、表4-2-26備考に示すイ～ニに対応する。

出典：昭和61年4月1日大阪市告示第246号・第248号  
 平成24年3月30日守口市告示第76号・第78号  
 平成24年3月30日門真市告示第92号・第4号  
 平成24年3月30日大東市告示第157号・第149号  
 平成17年3月18日東大阪市告示第20号・第51号  
 平成13年4月1日寝屋川市告示第54号・第56号  
 平成24年3月30日四條畷市告示第17号・第13号  
 平成13年3月30日豊中市告示第66号・第68号  
 平成13年3月30日吹田市告示第87号・第37号



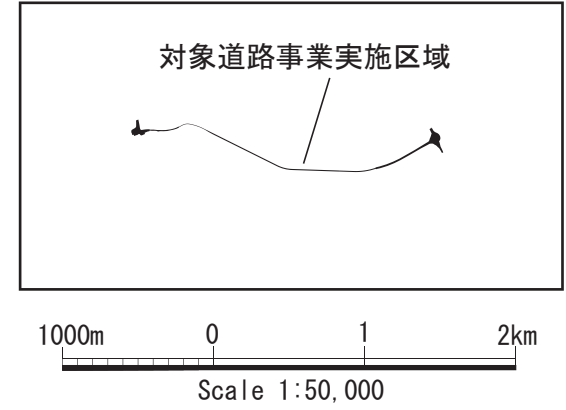


凡 例	
記 号	名 称
	第一号区域イに該当する区域
	第一号区域ロに該当する区域
	第一号区域ハに該当する区域
	第二号区域に該当する区域 (ただし、学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内の地域は第一号区域ニに該当する)

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」  
(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号)

昭和61年4月1日大阪市告示第246号・第248号  
 平成24年3月30日守口市告示第76号・第78号  
 平成24年3月30日門真市告示第92号・第4号  
 平成24年3月30日大東市告示第157号・第149号  
 平成17年3月18日東大阪市告示第20号・第51号  
 平成13年4月1日寝屋川市告示第54号・第56号  
 平成24年3月30日四條畷市告示第17号・第13号  
 平成13年3月30日豊中市告示第66号・第68号  
 平成13年3月30日吹田市告示第87号・第37号

大阪都市計画図(平成26年12月、大阪市)  
 守口市都市計画図(平成26年4月、守口市ホームページ)  
 東部大阪都市計画総括図(門真市)(平成26年4月、門真市)  
 東部大阪都市計画総括図(大東市)(平成23年3月、大東市)  
 東部大阪都市計画(東大阪市)都市計画図(平成26年8月、東大阪市)  
 寝屋川市都市計画図(平成26年1月、寝屋川市)  
 東部大阪都市計画総括図(四條畷市)(平成26年4月、四條畷市ホームページ)  
 北部大阪都市計画図(豊中市)(平成26年4月、豊中市ホームページ)  
 北部大阪都市計画図(吹田市)(平成25年8月、吹田市)



図名 図4-2-12 騒音規制法に基づく特定建設作業の騒音に係る区域の指定状況



19) 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準の状況

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)第4条第1項及び第2項に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は、表4-2-29に示すとおりです。

調査区域における特定工場等において発生する騒音の規制に関する区域の区分は、表4-2-30及び図4-2-13に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、第二種区域及び第三種区域があります。

表4-2-29 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分		朝	昼間	夕	夜間
		午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後6時	午後6時～ 午後9時	午後9時～ 翌日午前6時
第一種区域		45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域		50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第四種区域	既設の学校保育所等の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
	その他の区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考1) 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- (1) 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第二種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (3) 第三種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- (4) 第四種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

備考2) 市町村が、騒音規制法第4条第2項の規定に基づき、同条第1項の規制基準にかえて適用すべき規制基準を定めることができる範囲は、第3条第1項に定める時間の区分及び区域の区分ごとの基準の下限値以上とする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)

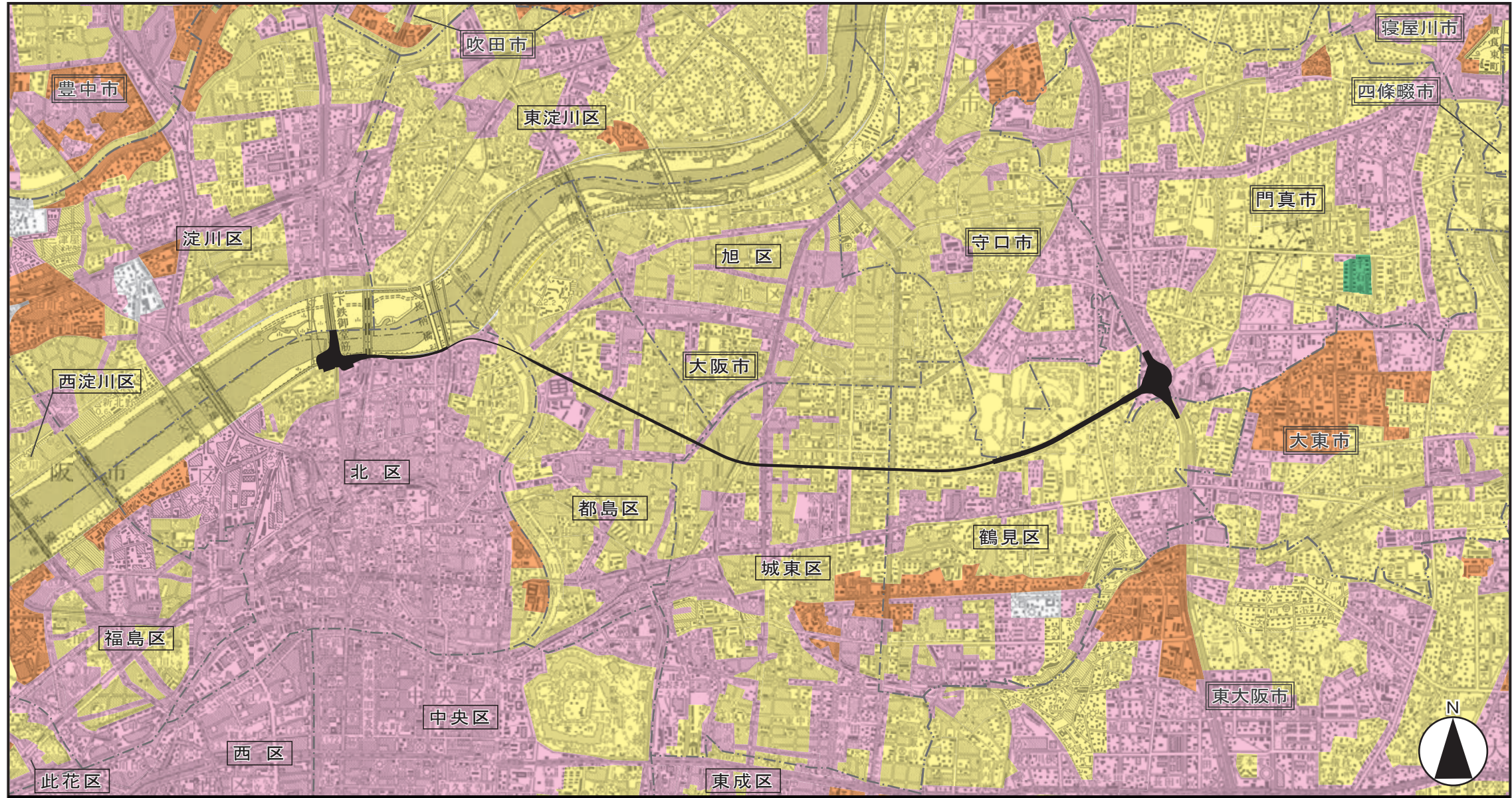
昭和61年4月1日大阪市告示第246号・第247号／平成24年3月30日守口市告示第76号・第77号  
 平成24年3月30日門真市告示第92号／平成24年3月30日大東市告示第150号・第157号  
 平成17年3月18日東大阪市告示第20号・第21号／平成13年4月1日寝屋川市告示第54号  
 平成24年3月30日四條畷市告示第17号・第18号／平成13年3月30日豊中市告示第66号・第67号  
 平成13年3月30日吹田市告示第87号・第88号

表 4-2-30 区域の区分

区域の区分	該 当 地 域
第一種区域	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
第二種区域	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
第三種区域	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第四種区域	都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域

出典：昭和61年4月1日大阪市告示第246号・第247号／平成24年3月30日守口市告示第76号・第77号  
 平成24年3月30日門真市告示第92号／平成24年3月30日大東市告示第150号・第157号  
 平成17年3月18日東大阪市告示第20号・第21号／平成13年4月1日寝屋川市告示第54号  
 平成24年3月30日四條畷市告示第17号・第18号／平成13年3月30日豊中市告示第66号・第67号  
 平成13年3月30日吹田市告示第87号・第88号

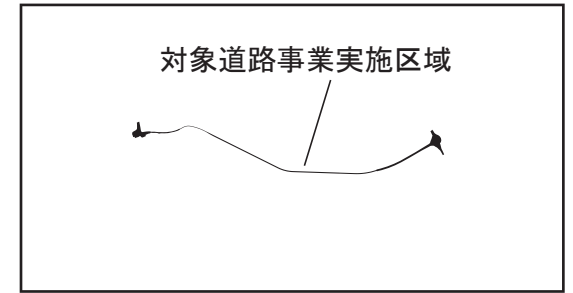




凡 例	
記 号	名 称
	第一種区域
	第二種区域
	第三種区域
	第四種区域

備考：第四種区域のうち、既設の学校、保育所等の周囲50mの区域内の地域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域は基準値が異なります。(表4-2-29参照)

出典：昭和61年4月1日大阪市告示第246号・第247号  
 平成24年3月30日守口市告示第76号・第77号  
 平成24年3月30日門真市告示第92号  
 平成24年3月30日大東市告示第150号・第157号  
 平成17年3月18日東大阪市告示第20号・第21号  
 平成13年4月1日寝屋川市告示第54号  
 平成24年3月30日四條畷市告示第17号・第18号  
 平成13年3月30日豊中市告示第66号・第67号  
 平成13年3月30日吹田市告示第87号・第88号  
 大阪都市計画図（平成26年12月、大阪市）  
 守口市都市計画図（平成26年4月、守口市ホームページ）  
 東部大阪都市計画総括図（門真市）（平成26年4月、門真市）  
 東部大阪都市計画総括図（大東市）（平成23年3月、大東市）  
 東部大阪都市計画（東大阪市）都市計画図（平成26年8月、東大阪市）  
 寝屋川市都市計画図（平成26年1月、寝屋川市）  
 東部大阪都市計画総括図（四條畷市）（平成26年4月、四條畷市ホームページ）  
 北部大阪都市計画図（豊中市）（平成26年4月、豊中市ホームページ）  
 北部大阪都市計画図（吹田市）（平成25年8月、吹田市）



図名 図4-2-13 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音に係る区域区分の指定状況図



20) 振動規制法に基づく道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)第16条第1項の規定に基づく道路交通振動に係る限度は、表4-2-31に示すとおりです。

調査区域における「振動規制法施行規則」別表第2の備考1及び備考2の規定に基づく区域の区分は表4-2-32及び図4-2-14に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、第一種区域及び第二種区域があります。

表 4-2-31 道路交通振動に係る限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前6時～午後9時)	夜 間 (午後9時～翌日午前6時まで)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考1) 第一種区域及び第二種区域とは、次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

- 一 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 二 第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

備考2) 昼間及び夜間とは、都道府県知事(市の区域内の区域に係る時間については、市長。)が定めた時間をいう。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

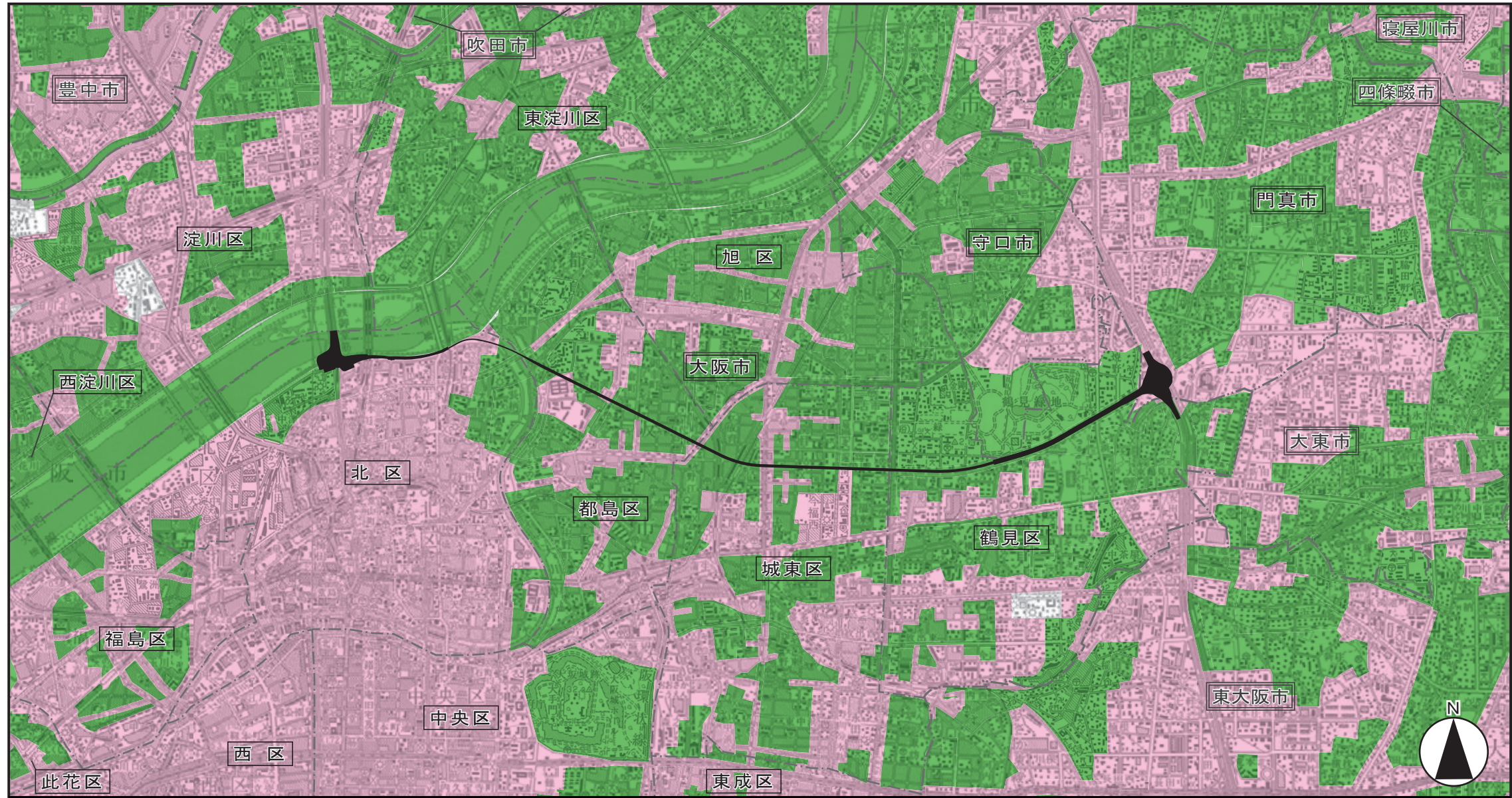
昭和61年4月1日大阪市告示第253号／平成24年3月30日守口市告示第83号  
 平成24年3月30日門真市公告第6号／平成24年3月30日大東市告示第156号  
 平成17年3月18日東大阪市告示第52号／平成13年4月1日寝屋川市告示第59号  
 平成24年3月30日四條畷市告示第15号／平成13年3月30日豊中市告示第73号  
 平成13年3月30日吹田市公告第39号

表 4-2-32 区域の区分

区域の区分	該 当 地 域
第一種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
第二種区域	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

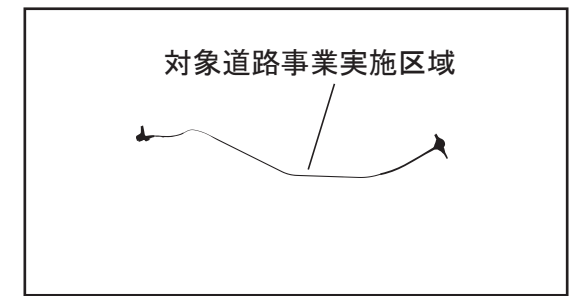
出典：昭和61年4月1日大阪市告示第253号／平成24年3月30日守口市告示第83号  
 平成24年3月30日門真市公告第6号／平成24年3月30日大東市告示第156号  
 平成17年3月18日東大阪市告示第52号／平成13年4月1日寝屋川市告示第59号  
 平成24年3月30日四條畷市告示第15号／平成13年3月30日豊中市告示第73号  
 平成13年3月30日吹田市公告第39号





凡 例	
記 号	名 称
	第一種区域
	第二種区域

出典：昭和61年4月1日大阪市告示第253号  
 平成24年3月30日守口市告示第83号  
 平成24年3月30日門真市公告第6号  
 平成24年3月30日大東市告示第156号  
 平成17年3月18日東大阪市告示第52号  
 平成13年4月1日寝屋川市告示第59号  
 平成24年3月30日四條畷市告示第15号  
 平成13年3月30日豊中市告示第73号  
 平成13年3月30日吹田市公告第39号  
 大阪都市計画図（平成26年12月、大阪市）  
 北部大阪都市計画図（豊中市）（平成26年4月、豊中市ホームページ）  
 北部大阪都市計画図（吹田市）（平成25年8月、吹田市）  
 寝屋川市都市計画図（平成26年1月、寝屋川市）  
 守口市都市計画図（平成26年4月、守口市ホームページ）  
 東部大阪都市計画総括図（門真市）（平成26年4月、門真市）  
 東部大阪都市計画総括図（大東市）（平成23年3月、大東市）  
 東部大阪都市計画（東大阪市）都市計画図（平成26年8月、東大阪市）  
 東部大阪都市計画総括図（四條畷市）（平成26年4月、四條畷市ホームページ）



1000m 0 1 2km  
 Scale 1:50,000

図名 図4-2-14 振動規制区域図



## 21) 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準の状況

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)第15条第1項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は、表4-2-33に示すとおりです。

調査区域における特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分は、表4-2-34及び図4-2-15に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、第一号区域及び第二号区域があります。

表 4-2-33 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

項目	区域の区分	第一号区域	第二号区域
振動レベル		特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75デシベルを超える大きさのものでないこと	
作業時間帯		午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間		1日10時間を超えないこと	1日14時間を超えないこと
作業期間		連続6日を超えないこと	
作業日		日曜日その他の休日でないこと	

注) 基準値を超える大きさの振動を発生する特定建設作業について法第15条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うにあたり、1日における作業時間を\*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

備考1) 区域の区分の第一号区域とは、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が指定した区域。

- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- ニ 学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内

備考2) 区域の区分の第二号区域とは、指定地域のうち前記に掲げる区域以外の区域である。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)



表 4-2-34 区域の区分

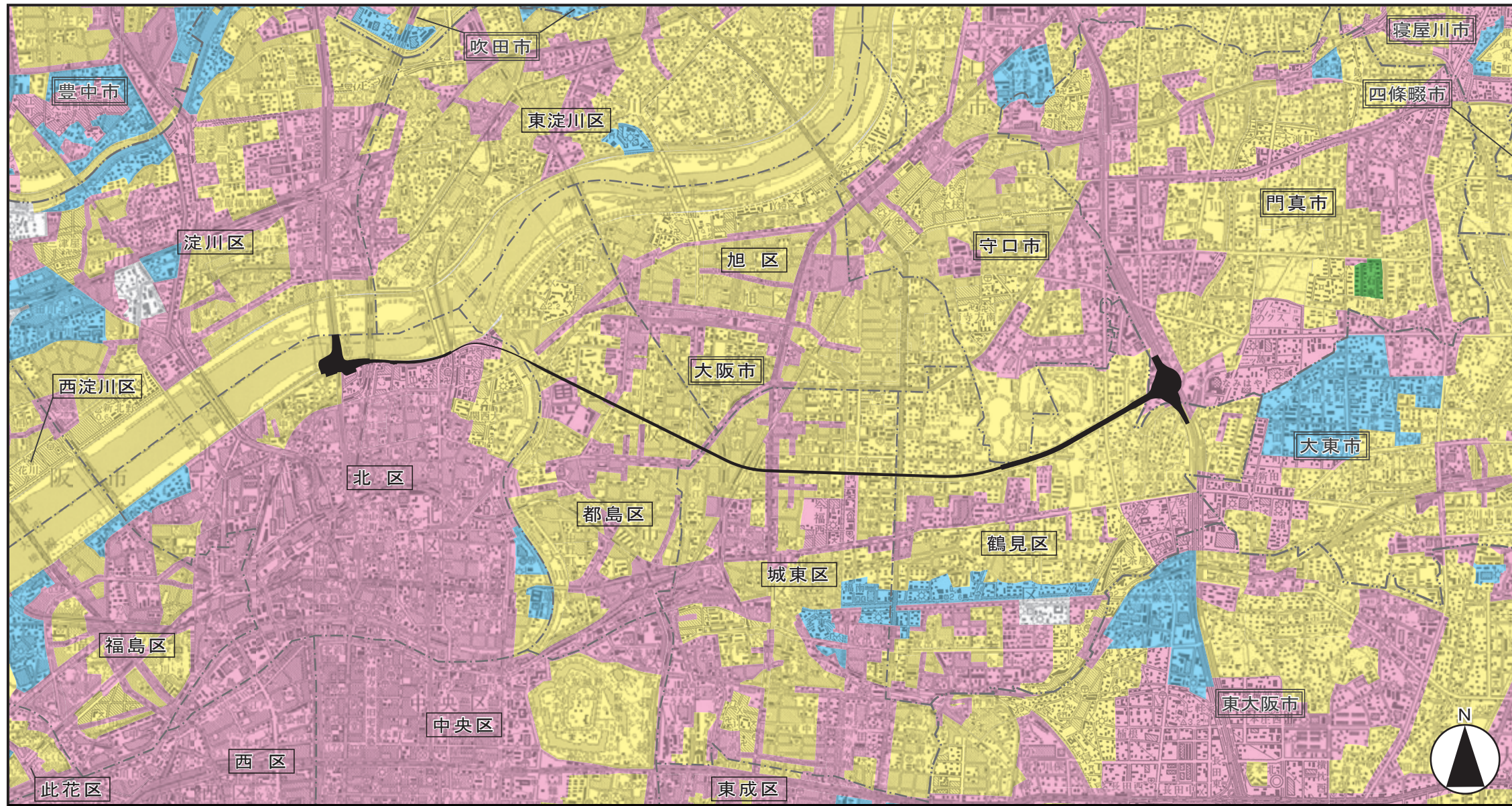
区域の区分	該 当 地 域
第一号区域イに該当する区域	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
第一号区域ロに該当する区域	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
第一号区域ハに該当する区域	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第一号区域ニに該当する区域	都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域のうち学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域





注) 区域の区分のイ～ニは、表4-2-32備考に示すイ～ニに対応する。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

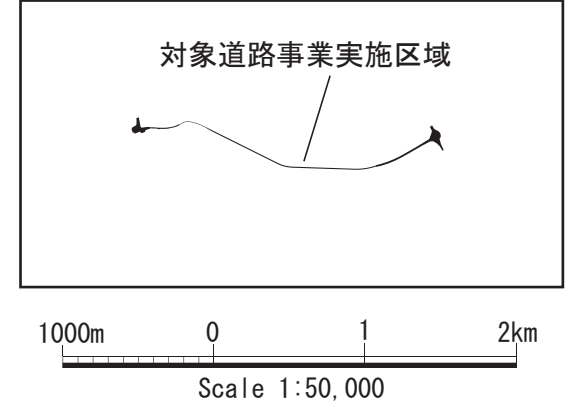
昭和61年4月1日大阪市告示第250号・第252号  
 平成24年3月30日守口市告示第80号・第82号  
 平成24年3月30日門真市公告第93号・第5号  
 平成24年3月30日大東市告示第153号・第155号  
 平成17年3月18日東大阪市公告第22号・第53号  
 平成13年4月1日寝屋川市告示第55号・第58号  
 平成24年3月30日四條畷市告示第19号・第14号  
 平成13年3月30日豊中市告示第70号・第72号  
 平成13年3月30日吹田市公告第89号・第38号





凡 例	
記 号	名 称
	第一号区域イに該当する区域
	第一号区域ロに該当する区域
	第一号区域ハに該当する区域
	第二号区域に該当する区域 (ただし、学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内の地域は第一号区域ニに該当する)

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）  
 昭和61年4月1日大阪市告示第250号・第252号  
 平成24年3月30日守口市告示第80号・第82号  
 平成24年3月30日門真市告示第93号・第5号  
 平成24年3月30日大東市告示第153号・第155号  
 平成17年3月18日東大阪市告示第22号・第53号  
 平成13年4月1日寝屋川市告示第55号・第58号  
 平成24年3月30日四條畷市告示第19号・第14号  
 平成13年3月30日豊中市告示第70号・第72号  
 平成13年3月30日吹田市告示第89号・第38号  
 大阪都市計画図（平成26年12月、大阪市）  
 北部大阪都市計画図（豊中市）（平成26年4月、豊中市ホームページ）  
 北部大阪都市計画図（吹田市）（平成25年8月、吹田市）  
 寝屋川市都市計画図（平成26年1月、寝屋川市）  
 守口市都市計画図（平成26年4月、守口市ホームページ）  
 東部大阪都市計画図（門真市）（平成26年4月、門真市）  
 東部大阪都市計画図（大東市）（平成23年3月、大東市）  
 東部大阪都市計画（東大阪市）都市計画図（平成26年8月、東大阪市）  
 東部大阪都市計画図（四條畷市）（平成26年4月、四條畷市ホームページ）



図名 図4-2-15 振動規制法に基づく特定建設作業の振動に係る区域の指定状況



## 22) 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準の状況

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)第4条第1項及び第2項に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は、表4-2-35に示すとおりです。

調査区域における特定工場等において発生する振動の規制に関する区域の区分は、表4-2-36及び図4-2-16に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、第一種区域及び第二種区域があります。

表4-2-35 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前6時～午後9時	夜間 午後9時～翌日午前6時
第一種区域		60 デシベル	55 デシベル
第二種区域(I)		65 デシベル	60 デシベル
第二種区域(II)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の地域	65 デシベル	60 デシベル
	その他の区域	70 デシベル	65 デシベル

備考1) 第一種区域、第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要があると認める場合は、それぞれの区域を更に二区分することができる。

- (1) 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

備考2) 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成17年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。))をいう。

備考3) 市町村が、振動規制法第4条第2項の規定に基づき、同条第1項の規制基準にかえて適用すべき規制基準を定めることができる範囲は、振動規制法第3条第1項に定める時間の区分及び区域の区分ごとの基準の下限値以上とする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日環境庁告示第90号)

昭和61年4月1日大阪市告示第251号／平成24年3月30日守口市告示第81号  
 平成24年3月30日門真市告示第93号／平成24年3月30日大東市告示第154号  
 平成17年3月18日東大阪市告示第23号／平成13年4月1日寝屋川市告示第55号  
 平成24年3月30日四條畷市告示第20号／平成13年3月30日豊中市告示第71号  
 平成13年3月30日吹田市告示第90号

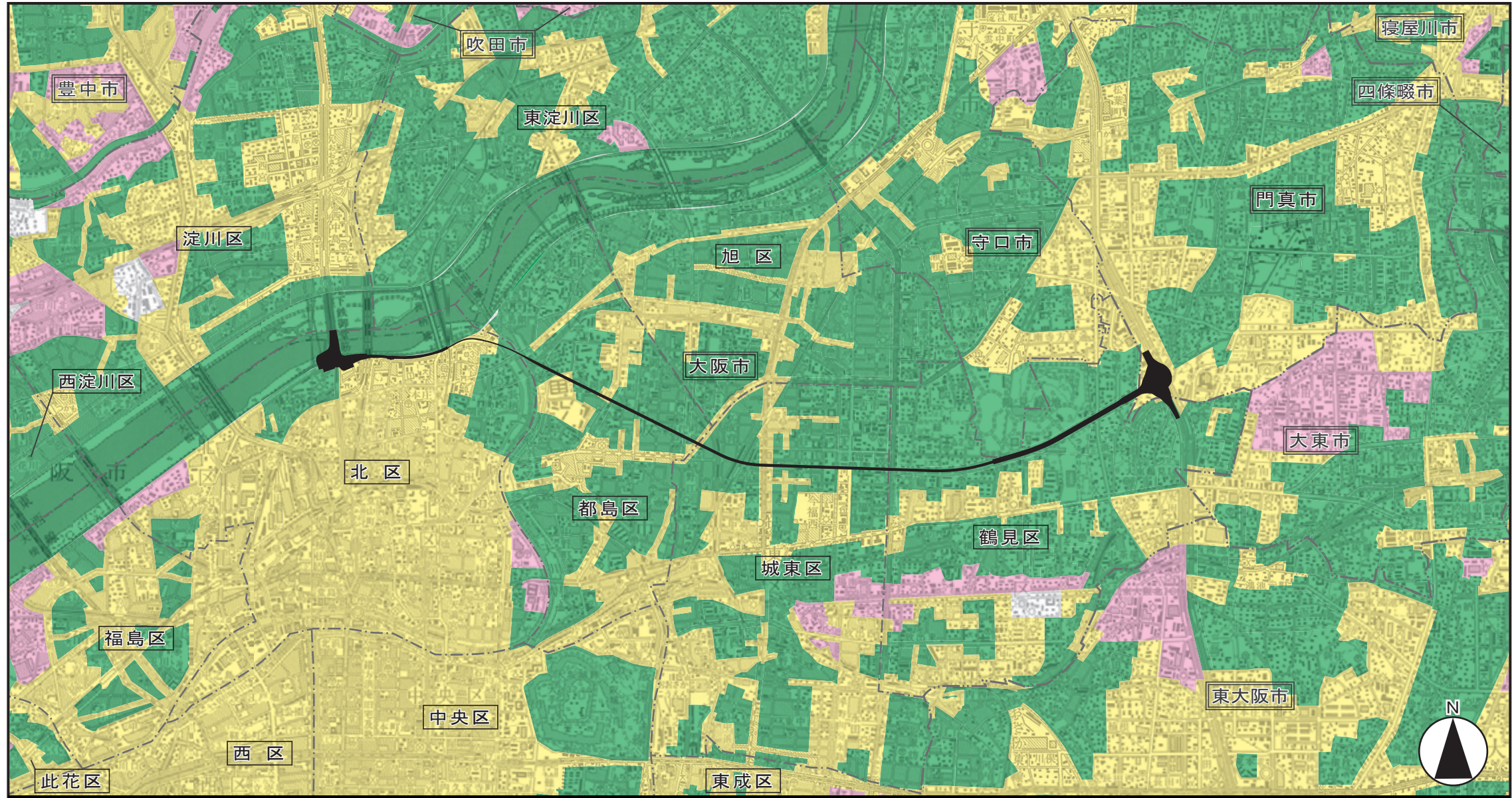


表 4-2-36 区域の区分

区域の区分	該 当 地 域
第一種区域	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
第二種区域 (I)	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第二種区域 (II)	市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域

出典：昭和61年4月1日大阪市告示第250号・第251号／平成24年3月30日守口市告示第80号・第81号  
 平成24年3月30日門真市告示第93号／平成24年3月30日大東市告示第153号・第154号  
 平成17年3月18日東大阪市告示第22号・第23号／平成13年4月1日寝屋川市告示第55号  
 平成24年3月30日四條畷市告示第19号・第20号／平成13年3月30日豊中市告示第70号・第71号  
 平成13年3月30日吹田市告示第89号・第90号

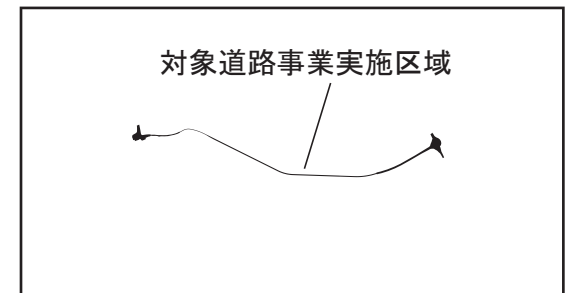




凡 例	
記 号	名 称
	第一種区域
	第二種区域 (I)
	第二種区域 (II)

備考：第二種区域 (II) のうち、既設の学校、保育所等の周囲50mの区域内の地域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の区域は基準値が異なります。(表4-2-35 参照)

出典：昭和61年4月1日大阪市告示第250号・第251号  
 平成24年3月30日守口市告示第80号・第81号  
 平成24年3月30日門真市告示第93号  
 平成24年3月30日大東市告示第153号・第154号  
 平成17年3月18日東大阪市告示第22号・第23号  
 平成13年4月1日寝屋川市告示第55号  
 平成24年3月30日四條畷市告示第19号・第20号  
 平成13年3月30日豊中市告示第70号・第71号  
 平成13年3月30日吹田市告示第89号・第90号  
 大阪都市計画図 (平成26年12月、大阪市)  
 守口市都市計画図 (平成26年4月、守口市ホームページ)  
 東部大阪都市計画総括図 (門真市) (平成26年4月、門真市)  
 東部大阪都市計画総括図 (大東市) (平成23年3月、大東市)  
 東部大阪都市計画 (東大阪市) 都市計画図 (平成26年8月、東大阪市)  
 寝屋川市都市計画図 (平成26年1月、寝屋川市)  
 東部大阪都市計画総括図 (四條畷市) (平成26年4月、四條畷市ホームページ)  
 北部大阪都市計画図 (豊中市) (平成26年4月、豊中市ホームページ)  
 北部大阪都市計画図 (吹田市) (平成25年8月、吹田市)



1000m 0 1 2km  
 Scale 1:50,000

図名 図4-2-16 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動に係る区域区分の指定状況図



### 23) 水質汚濁防止法に基づく排水基準の指定状況

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく排水基準は、表4-2-37(1)～(2)に示すとおりです。

表4-2-37(1) 排水基準の基準値(有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム 0.03mg
シアン化合物	1Lにつきシアン 1 mg
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1Lにつき 1 mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛 0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき 0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.3mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき 0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき 0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 1 mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.02mg
チウラム	1Lにつき 0.06mg
シマジン	1Lにつき 0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき 0.2mg
ベンゼン	1Lにつき 0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきほう素 10mg 海域に排出されるもの 1Lにつきほう素 230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 8mg 海域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,4-ジオキサン	1Lにつき 0.5mg

備考1)「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

備考2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)



表 4-2-37(2) 排水基準の基準値（生活環境項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	1Lにつき 160mg（日間平均 120mg）
化学的酸素要求量	1Lにつき 160mg（日間平均 120mg）
浮遊物質	1Lにつき 200mg（日間平均 150mg）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	1Lにつき 5mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	1Lにつき 30mg
フェノール類含有量	1Lにつき 5mg
銅含有量	1Lにつき 3mg
亜鉛含有量	1Lにつき 2mg
溶解性鉄含有量	1Lにつき 10mg
溶解性マンガン含有量	1Lにつき 10mg
クロム含有量	1Lにつき 2mg
大腸菌群数	1cm <sup>3</sup> につき 日間平均 3,000 個
窒素含有量	1Lにつき 120mg（日間平均 60mg）
燐含有量	1Lにつき 16mg（日間平均 8mg）

- 備考 1) 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 備考 2) この表に掲げる排水基準は、一日あたりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 備考 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 備考 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 備考 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 備考 6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 備考 7) 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）

## 24) 水質汚濁防止法に基づく排水基準が定められた区域

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)第3条第3項の規定による排水基準が定められた「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」(昭和49年大阪府条例第8号)により規定された上乗せ排水基準は表4-2-38に示すとおりです。

調査区域は、上乗せ排出基準の適用を受ける地域に該当します。

表4-2-38 上水道水源地域に適用する有害物質に係る上乗せ排水基準

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.003mg	シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.04mg
シアン化合物	シアンにつき検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき1mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき0.006mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.01mg	1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.002mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.05mg	チウラム	1Lにつき0.006mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.01mg	シマジン	1Lにつき0.003mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0.0005mg	チオベンカルブ	1Lにつき0.02mg
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	ベンゼン	1Lにつき0.01mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0.03mg	セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0.01mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.01mg	ほう素及びその化合物	1Lにつきほう素1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0.02mg	ふっ素及びその化合物	1Lにつきふっ素0.8mg
四塩化炭素	1Lにつき0.002mg	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき0.004mg		
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき0.1mg	1,4-ジオキサン	1Lにつき0.05mg

備考1) この表に掲げる上乗せ排水基準は、平成24年5月25日現在の特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)を設置する特定事業場の排水について適用する。

備考2) 「上水道水源地域」とは、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業(同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第四項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域で、次に掲げる地域をいう。

・淀川大堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域

備考3) 「検出されないこと」とは、備考4)の検定方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

備考4) この表のテトラクロロエチレンに係る上乗せ排水基準は、洗濯業の用に供する洗浄施設を設置する特定事業場で、1日あたりの平均的な排水の量が10立方メートル未満のものについては、適用しない。

備考5) この表のほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に係る上乗せ排水基準は、旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。))を利用するものに限る。)に属する特定事業場については、適用しない。

備考6) この表のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る上乗せ排水基準は、し尿浄化槽を設置する特定事業場であって、平成13年7月1日現在の特定施設を平成14年4月1日において設置しているもの(設置の工事を行っているものを含む。)が、し尿浄化槽に係る排水を排出する排出口から排出する水については、適用しない。

出典：水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例(昭和49年3月31日大阪府条例第8号)

**25) 水質汚濁防止法に基づく指定地域**

調査区域は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 2 第 1 項に規定された指定地域に該当します。

**26) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく関係府県の区域**

調査区域は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項に規定された関係府県の区域に該当します。

**27) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区**

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号）第 12 条の 7 に基づく自然海浜保全地区はありません。

**28) 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域**

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項に基づく指定地域はありません。

**29) 排水基準を定める省令別表第 2 の備考 6 に基づく湖沼及び海域**

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）別表第二の備考 6 に基づく湖沼及び海域はありません。

**30) 排水基準を定める省令別表第 2 の備考 7 に基づく湖沼及び海域**

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）別表第二の備考 7 に基づく湖沼及び海域はありません。



### 31) 土壤汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準

「土壤汚染対策法」(平成14年法律第53号)第6条第1項第1号に基づく、区域の指定に係る基準のうち、土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するもの(土壤溶出量)は表4-2-39(1)に、土壤に含まれる特定有害物質の量に関するもの(土壤含有量)は表4-2-39(2)に示すとおりです。

表4-2-39(1) 土壤汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壤溶出量)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること。
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

出典：土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)別表第3

表4-2-39(2) 土壤汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壤含有量)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壤1kgにつきカドミウム150mg以下であること。
六価クロム化合物	土壤1kgにつき六価クロム250mg以下であること。
シアン化合物	土壤1kgに遊離シアン50mg以下であること。
水銀及びその化合物	土壤1kgにつき水銀15mg以下であること。
セレン及びその化合物	土壤1kgにつきセレン150mg以下であること。
鉛及びその化合物	土壤1kgにつき鉛150mg以下であること。
砒素及びその化合物	土壤1kgにつき砒素150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壤1kgにつきふっ素4,000mg以下であること。
ほう素及びその化合物	土壤1kgにつきほう素4,000mg以下であること。

出典：土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)別表第4

### 32) 土壌汚染対策法に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域

調査区域における「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づき土地の形質変更時に届出の必要な形質変更時要届出区域は、表 4-2-40(1)～(4)に示すとおりです。調査区域には、46 箇所あります。

なお、調査区域には、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な要措置区域はありません。

対象道路事業実施区域には、形質変更時要届出区域は「大阪市都島区友渕町 1 丁目 6 番の一部」があります。

表 4-2-40(1) 土壌汚染対策法に基づく指定区域（形質変更時要届出区域）

指定区域の所在地（地番）	指定区域の面積(m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない特定有害物質
大阪市中央区法円坂 1 丁目 6 番 5 の一部	621.3	鉛及びその化合物
大阪市東淀川区東淡路 2 丁目 46 番 1、46 番 2、47 番 1 及び 47 番 2 の各一部	200	四塩化炭素 六価クロム化合物
大阪市鶴見区放出東 1 丁目 83 番 4、83 番 5 及び 711 番 2 の各一部	907.1	鉛及びその化合物
大阪市淀川区野中北 2 丁目 8 番の一部、8 番 2 の一部、9 番の一部、10 番 5 の一部、12 番の一部、13 番の一部、13 番 2 の一部、14 番の一部、14 番 10、15 番 1 の一部、15 番 2 の一部、15 番 3、16 番の一部、16 番 29 の一部、20 番の一部、20 番 6 の一部及び 21 番の一部	3,238.8	ふっ素及びその化合物
大阪市旭区新森 4 丁目 51 番 10 の一部、51 番 11、68 番 2	719.24	1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン 六価クロム化合物 シアン化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
大阪市北区豊崎 3 丁目 17 番 1 の一部	213.8	六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物
大阪市淀川区三津屋中 1 丁目 21 番 7、22 番 2 の一部、22 番 6 の一部及び 23 番 7	389.91	六価クロム化合物 シアン化合物
大阪市淀川区塚本 5 丁目 20 番 38 及び 20 番 39	260.2	六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物
大阪市旭区赤川 2 丁目 1 番 2 の一部	53.7	鉛及びその化合物
大阪市東淀川区東淡路 5 丁目 16 番 1、16 番 3 の各一部	750.30	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
大阪市福島区海老江 3 丁目 24 番 2 の一部	675.41	鉛及びその化合物
大阪市都島区友渕町 1 丁目 6 番の一部	497.4	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
大阪市北区大深町地内（大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業における公共用地「大阪北口広場」内）	10,001.2	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
大阪市都島区都島南通 1 丁目 468 番の一部	170.38	鉛及びその化合物
大阪市西区江戸堀 3 丁目 89 番 2 及び 92 番の各一部	130	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物

表 4-2-40(2) 土壤汚染対策法に基づく指定区域（形質変更時要届出区域）

指定区域の所在地（地番）	指定区域の面積(m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない特定有害物質
大阪市福島区玉川 4 丁目 51 番 14	71.83	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン
大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業における公共用地（道路の一部）（自然由来特例区域）	7,945.7	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
大阪市北区梅田 3 丁目 535 番 2（自然由来特例区域）	8,896.17	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業における公共用地（道路の一部）（自然由来特例区域（一部の人為由来汚染区画を除く））	883.5	テトラクロロエチレン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
大阪市淀川区三国本町 3 丁目 2 番、31 番及び 14 番の各一部	163.0	ふっ素及びその化合物
大阪市旭区赤川 1 丁目 737 番 5 の一部	568.7	鉛及びその化合物
大阪市福島区福島 4 丁目 72 番 9、15 番 3 の各一部	669.02	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
大阪市城東区野江 3 丁目 130 番+129 番 5、220 番 3、229 番、230 番 3、496 番 2、496 番 3、496 番 5、883 番 2 の各一部	159.3	鉛及びその化合物
大阪市此花区西九条 5 丁目 66 番 7	388.79	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
大阪市淀川区十三東 1 丁目 21 番 3 の一部	62.9	砒素及びその化合物
大阪市城東区関目 4 丁目 27 番 5 の一部	100.00	砒素及びその化合物
大阪市東淀川区柴島 1 丁目 777 番 1、777 番 2、778 番 1、832 番 1、832 番 3、里道、東淡路 2 丁目 171 番 2、194 番 1、197 番、198 番、199 番の各一部	4,758.0	鉛及びその化合物
大阪市東淀川区下新庄 2 丁目 443 番、444 番の各一部	1,462.0	鉛及びその化合物
大阪市東淀川区下新庄 2 丁目 443 番、444 番、下新庄 5 丁目 447 番、448 番、456 番、457 番、468 番、469 番、471 番、里道の各一部	973.0	鉛及びその化合物
大阪市東淀川区柴島 1 丁目 128 番 3、174 番 4、175 番 1、234 番 5、254 番 1、254 番 3、272 番 1、272 番 2、272 番 7、778 番 1、1123 番 2、1123 番 3、道の各一部	1,234.0	鉛及びその化合物
大阪市東淀川区東淡路 2 丁目 115 番 4、柴島 1 丁目 110 番 1、115 番 3、柴島 3 丁目 110 番 2、110 番 3、110 番 4、110 番 5、110 番 6、243 番、267 番 4、292 番 2 の各一部	1,595.0	鉛及びその化合物
大阪市北区中之島 6 丁目 7 番 1 の一部	29.89	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物



表 4-2-40(3) 土壤汚染対策法に基づく指定区域（形質変更時要届出区域）

指定区域の所在地（地番）	指定区域の面積(m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない特定有害物質
大阪市北区大深町1番2の一部、1番18の一部、1番20の一部、1番25、1番26、1番27、1番28の一部、1番29の一部、19番7の一部、19番13、中津一丁目1番29の一部、10番7の一部、33番2の一部、122番6の一部、中津5丁目1番4、2番1、豊崎7丁目14番5の一部(自然由来特例区域(一部の人為由来汚染区画を除く))	153,107.35	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
大阪市茶屋町地区土地区画整理事業 街区番号1画地番号③、④、⑤（自然由来特例区域）	4,650.46	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
大阪市北区梅田3丁目125番1、125番2の各一部（自然由来特例区域）	11,842	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
大阪府中央区大手前1丁目14番9、47番7	503.44	水銀及びその化合物
大阪市淀川区十三本町2丁目54番の一部	4,862.5	六価クロム化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
大阪市都島区東野田町4丁目499番の一部	831.83	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
大阪市北区中崎2丁目47番2	370.35	砒素及びその化合物
大阪市福島区鷺洲5丁目12番1、12番5の各一部	1,948.2	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
大阪市北区梅田一丁目9番2、9番4、65番、66番の各一部及び63番、64番 大阪市北区梅田三丁目26番、27番、28番、29番、30番、31番の各一部 大阪市北区角田町27番2、37番、52番、57番、91番の各一部及び37番3、37番4 大阪市北区小松原町25番1の一部 大阪市北区曾根崎二丁目4番8、4番10、10番6、11番18、12番1、16番5、17番2、17番5、17番8、17番10、18番、19番5、20番、21番、22番、23番8、24番3、25番7、53番13、54番、59番1、84番の各一部及び4番9、9番11、13番1、14番、15番1、17番4、55番1、56番、57番、58番、60番、61番6 大阪市北区梅田一丁目 広路5大阪駅前線支線1号線、2号線、4号線の各一部（都市計画道路、地番なし） （自然由来特例区域）	22,497.1	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
大東市氷野2丁目84番2の一部、85番7及び158番3の一部	180.4	ふっ素及びその化合物 鉛及びその化合物

表 4-2-40(4) 土壤汚染対策法に基づく指定区域（形質変更時要届出区域）

指定区域の所在地（地番）	指定区域の面積(m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない特定有害物質
大阪市北区梅田一丁目1番、1番2、1番3、8番1 大阪市北区梅田三丁目26番、27番、28番、30番の各一部 大阪市北区曾根崎二丁目10番6、11番18、12番1、21番、22番、23番8、24番3、25番7の各一部 大阪市北区梅田一丁目 広路5大阪駅前線支線1号線、2号線の各一部（都市計画道路、地番なし）（自然由来特例区域）	12,129.4	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
大阪市福島区海老江三丁目21番3、23番の一部、24番2の一部	2,804.10	六価クロム化合物 鉛及びその化合物
大阪市淀川区新高二丁目32番1、32番4の各一部	200.00	ジクロロメタン
大阪市北区梅田三丁目30番、34番、125番1、125番2の各一部（自然由来特例区域）	6,701.08	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

出典：土壤汚染対策法第6条第1項に基づく要措置区域及び第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域（平成27年5月27日、大阪府ホームページ）

土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定について（平成27年5月27日、大阪市ホームページ）

### 33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域

調査区域における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第15条第17項に基づく廃棄物が地下にある土地の区域指定は、表4-2-41に示すとおりです。調査区域には、13箇所の指定区域があります。

対象道路事業実施区域には、指定区域はありません。

表4-2-41 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域

市名	指定区域の所在地(地番)
大阪市	鶴見区緑地公園1番から7番、9番から17番、19番、21番から28番、30番から33番、35番、36番から38番、40番、41番、42番、43番から47番、49番から55番、57番、60番、61番、63番、65番から67番、69番から74番、77番、79番から83番、85番、88番、89番、91番から95番、97番、98番、100番、101番、103番から107番、109番から111番、112番の一部、113番、114番の一部、115番、116番、118番の一部、119番の一部、122番の一部、123番の一部、124番の一部、159番、161番の一部、164番、165番、167番、169番、170番、171番、174番から178番、180番から187番、190番、193番、195番、196番、198番から209番、211番、215番、216番、218番、219番1、219番2、220番、222番、224番、225番、227番、229番1、230番1、231番1、232番1、233番1、234番1、235番1、236番1、237番1、238番1、240番1、241番1、243番1、245番1、246番1、247番1、248番1、249番1、250番1、251番1、252番1、253番1、505番、507番、508番、510番、512番、514番、517番、519番、520番、522番、525番から527番、529番、531番、532番、535番、536番、538番、539番の一部、541番、542番、568番の一部、570番2、571番の一部、572番1、573番、574番、575番1、575番2、578番、581番、582番1、583番、586番、590番、596番、601番、603番、604番、607番から609番、613番、615番、617番1、618番から620番、622番、623番、631番から634番、636番、638番、645番の一部、647番、648番の一部、649番の一部、650番の一部、655番、656番、657番の一部、660番、662番、664番、669番、671番、673番、674番の一部、667番の一部及び681番の一部
大東市	新田北町110番1から110番9まで、141番1から141番3まで、142番1から142番8及び142番9
	新田境町31番の一部
	新田中町82番1から82番3まで
	新田中町84番
	氷野2丁目384番1 氷野3丁目315番1
門真市	大字上馬伏387番2から387番5まで、388番1から388番7まで、389番、390番1から390番15まで、391番1から391番7まで及び393番1から393番4まで
	島頭2丁目285番1から285番28まで、286番2及び286番3
	島頭2丁目287番4、287番5、287番8から287番32まで、287番34から287番38まで、288番5、288番6並びに島頭3丁目287番1、287番6、287番7、288番1、288番2、459番1及び459番3
	島頭2丁目453番3の一部、453番4の一部、453番5の一部、453番7の一部、453番10の一部、453番17の一部、453番18の一部、453番22の一部、453番23の一部、453番24の一部、453番25の一部、453番26の一部、453番27の一部、454番1から454番3まで及び455番から457番まで
	島頭2丁目496番1から496番3まで、497番1から497番3まで及び498番
東大阪市	楠根1丁目77番

出典：指定区域一覧(平成26年4月、大阪府ホームページ)

指定区域一覧(平成23年10月、大阪市ホームページ)

廃棄物が地下にある土地の指定について(平成24年2月、東大阪市ホームページ)



**34) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策地域**

調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定はありません。

**35) 森林法第 25 条の規定により指定された保健保安林又は風致保安林**

調査区域には、森林法第 25 条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所もしくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林はありません。

**36) 都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画**

調査対象地域では、すべての関係市で「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）が策定されています。

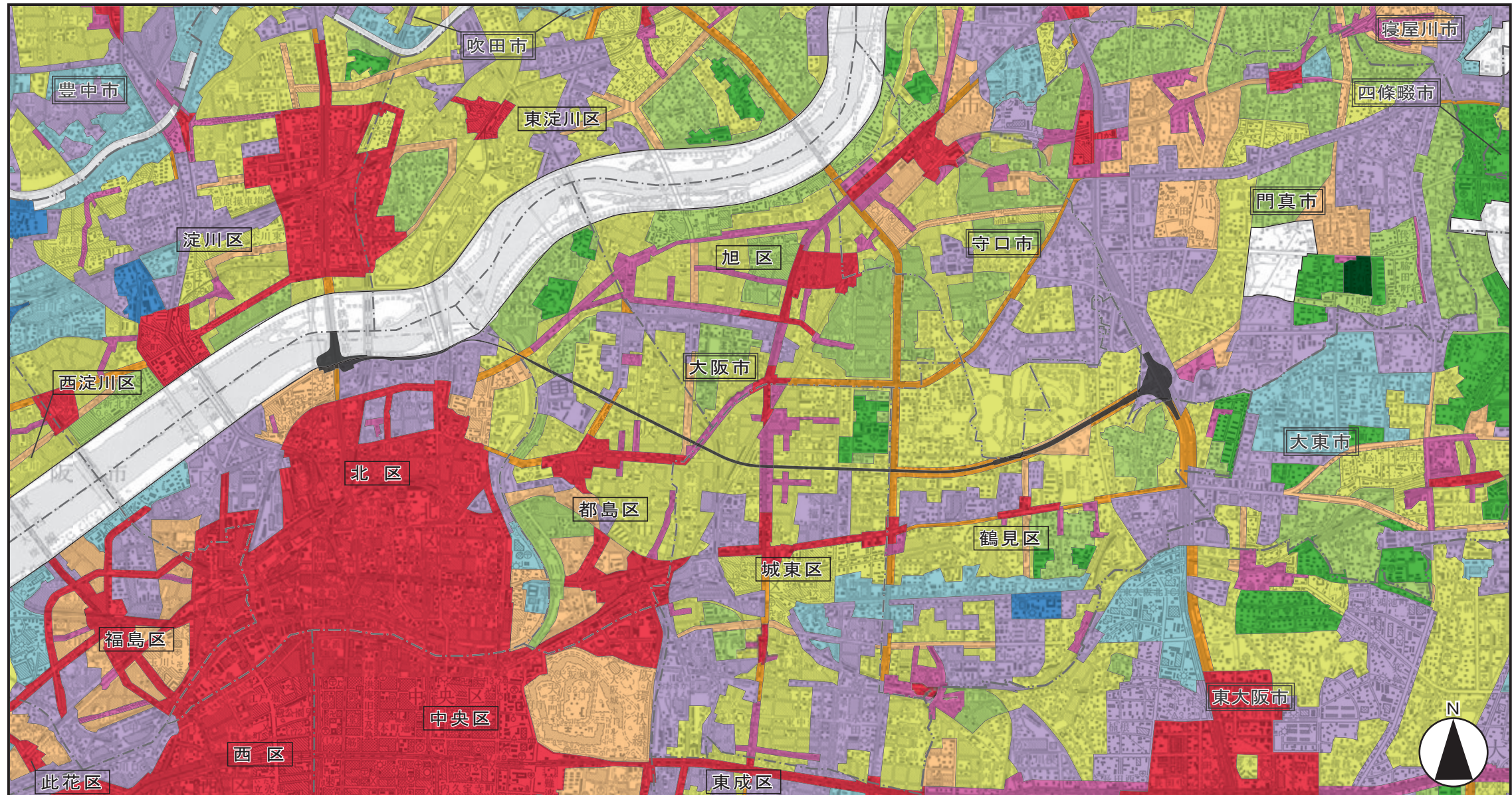
**37) 景観法の規定により定められた景観計画**

調査対象地域では、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた良好な景観の形成に関する計画として、大阪府景観計画（平成 20 年 9 月 29 日策定）、大阪市景観計画（平成 18 年 2 月 17 日策定）、豊中市景観計画（平成 20 年 3 月 31 日策定）、吹田市景観まちづくり計画（平成 21 年 3 月 3 日策定）、寝屋川市景観計画（平成 22 年 8 月 30 日策定）が策定されています。

**38) 都市計画法に基づく用途地域の決定の状況**

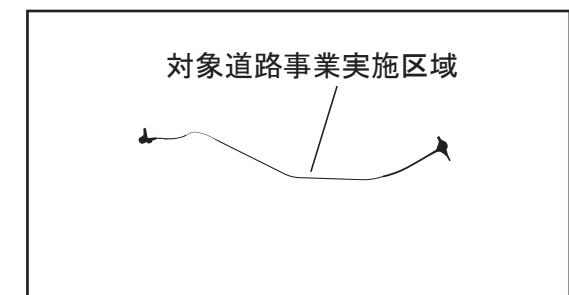
調査区域には「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づく用途地域が定められており、指定状況は、図 4-2-17 に示すとおりです。





凡 例					
記号	名称	記号	名称	記号	名称
	第一種低層住居専用地域		第一種住居地域		商業地域
	第二種低層住居専用地域		第二種住居地域		準工業地域
	第一種中高層住居専用地域		準住居地域		工業地域
	第二種中高層住居専用地域		近隣商業地域		工業専用地域
					市街化調整区域

出典：大阪都市計画図（平成26年12月、大阪市）  
 北部大阪都市計画図（豊中市）（平成26年4月、豊中市ホームページ）  
 北部大阪都市計画図（吹田市）（平成25年8月、吹田市）  
 寝屋川市都市計画図（平成26年1月、寝屋川市）  
 守口市都市計画図（平成26年4月、守口市ホームページ）  
 東部大阪都市計画総括図（門真市）（平成26年4月、門真市）  
 東部大阪都市計画総括図（大東市）（平成23年3月、大東市）  
 東部大阪都市計画（東大阪市）都市計画図（平成26年8月、東大阪市）  
 東部大阪都市計画総括図（四條畷市）（平成26年4月、四條畷市ホームページ）



図名 図4-2-17 用途地域図



### 39) その他の環境の保全を目的とする法令等に規定する区域等の状況

#### (1) 環境基本条例の策定状況

調査対象地域における、環境基本条例の策定状況は、表 4-2-42 に示すとおりです。

また、大阪府では大阪府環境基本条例の理念に基づき、生活環境の保全等に関して大阪府の施策や公害の防止のための規制等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号）を策定しています。

表 4-2-42 環境基本条例策定状況

名称	法令番号
大阪府環境基本条例	平成 6 年 3 月 23 日大阪府条例第 5 号
大阪市環境基本条例	平成 7 年 3 月 16 日大阪市条例第 24 号
豊中市環境基本条例	平成 7 年 10 月 11 日豊中市条例第 29 号
吹田市環境基本条例	平成 9 年 3 月 31 日吹田市条例第 5 号
守口市の環境をまもる基本条例	昭和 52 年 3 月 25 日守口市条例第 19 号
寝屋川市環境保全基本条例	昭和 61 年 3 月 28 日寝屋川市条例第 15 号
大東市環境基本条例	平成 18 年 3 月 30 日大東市条例第 5 号
門真市生活環境基本条例	昭和 48 年 6 月 26 日門真市条例第 20 号
東大阪市環境基本条例	平成 13 年 3 月 31 日東大阪市条例第 8 号
四條畷市環境基本条例	平成 18 年 6 月 27 日四條畷市条例第 26 号

#### (2) 環境基本計画の策定状況

調査対象地域では、大阪府、大阪市、豊中市、吹田市、寝屋川市、大東市、東大阪市、四條畷市の 1 府 7 市で環境基本計画が策定されています。

#### ① 大阪 21 世紀の新環境総合計画

大阪府においては、「大阪府環境基本条例」（平成 6 年大阪府条例第 5 号）に基づく「大阪 21 世紀の新環境総合計画～府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市～」(平成 23 年 3 月、大阪府)を策定しています。

この計画は、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、大阪府の 2025 年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示すものです。

○計画期間：2020（平成 32）年度までの 10 年間とし、環境の状況の変化、科学的知見の蓄積、さらには地方自治体が果たすべき役割の変化等の社会的な動向に柔軟に対応するため、中間段階での計画の点検及び見直しを行います。

○計画の概要：

持続可能な経済社会システムを目指して、府民の参加・行動のもと、下記の分野の施策を講じることにより、魅力と活力のある快適な地域づくりを目指します。施策の展開にあたっては、各分野の施策が他の分野にも好影響を与えることにより、好循環が創出されるよう取り組むとともに、あらゆる分野に環境の視点を組み込み、地域主権、広域連携を推進します。



- ・低炭素・省エネルギー社会の構築
- ・資源循環型社会の構築
- ・全てのいのちが共生する社会の構築
- ・健康で安心して暮らせる社会の構築

○目指すべき将来像：

府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市

## ② 大阪市環境基本計画

大阪市では、「大阪市環境基本条例」（平成7年大阪市条例第24号）の理念である「現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を確保すること」を実現するため、同条例第8条に基づき「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として、平成23年3月に「大阪市環境基本計画」を策定しています。

○計画期間：2011（平成23）年度から2020（平成32）年度までの10年間

○計画の概要：

「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」の3つを今後の環境政策の柱としています。そして「全ての主体の参加と協働」のもとで、周辺都市との広域連携や環境・エネルギー産業の振興などを図りながら施策を進めることで、持続可能な大都市のモデルとなる「環境先進都市大阪」の実現をめざしています。

## ③ 第2次豊中市環境基本計画

豊中市では、「豊中市環境基本条例」（平成7年豊中市条例第29号）に掲げる持続発展可能な社会を実現するため、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項を定めるとともに、行政はもとより市民や事業者の環境面に関わる指針として、平成23年2月に「第2次豊中市環境基本計画」を策定しました。

○計画期間：「第3次豊中市総合計画後期基本計画」と同じ平成32年度（2020年度）としますが、「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジャー70プラン）」で平成62年度（2050年度）を目標としていることから、平成62年度（2050年度）までをも展望します。

○私たちの目標：

『環境リーディングシティ豊中 ～未来を見すえ 地域力で創ろう～』

○環境目標：

- 目標① よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む。
- 目標② 1人あたり温室効果ガス排出量を平成2年度（1990年度）比20%削減し、低炭素社会をめざす。
- 目標③ 3R行動の推進により、ごみの量を平成21年度（2009年度）比20%削減し、循環型社会をめざす。
- 目標④ みどり率27%で豊中らしいまちなみはぐくまれたまちをめざす。
- 目標⑤ 環境基準達成状況100%で快適な都市環境をめざす。

#### ④ 吹田市第 2 次環境基本計画

吹田市では、「吹田市環境基本条例」(平成 9 年吹田市条例第 5 号)に基づき策定された「吹田市環境基本計画」(平成 10 年 8 月)の成果を引き継ぎながら、今日直面する環境問題に的確に対応していくために、計画の中間見直しを行い、「吹田市第 2 次環境基本計画 改訂版」を平成 26 年 3 月に策定しました。

○計画期間：平成 26 年度(2014 年度)から平成 31 年度(2019 年度)までの 6 年間

○目標：

- 1 限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換
- 2 資源を大切にす社会システムの形成
- 3 健康で快適なくらしを支える環境の保全
- 4 みどりを保全・創出・活用し、市民に親しまれるまちの形成
- 5 快適な都市環境の創造

#### ⑤ 寝屋川市環境基本計画(改定版)

寝屋川市では、「水とみどりが奏でる、やさしさと循環のあるまち・ねやがわしーメダカやホタルが生きるまちー」を環境像と定め、私たちが享受している環境の恵沢を次代を担う子どもたちにも渡していけるよう、全ての市民・事業者の参加と協働によって日常生活や事業活動等を環境への負荷の少ないものに変革させていくことを目指し、平成 23 年 3 月に「寝屋川市環境基本計画(改定版)」を策定しました。

○計画期間：環境づくりの目標は平成 37 年度(2025 年度)まで、基本施策は平成 32 年度(2020 年度)までとします。

○基本目標：

- (1)四季を感じ、楽しみ、学ぶ空間づくりに取り組むまち
- (2)公害のない安全な環境づくりを進めるまち
- (3)うるおいのある生活空間を再構築するまち
- (4)循環型社会実現に向けた仕組みづくりをするまち
- (5)みんなが地球にやさしい行動を実践するまち

#### ⑥ 大東市環境基本計画

大東市では、「大東市環境基本条例」(平成 18 年大東市条例第 5 号)に基づき、「第 4 次大東市総合計画」(平成 23 年 3 月改訂)に掲げる”人と環境にやさしいまちづくり、暮らしづくり”の実現をめざし、総合的・計画的に取り組むため、平成 18 年 7 月に「大東市環境基本計画」を策定しました。

○計画期間：平成 18(2006)年度を初年度とし、平成 27(2015)年度を目標とする 10 年計画です。ただし、社会経済情勢の変化や環境関連の法律の制定などにより、平成 23(2011)年度を目途に環境問題に関する目標や役割などを見直す必要が生じた場合は、見直しを行います。

○基本理念～めざすべき環境像～：

快適でうるおいのある豊かな環境を

創り、守り、育て、伝えていく まち だいとう

○基本目標

- (1) みんなで創る『だいたうの環境』
- (2) エコで未来につなぐ『だいたうの環境』
- (3) 人と自然と地球との“わ”となる『だいたうの環境』
- (4) “地域力”が支える『だいたうの環境』

⑦ 東大阪市第2次環境基本計画

東大阪市では、「東大阪市環境基本条例」(平成13年東大阪市条例第8条)の規定に基づき、また、「東大阪市第2次総合計画」(平成15年2月、東大阪市)に示す将来都市像の実現に向けた、市の環境行政の基本事項を定めるものとして、平成23年3月に「東大阪市第2次環境基本計画」を策定しました。

- 計画期間：平成23年(2011年)度から平成32年(2020年)度までの10年間とします。  
ただし、長期的な目標(将来像)も必要であり、平成62年(2050年)度を見据えた計画にします。

○環境の都市イメージ：

みんなで引き継ぐ 豊かな環境創造都市・東大阪  
～住み、育み、憩い、節し、守る～

○基本目標

- 1 健康で安心して暮らせるまちづくり【生活環境の保全】
- 2 身近に自然とふれあえるまちづくり【自然との共生】
- 3 魅力のある安全で快適なまちづくり【快適な都市環境の創造】
- 4 環境負荷の少ないまちづくり【循環型社会の構築】
- 5 地球環境に配慮したまちづくり【地球環境保全への貢献】

⑧ 四條畷市環境基本計画

四條畷市では、「第5次四條畷市総合計画」(平成18年3月、四條畷市)の基本構想に掲げるまちづくりの分野である「人と自然が共生するまちづくり」を実現するため、環境関連の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針として、平成19年6月に「四條畷市環境基本計画」を策定するとともに、平成24年3月に計画の見直しを行い、「四條畷市環境基本計画(後期計画)」として策定しました。

- 計画期間：平成19年度(2007年度)を初年度として平成28年度(2016年度)を目標年次とする10年間とします。ただし、中間年の平成23年度(2011年度)に見直しを行い、平成24年度(2012年度)からの5年間を後期計画として新たな取り組みを進めていきます。

○まちの環境像：

人と自然にやさしい環境都市 四條畷

○長期目標

1. ひと：環境をよくするため全てのひとの参加と協働を目指します。
2. まち：自然と共生し、快適で潤いのあるまちを目指します。
3. 暮らし：環境への負荷の少ない生活をし、地球にやさしい暮らしを目指します。



### (3) 自然環境保全条例

「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく「大阪府自然環境保全条例」（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）により、「みどりの大阪推進計画」（平成 21 年 12 月、大阪府）を策定しています。本計画では府を 5 地域に区分して地域別のみどりの将来像を定めており、調査区域は、このうち「大阪市地域」、「北大阪地域」、「東大阪地域」に該当します。

### (4) 景観関連の条例

大阪府では、平成 10 年 10 月に「大阪府景観条例」を制定し、その後、平成 17 年 6 月の景観法（平成 16 年法律第 110 号）の全面施行を受け、「大阪府景観条例」（平成 20 年 3 月 28 日交付・同年 10 月 1 日施行）、「大阪府景観形成基本方針」（平成 20 年 4 月 1 日施行）、「大阪府公共事業景観形成指針」（平成 20 年 10 月 1 日施行）を改正し、法に基づく景観計画の策定の方針や位置づけ、法の施行に関し必要な事項を定め整備しました。

平成 20 年 9 月 29 日には景観法に基づく「大阪府景観計画」を定め、景観行政団体となった市町や市独自の景観条例を施行している区域以外において、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域を景観計画区域に指定し、大規模建築物の建築行為等を行う際に、届出を義務付け、規制誘導を行っています。調査区域内には、「大阪中央環状線等沿道区域」、「第二京阪道路沿道区域」、「淀川等沿岸区域」、「京街道」が指定されており、その位置は図 4-2-18 に示すとおりです。

また、「大阪市都市景観条例」（平成 10 年大阪市条例第 50 号）、「豊中市地区まちづくり条例」（平成 4 年豊中市条例第 25 号）、「吹田市景観まちづくり条例」（平成 20 年吹田市条例第 24 号）、「寝屋川市美しいまちづくり条例」（平成 17 年寝屋川市条例第 7 号）、「門真市美しいまちづくり条例」（平成 13 年門真市条例第 8 号）、「東大阪市景観条例」（平成 26 年東大阪市条例第 3 号）が制定されています。

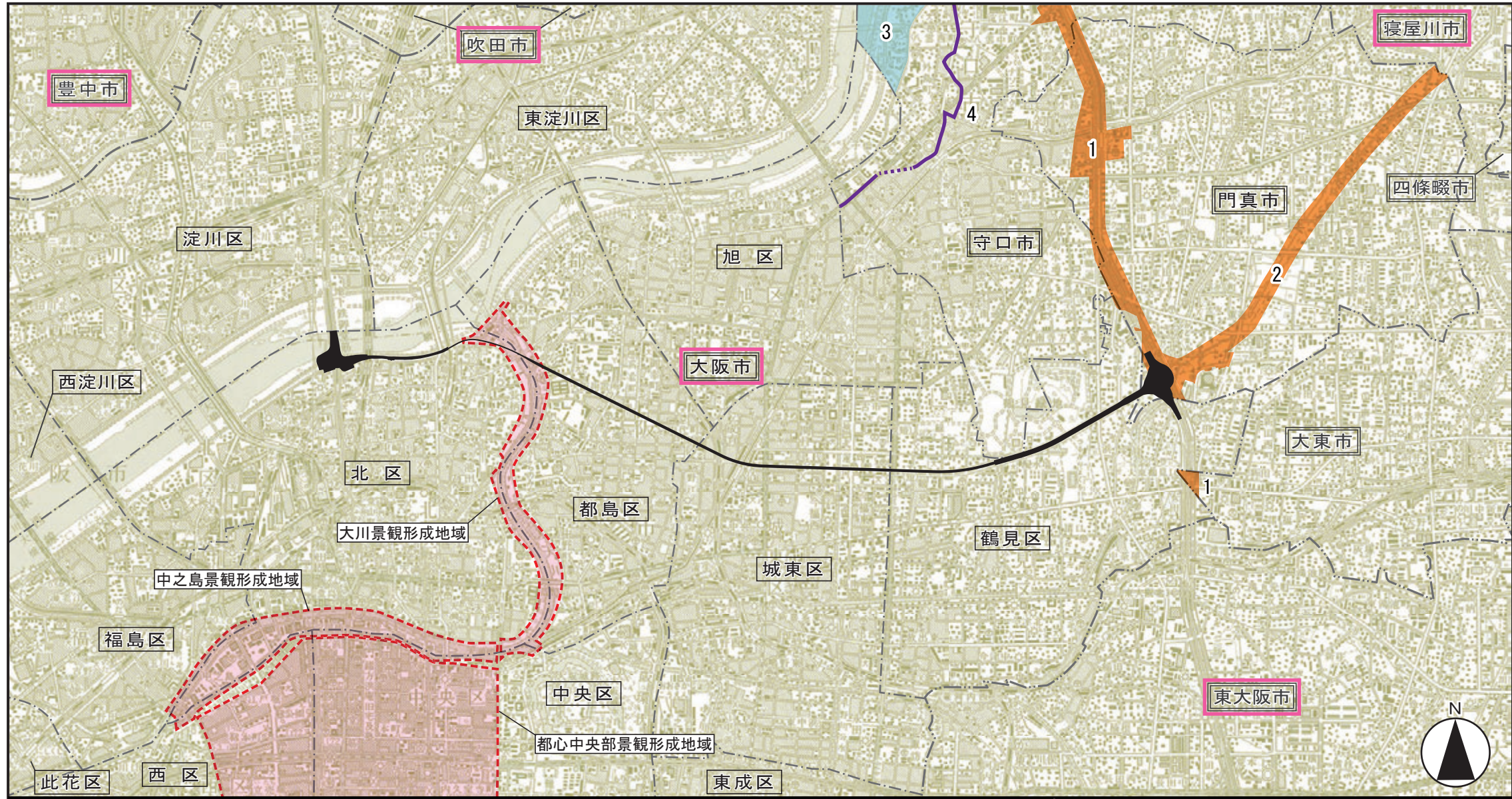
大阪市では、「大阪市都市景観条例」第 5 条に基づき大阪市景観形成推進計画（平成 19 年 3 月）が策定され、第 6 条により規定された 4 つの景観形成地域があります。調査区域内における景観形成地域の指定状況は表 4-2-43 に、位置は図 4-2-18 に示すとおりです。

表 4-2-43 大阪市の景観形成地域の指定状況

名称	指定年月日	敷地	基本的な方針
大川景観形成地域	平成 13 年 6 月 29 日	約 85ha	「水辺の魅力」を高める 「川沿いのまちなみ」の形成
中之島景観形成地域	平成 13 年 6 月 29 日	約 104ha	「水辺を生かしたまちなみ」の形成 「まちの魅力」を高める
都市中心部景観形成地域	平成 12 年 6 月 30 日	約 480ha	「大通り」のまちなみ形成 「地区道路」のまちなみ形成

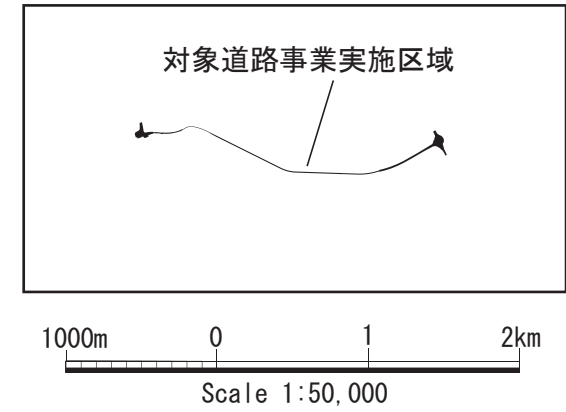
出典：景観形成地域（平成26年4月、大阪市ホームページ）





凡 例			
記号	番号	名 称	備 考
■	1	大阪中央環状線等沿道区域	景観計画区域（道路軸）
	2	第二京阪道路沿道区域	
■	3	淀川等沿岸区域	景観計画区域（河川軸）
■	4	京街道	景観計画区域（歴史軸）
■		大阪市の景観形成地域	
■		市名称	景観行政団体

出典：大阪府景観計画（平成26年4月、大阪府ホームページ）  
 景観形成地域（平成26年4月、大阪市ホームページ）



図名 図4-2-18 大阪府景観計画に基づく景観計画区域及び大阪市都市景観条例に基づく景観形成地域



(5) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制に関する規定

調査区域において「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年大阪府条例第6号)第40条の15に基づき、対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者は、車種規制適合車等を使用しなければなりません。

(6) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音及び振動の規制地域

調査区域における、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年大阪府条例第6号)第83条第2項の規則で定める地域は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年大阪府規則第81号)第53条第1号の「騒音規制法」第3条第1項及び振動規制法第3条第1項の規定に基づき知事(府の区域内に存する市の区域にあつては、それぞれ当該市の長)が指定する区域のほか、第53条第2号の規定により定められた規制地域があります。「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づく地域の指定」(平成6年大阪府告示第1665号)を表4-2-44に示します。

表 4-2-44 騒音及び振動規制地域

項目	規制地域
工場又は事業場において発生する騒音又は振動及び特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動規制地域	都市計画法第2章の規定により定められた工業専用地域の一部：大阪市の区域（淀川区のうち加島1丁目から加島3丁目まで、三津屋北2丁目、三津屋北3丁目、田川3丁目、田川北1丁目、田川北1丁目、十三本町2丁目、十三元今里3丁目及び野中南2丁目の工業専用地域）（鶴見区のうち今津北3丁目及び今里北4丁目の工業専用地域）
	特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動にあつては、上記の地域のほか、騒音規制法第3条第1項及び振動規制法第3条第1項の規定により指定される地域の境界から300m以内の地先及び水面を含む。

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づく地域の指定（平成6年10月31日大阪府告示第1665号）



(7) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく管理区域（要措置管理区域・要届出管理区域）

調査区域における、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年大阪府条例第6号）第81条の12第1項（土壌関連）に基づく要届出管理区域を表4-2-45に示します。なお、第81条の8第1項に基づく要措置管理区域はありません。

対象道路事業実施区域には、門真市三ツ島及び葎島の一部の指定区域があります。

表 4-2-45 要届出管理区域

管理区域の所在地	面積(m <sup>2</sup> )	基準に適合しない管理有害物質の名称
大阪市福島区海老江8丁目47番7	7672.66	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 PCB
門真市三ツ島1895番1、1896番13、1896番14及び葎島585番5の各一部	275	ふっ素及びその化合物 鉛及びその化合物

出典：要届出管理区域（平成26年10月、大阪府ホームページ）

大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌関連）に基づく管理区域（平成26年3月、大阪市ホームページ）

## 2.8 その他の事項

### 1) 公害の苦情受理件数

調査対象地域における公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭・その他）の平成24年度の苦情受理件数を表4-2-46に示します。

調査対象地域では、いずれも大気汚染・騒音に関する苦情が多くなっています。

表4-2-46 苦情受理の状況（平成24年度）

市区名	苦情受理件数	主な苦情				
		最も多い内容	件数	2番目に多い内容	件数	
大阪市	都島区	39	騒音	22	大気汚染	8
	福島区	53	騒音	29	大気汚染	13
	此花区	46	騒音	28	悪臭	9
	西区	102	騒音	66	大気汚染、悪臭	各14
	西淀川区	59	騒音	23	大気汚染	15
	東淀川区	55	騒音	34	大気汚染	11
	東成区	48	騒音	20	大気汚染	13
	旭区	35	騒音	15	大気汚染	11
	城東区	58	騒音	27	大気汚染	14
	淀川区	129	騒音	57	大気汚染	30
	鶴見区	46	騒音	25	悪臭	10
	北区	105	騒音	66	大気汚染	19
	中央区	116	騒音	75	大気汚染	24
豊中市	120	騒音	63	大気汚染	40	
吹田市	137	騒音	73	悪臭	27	
守口市	16	騒音	11	大気汚染、悪臭	各2	
寝屋川市	153	大気汚染、騒音	各52	水質汚濁	23	
大東市	83	騒音	39	大気汚染	18	
門真市	10	騒音	5	水質汚濁	3	
東大阪市	315	騒音	135	大気汚染	84	
四條畷市	22	騒音	10	大気汚染	8	

出典：大阪市環境白書（平成25年度版）（平成26年2月、大阪市環境局環境施策部環境施策課）  
 豊中市の環境保全 平成25年度版（平成26年1月、豊中市環境部環境政策室）  
 すいたの環境 平成25年版（平成26年3月、吹田市環境部環境政策室）  
 平成25年版守口市統計書（平成26年3月、守口市）  
 寝屋川市統計書2013年版（平成26年3月、寝屋川市）  
 平成25年度版だいたいの環境（平成26年3月、大東市市民生活部環境課）  
 門真市統計書平成25年版（平成26年4月、門真市）  
 平成25年版ひがしおおさかの環境（平成26年3月、東大阪市）  
 四條畷市統計書平成25年版（平成26年6月、四條畷市）

## 2) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物（以下、「建設副産物」といいます。）のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源（建設発生土等）や、廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものです。

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に従い適正処理を行うこととされています。原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）及び「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年 5 月 30 日改正、国土交通省）等に従い、再生資源のリサイクル等を行うことが規定されています。

国土交通省においては、「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月、国土交通省）を策定し、表 4-2-47 に示す目標値を定めています。

表 4-2-47 建設リサイクル推進計画の目標

対象品目		平成 24 年度（実績）	平成 30 年度 目標
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.5 %	99 % 以上
		99.3 %	99 % 以上
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	94.4 %	95 % 以上
		85.0 %	90 % 以上
建設混合廃棄物	排出率	3.9 %	3.5 % 以下
	再資源化・縮減率	58.2 %	60 % 以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.0 %	96 % 以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	-	80 % 以上

備考) ※目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

・建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合



さらに、大阪府においては、「大阪府建設リサイクル推進計画 2011」（平成 23 年 3 月、大阪府）を策定し、表 4-2-48 に示すリサイクル率の目標値を定めています。

表 4-2-48 大阪府建設リサイクル推進計画 2011 の目標

対象品目		平成 17 年度 (実績)	平成 20 年度 (実績)	平成 27 年度 目標
a) アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	100%	100%	概ね 100%
b) コンクリート塊		100%	100%	概ね 100%
c) 建設発生木材		98.9%	96.4%	98%
d) 建設発生木材	再資源化・ 縮減率	99.3%	99.8%	99%
e) 建設汚泥		47.7%	100%	95%
f) 建設混合廃棄物	排出量	2.0 万 t	3000t	H17 比 -40% 1.2 万 t
g) 建設廃棄物全体	再資源化・ 縮減率	86.1%	96.6%	95%
h) 建設発生土	有効利用率	59.1%	80.0%	90%

備考) 目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊；(再使用量+再生利用量) / 排出量
- ・建設発生木材；(再使用量+再生利用量+熱回収量) / 排出量

<再資源化・縮減率>

- ・建設発生木材；(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量) / 排出量
- ・建設汚泥；(再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量) / 排出量

<有効利用率>

- ・建設発生土；(土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量) / 土砂利用量  
ただし、利用量には現場内利用を含む

廃棄物に関する条例としては、「大阪府循環型社会形成推進条例」（平成 15 年大阪府条例第 6 号）、「建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」（平成 26 年 4 月改正、大阪府）等が定められています。

### 3) 廃棄物等の処理施設等の立地状況

調査区域には産業廃棄物に係る中間処理の許可施設が 26 箇所（内 6 箇所は特別管理産業廃棄物を対象としたもの）あり、その一覧は表 4-2-49(1)～(3)に、位置は図 4-2-19 に示すとおりです。

表 4-2-49(1) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法
A1	西部サービス株式会社	大阪市淀川区田川北 3-4-46	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破碎・切断
				選別
			廃プラスチック類、紙くず、木くず	減容固化
A2	株式会社大阪環境	大阪市鶴見区焼野 3-3-7	汚泥（有機性汚泥に限る）	脱水
			廃油（廃食用油に限る）	油水分離
A3	株式会社ダイカン	大阪市鶴見区焼野 3-2-79	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	焼却
			廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	選別
				破碎・切断
A4	日本エコロジー株式会社	大阪市鶴見区茨田大宮 3-1-7	廃油	油水分離
			廃酸、廃アルカリ	中和
A5	堀川化成株式会社	大阪市鶴見区横堤 4-9-34	廃油（廃溶剤に限る）	蒸留
A6	北川ヒューテック株式会社	門真市深田町 1222-2 他	ガラスくず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
A7	美馬建設株式会社	門真市島頭 3-565-1、8	紙くず、木くず、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を除く）	焼却
			廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
			ガラスくず（廃石膏ボードに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
			がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
			木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
A8	古川化成株式会社	門真市東田町 724-1 他	廃油（石綿含有産業廃棄物を除く）	蒸留
A9	エスク三ツ川株式会社	大東市御領 4-10-4 他	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）	選別破碎
			紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
			廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を除く）	減容固化
A10	大林道路株式会社	門真市四宮 2-3 他	ガラスくず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎

表 4-2-49 (2) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法
A11	株式会社山岡商店	門真市四宮 1-25	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
A12	大阪故鉄株式会社	大東市諸福 7-464-3 他	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず（廃プラスチック類、紙くず、木くず及びガラスくずは金属くずに付着しているものに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	圧縮・切断
			廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず（廃プラスチック類、紙くず、木くず及びガラスくずは金属くずに付着しているものに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	圧縮
A13	協和道路株式会社	門真市東田町 694 他	ガラスくず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
A14	松園建設株式会社	門真市四宮 6-271	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
			がれき類（上記 7 品目の産業廃棄物に混入して処分することが必要であるものに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
A15	植田油脂株式会社	大東市新田北町 84	廃油（廃食用油、動物性油脂に限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	油水分離
A16	栄興業株式会社	大東市曙町 102 他	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず（廃プラスチック類及びガラスくずは再生利用を目的とした金属くずに付着しているものに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	圧縮・切断
			廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず（廃プラスチック類及びガラスくずは再生利用を目的とした金属くずに付着しているものに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	圧縮
A17	アルテックス株式会社	守口市大枝西町 75	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず（廃プラスチック類、紙くず、木くず及びガラスくずは再生利用を目的とした金属くずに付着しているものに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	圧縮・切断
A18	北本興産有限会社	大東市新田境町 3-2	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
A19	加地商事株式会社	門真市大字三ツ島 693-19	廃油（タールピッチ類を除く。）（石綿含有産業廃棄物を除く。）	蒸留
			廃油（タールピッチ類を除く。）（石綿含有産業廃棄物を除く。）	油水分離
A20	大阪紙業株式会社	門真市四宮 6-4, 5	廃プラスチック類（発泡プラスチックに限る。）（石綿含有産業廃棄物を除く）	減容固化
			廃プラスチック類（発泡プラスチック類を除き、再生利用できるものに限る。）	破碎

出典：大阪市（特別管理）産業廃棄物処理業者名簿（平成26年9月、大阪市ホームページ）

大阪府産業廃棄物処理業者名簿（平成26年1月1日現在、大阪府ホームページ）



表 4-2-49(3) 特別管理産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法
B1	株式会社近畿化研	大阪市鶴見区焼野 3-2-25	廃油（廃溶剤に限る）	蒸留
B2	株式会社ダイカン	大阪市鶴見区焼野 3-2-79	汚泥（有機塩素系，ベンゼン）、廃油（引火性，有機塩素系，ベンゼン）、廃酸（pH）、廃アルカリ（pH）	焼却
B3	日本エコロジー株式会社	大阪市鶴見区茨田大宮 3-1-7	汚泥、廃酸、廃アルカリ （以上 Hg, Cd, Pb, Cr6+, As, Se）	無害化
			廃酸（pH）、廃アルカリ（pH）	中和
B4	堀川化成株式会社	大阪市鶴見区横堤 4-9-34	廃油（引火性，有機塩素系）	蒸留
B5	古川化成株式会社	門真市東田町724-1 他	廃油（引火性のもの及び特定有害産業廃棄物である有機塩素系溶剤に限る）	蒸留
B6	加地商事株式会社	門真市大字三ツ島 693-19	廃油（特定有害産業廃棄物である有機塩素系溶剤に限る）	蒸留

出典：大阪市(特別管理)産業廃棄物処理業者名簿（平成26年9月、大阪市ホームページ）  
 大阪府産業廃棄物処理業者名簿(平成26年1月1日現在、大阪府ホームページ)







#### 4) 廃棄物等の再利用・処理技術の現況

建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れは図 4-2-20 に、リサイクル等事例は表 4-2-50(1)～(3)に示すとおりです。

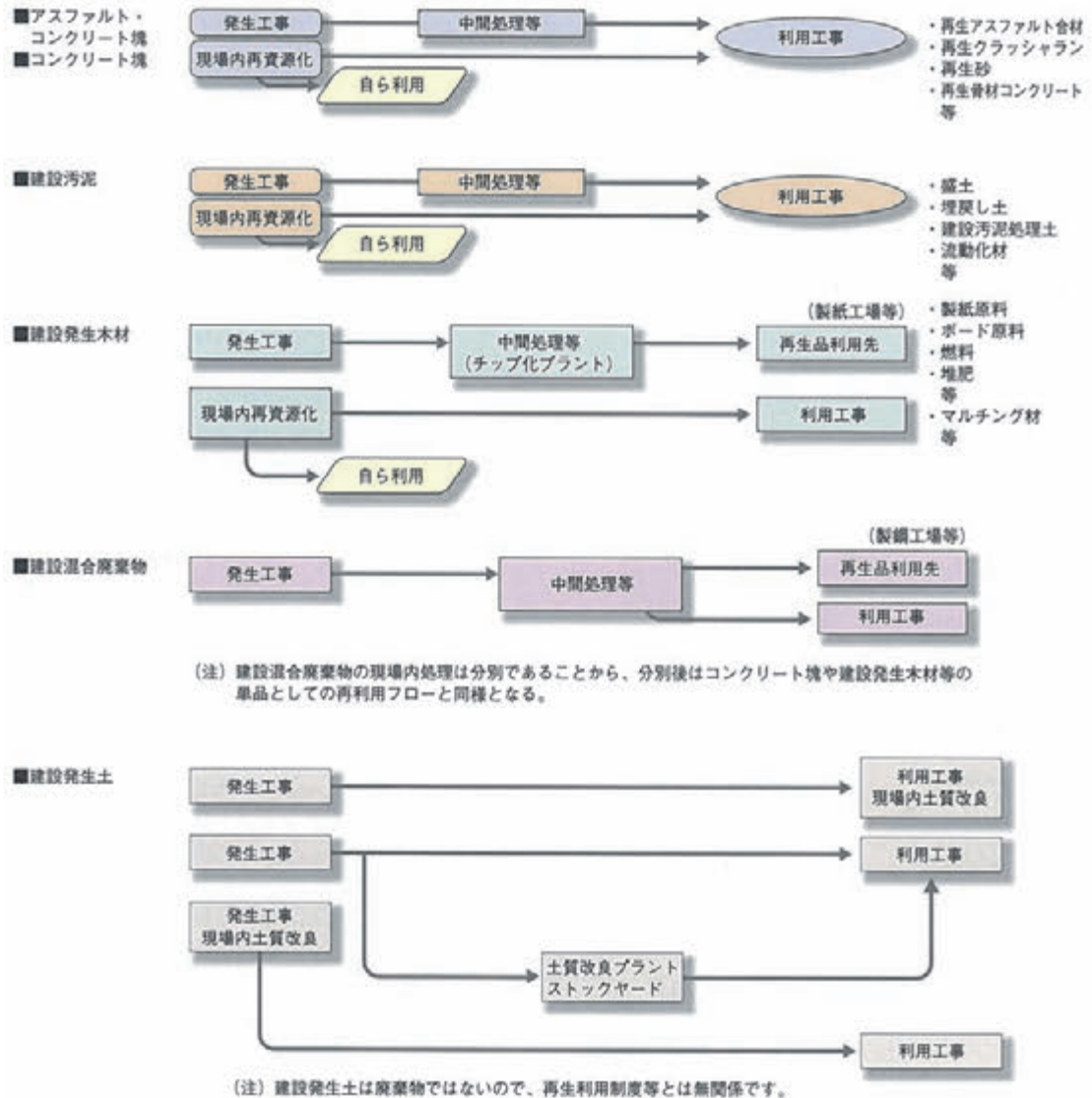


図 4-2-20 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ

出典：よくわかる建設リサイクル 2014-15（平成26年11月、建設副産物リサイクル広報推進会議）



表 4-2-50(1) リサイクル等事例

建設副産物等	リサイクル事例	
1. アスファルト・コンクリート塊とコンクリート塊	1)	場所打ち杭で発生したコンクリートを場内再利用
	2)	消費電力の低減、A s 塊・C o 塊の現場内再利用、リサイクル材の活用
	3)	建築物解体により生じたC o 塊を再生C o 骨材として再生利用
	4)	V E方式の試行工事で建設リサイクルの取組みと実施を提案
	5)	解体時に発生するコンクリート塊から再び骨材を取出し、新設の建材として再生利用
	6)	コンクリート塊を盛土材として有効利用
	7)	アスファルト・コンクリート塊を現場内にて路盤として有効利用
	8)	アスファルト・コンクリート塊を現場内にて表層工に再利用
	9)	老朽化した栈橋上部コンクリートを漁礁として有効利用
	10)	建設副産物及び建設発生土の有効利用に関する研究
	11)	ケーソン中詰材としてのコンクリート塊の利用
2. 建設発生木材等	1)	都市部で発生する建設廃材等の木くずを利用した熱と電気へのリサイクル利用
	2)	現地発生木材及びリサイクル材料を使用したウッドチップ舗装工法の施工・普及
	3)	現地発生土の有効利用への取組み
	4)	工事に伴い伐採した竹を法面保護工の緑化基盤材として初めて 100%再利用
	5)	V E方式の試行工事で建設リサイクルの取組みと実施を提案
	6)	伐採木の枝葉・根株等をチップ化し現地の法面緑化材としてリサイクル
	7)	現場で刈った雑草を置換し敷地内に堆肥として有効利用
	8)	高含水比粘性土と伐木・抜根材、他産業からの副産物のリサイクル
	9)	地域資源を活用したリサイクル緑化システム
	10)	伐採材を粉砕して緑化材として再利用
	11)	チップ化した伐採木と現地発生土を混合し法面緑化資材として有効利用
	12)	建設発生木材をチップ化し、園内舗装材等に有効利用
	13)	間伐材を木工沈床として再利用
	14)	抜開・徐根材をチップ化し法面の侵食防止剤や植栽の堆肥材として有効利用
	15)	建設発生木材を再生木質ボード型枠として活用
	16)	解体発生木材を新築構造物に再利用
	17)	伐採材をチップ化、緑化基盤材として活用
	18)	建設廃木材、間伐材を資源化
	19)	伐採材をチップ化・堆肥化して法面吹付資材として活用
	20)	剪定枝をチップ化し、公園内のマルチング材として利用
	21)	立木（建設発生木材）をチップ化し、パルプ材・緑化基盤材として有効活用

表 4-2-50(2) リサイクル等事例

建設副産物等	リサイクル事例
3. 建設汚泥	1) 現場作業ヤードで建設汚泥を良質土に分級し再利用
	2) シールド工事で発生した建設汚泥を当該工事現場・他工事現場でリサイクル
	3) 汚水処理場の造成工事で大量に発生する建設発生土・建設汚泥をリサイクル
	4) 泥水シールド工法から発生した建設汚泥を再生利用認定制度を活用して工事間利用
	5) 泥土圧式シールド工法により発生した建設汚泥の有効利用
	6) 泥土固化壁掘削工事の汚泥を自ら利用
	7) 発生した建設汚泥の再生利用
	8) 掘削外径の縮小による発生土量の抑制
	9) 建設汚泥を盛土材として有効利用
	10) 建設汚泥を現場内埋戻し土に有効利用
	11) 建設汚泥を再生材として利用
	12) 建設汚泥をセメント材料として利用
	13) 脱水ケーキを粉砕し育成基盤材に混ぜ、厚層基盤材として利用
	14) 入札時 VE 提案（建設汚泥発生量の低減）
4. 建設発生土他	1) 貯水池内の表面遮水工に現地発生掘削ズリを有効活用
	2) 護岸災害復旧工事に堆積した土砂を 100%活用
	3) 汚水処理場の造成工事で大量に発生する建設発生土・建設汚泥をリサイクル
	4) ヘドロを盛土材料として再利用
	5) 現地発生土の有効活用
	6) 建設発生土を有効利用
	7) 富士山大沢崩れ堆積土砂を盛土材に利用
	8) 建設発生土を「建設発生土情報交換システム」を活用して有効活用
	9) 航路浚渫砂を三河湾環境改善に活用
5. スラグ等の他産業の副産物	1) フライアッシュ混合コンクリートを標準使用とした取り組み
	2) 不法投棄物リサイクルによる溶融スラグのコンクリート用細骨材への利用
	3) 官民協同による溶融スラグ有効利用への取り組み
	4) リサイクルコンクリートによる大型消波ブロックの製作
	5) 高含水比粘性土と伐木・抜根材、他産業からの副産物のリサイクル
	6) サンドドレーンの砂の代替として銅スラグを利用
	7) 都市ごみ溶融スラグを道路用骨材に有効利用
	8) 石炭灰・スラグ・粒鉄を消波ブロックに有効利用
	9) 鉄鋼スラグをサンドコンパクションパイル材として利用
	10) 廃ガラスをコンクリート製品に利用
	11) 銅水砕スラグをケーソン中詰材として利用
	12) 古タイヤ焼却灰を利用したコンクリート着色添加剤を活用
	13) 銅水砕スラグをサンドコンパクションパイル材として利用

表 4-2-50 (3) リサイクル等事例

建設副産物等	リサイクル事例
6. 混合廃棄物・ゼロエミッション・3R	1) 新工法を用い、職長会と共に取り組んだゼロエミッション活動
	2) 建設工事現場における環境負荷低減活動への取り組み
	3) 相互展開による環境配慮型現場づくり
	4) 工業化住宅における継続的なゼロエミッション活動
	5) 周辺環境を考慮したリデュース・リユースと建設副産物のリサイクル率100%達成（混廃ゼロ）を目指した現場運営
	6) 建築主・設計者・施工者が一体となったライフサイクルゼロエミッションへの挑戦
	7) 建築工事作業所における継続的なゼロエミッションへの取り組み
	8) ゼロエミを実現する現場分別システムとグリーンアジェンダの取り組み
	9) 環境に配慮した「資源循環型社会」
	10) 住宅建設工事現場における産業廃棄物リサイクル 100%を目標とした現場運営
	11) 厳しい環境目標を設定した廃棄物の発生抑制
	12) 混合廃棄物量ゼロを目指し、工事間利用を促進
	13) 分別の徹底を図るリサイクルへの取り組み
	14) リサイクルを意識した3分別の徹底と環境に負荷をかけない作業所づくり
	15) 設計・施工と維持管理・運営業務におけるライフサイクルコストの縮減
	16) 撤去した積出施設・栈橋の鋼材を他の栈橋にてリユース
	17) 共同住宅新築工事での発生抑制を中心とした3R
	18) オフィスビル新築工事での計画設計段階を含めた取り組み
	19) ダム建設工事での完全なるゼロエミッションへの挑戦
	20) 水門改築工事でのゼロエミッションを目指した取り組み
	21) 大規模改修工事における3R活動の推進
	22) 作業員全員の意識高揚による環境の改善・廃棄物の分別、減量化
	23) 大規模現場でゼロエミッションを達成
	24) 建替事業の建物分別解体・回収に取り組みゼロエミッションに挑戦
	25) ゼロエミッション 建設副産物の有効利用
	26) ゼロエミッションを目指した建設副産物の有効利用
7. その他	1) 道路トンネル工事における取り組み
	2) ホタテ貝殻のコンクリート用細骨材としてリサイクル
	3) ダムに漂流する落ち葉の有効利用
	4) 消費電力の低減、As塊・Co塊の現場内再利用、リサイクル材の活用
	5) 建設副産物の精細、正確かつ効率的な分別作業を可能とする独自の物流システムの構築
	6) 廃電線を、新たなリサイクル製品へ
	7) 石膏ボード業界のリサイクル
	8) 浄水場の汚泥と家畜糞尿を利用した植生基盤材
	9) 硬質塩化ビニル管・継手の一貫リサイクルシステム
	10) 浄水場のスラッジをリン吸着材料として利用

出典：リサイクル事例一覧（建設副産物リサイクル広報推進会議ホームページ）